

# 八丈町高齢者保健福祉計画

## ・ 第 8 期介護保険事業計画

(計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度)

令和 3 年 3 月



八丈町

## はじめに

八丈町の高齢化率は、少子高齢化と人口減少の影響で、令和3年1月現在で39.7%となっており、全国平均、東京都平均と比較して高い水準にあります。

令和7年には65歳以上の割合が42%に達する見込みとなっております。

今後、ますます一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の割合も増加していくことが想定され、地域の中でどのように支えていくのかが課題となっております。

国は、第8期介護保険事業計画を策定するうえで、2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備や地域包括ケアシステム、認知症対策などの強化を掲げています。

平成29年度より、八丈町においても総合事業が開始され、要支援者に対し、今までと同じサービスを提供しつつ、多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、多様な担い手による新しいサービスの提供ができるようになりました。都内と比較して、介護サービスの種類や人材確保など限りある資源の中で、八丈町特有の地域性を活かし、地域の中で高齢者を支え合う仕組みづくりを継続して行ってまいります。

第8期介護保険事業において、介護事業者や関係機関、地域の方々のご協力をいただき、高齢者の方が地域の中で安心した生活を継続できるように、介護予防事業や総合事業に取り組んでまいります。

最後に本計画の策定にあたりご尽力いただきました八丈町介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等にご協力いただいた皆様、民生委員の皆様、貴重なご意見をいただきました町民、事業者、関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。今後も本計画の推進にあたりまして、ご指導ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和3年3月

八丈町長 山下 奉也

## 目次

|      |                        |       |
|------|------------------------|-------|
| 第1章  | 計画の基本的な考え方             | 1ページ  |
| 第2章  | 高齢者の状況                 | 7ページ  |
| 第3章  | 地域包括ケアシステムの実現に向けた施策の展開 | 15ページ |
| 第4章  | 高齢者福祉事業                | 20ページ |
| 第5章  | 地域支援事業                 | 25ページ |
| 第6章  | 介護保険事業                 | 33ページ |
| 第7章  | 介護保険事業費の見込み            | 51ページ |
| 第8章  | 第1号被保険者の保険料の見込         | 58ページ |
| 第9章  | 介護保険事業における低所得者支援策      | 61ページ |
| 第10章 | 介護保険事業の円滑な運営           | 63ページ |

## 資料編

|     |                  |
|-----|------------------|
| 資料1 | 八丈町介護保険運営協議会     |
| 資料2 | 高齢者実態調査          |
| 資料3 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 |
| 資料4 | 在宅介護実態調査         |

## 第1章 計画の基本的な考え方

---

### 1. 計画策定の背景～令和22年（2040年）を見据えて～

わが国では、高齢化の進行により、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）には後期高齢者が2,000万人を突破するといわれており、八丈町でも同年に、後期高齢者が1,500人を超え、総人口に占める後期高齢化率は25%を超えると予測されています。また、後期高齢者の増加に伴い、要介護者や認知症高齢者の割合も増加することが予想されています。

このような中、高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続するために、国が令和元年6月に策定した認知症施策推進大綱の理念等も踏まえ、当事者の意見を聞きながら、医療、介護、住まい、生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化を進めていく必要があります。

さらに、令和22年（2040年）には日本の高齢者人口が4,000万人に迫ると予想されています。八丈町でも同年に人口は約5,200人、高齢者人口は約2,200人（八丈町人口ビジョン、独自推計による分析）になると予測されており、現役世代人口が減少する中での社会活力の維持向上のため、高齢者の多様な就労・社会参加、健康寿命延伸、医療・福祉サービス改革への取組みが求められています。

八丈町においては各介護事業所や関係機関と連携し、限りある資源の中で介護を必要とする高齢者の支援及び介護予防事業に取り組んでいるところです。

「八丈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」は、高齢者人口の増加が想定される中で、八丈町が目指すべき高齢者保健福祉及び介護保険制度の運営に関する計画を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に策定するものです。

この計画を基に、八丈町の地域特性を活かした地域包括ケアシステムの構築を着実に進め、高齢者の方が地域の中で、安心していきいきと元気に生活しているよう、地域福祉の推進や介護保険事業の円滑に取り組んでまいります。

## 2. 制度改正の概要

〈地域共生社会の実現に向けて〉

令和2年6月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和3年4月に施行されます。この改正により、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などの推進、医療・介護データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化などが行われます。

## 3. 計画の位置づけ

### (1) 計画の位置づけ

#### ①法令の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画を一体の計画として策定するものです。

老人福祉計画は、全ての高齢者を対象に高齢者向けの保健福祉サービスとその提供体制に関する計画です。

介護保険事業計画は、介護等が必要な高齢者等を対象に介護保険給付対象サービスや地域支援事業について定める計画です。

#### ②計画体系

計画体系においては、「八丈町基本構想」（以下「基本構想」という。）「八丈町基本計画」（以下「基本計画」という。）はちじょう HEART プラン（八丈町地域福祉計画）を上位計画と位置付けています。基本構想はまちづくり推進にむけての基本理念、めざすまちの姿、まちづくりの基本目標及び町政運営の基本姿勢を明らかにしたものであり、基本計画はそのための実行計画です。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として居続けられ、地域福祉を推進するための理念や仕組みを作る福祉分野の総合的、横断的な計画です。

## (2) 計画期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としています。また、令和7年度（2025年度）、更に現役世代が急減する令和22年度（2040年度）の双方を念頭に高齢者の人口や介護サービスを中長期的に視野に立った施策の展開を図ることを目的としています。

なお、本計画は保険給付に要する費用の動向、保健福祉施策の進捗状況などを踏まえ、令和5年度に見直しを行い、新たな計画を策定することになります。

### 八丈町基本構想・基本計画

#### 八丈町地域福祉計画

八丈町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

八丈町障害者計画・障害者福祉計画

八丈町子ども・子育て支援計画

八丈町次世代育成支援対策推進行動計画

## 4. 基本理念と基本方針

### (1) 高齢者が様々な分野で活躍し、生きがいを感じるまちづくり

高齢者が地域社会の一員として、豊富な知識や経験を活かして、仕事、ボランティア活動、スポーツなどの様々な分野でいきいきと活躍することができ、生きがいを感じられるように、高齢者の社会参加などにつながるまちづくりを推進します。また、高齢者が可能な限り要介護・要支援状態にならず、自立した生活を営むことができるよう、介護予防事業を積極的に推進します。

### (2) 保健・医療・福祉の連携による高齢者を支える体制づくり

高齢者がいつまでも健康でいきいきと活動的に生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉の連携を強化し、高齢者福祉サービスの充実を図ります。

また、高齢者及び高齢者を支える家族等を支援するため、認知症対策や高齢者虐待防止、成年後見制度を用いた権利擁護などの対応を推進します。

すべての住民・関係者が地域の課題を共有し、課題解決に向けてともに歩める地域づくりを目指します。

### (3) 地域共生社会の実現にむけた支え合いの体制づくり

地域共生社会とは、高齢者介護、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野ごとの枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、高齢者が参加できる場の確保や地域の見守り、民間の活力を活かしたまちぐるみの支え合い体制づくりを広げることを目指します。

ボランティアなどの支援の担い手を発掘、養成しながら、人とのふれあいを大切に、住民、民間団体、行政機関などが分野を超え一体となって、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりの構築に努めます。

## 5. 計画策定の過程

### (1) 介護保険運営協議会の開催

高齢者保健福祉や介護保険制度に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため「八丈町介護保険運営協議会」を開催、第8期計画について検討し、計画を策定しました。

### (2) アンケート調査の概要

計画を策定するにあたり、在宅の高齢者の現状や意向などを把握するため、高齢者実態調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を実施しました。

#### ①高齢者実態調査

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 1 対象者  | 平成31年4月1日現在70歳以上の方 |
| 2 対象者数 | 2,048人             |
| 3 調査地域 | 町内全域               |
| 4 調査方法 | 民生委員による聴き取り        |
| 5 調査期間 | 平成31年5月～8月         |

| 調査対象者  | 回答数    | 有効回収率 |
|--------|--------|-------|
| 2,048人 | 1,790人 | 87.4% |

#### ②介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

|        |   |
|--------|---|
| 1 対象者  | 令和2年6月15日時点の要介護1～5の認定者を除いた65歳以上から800人を無作為抽出<br>(単純無作為抽出法) |
| 2 対象者数 | 800人  |
| 3 対象地域 | 町内全域  |
| 4 調査方法 | 郵送  |
| 5 調査期間 | 令和2年7月～8月   |

| 調査対象者 | 回答数  | 回収率   |
|-------|------|-------|
| 800人  | 520人 | 65.0% |



③在宅介護実態調査

|        |  |
|--------|--|
| 1 対象者  | 在宅で介護を受けており、調査期間内に介護認定の更新または区分変更申請をして認定調査を受けた方 |
| 2 対象者数 | 325人   |
| 3 対象地域 | 町内全域   |
| 4 調査方法 | 要介護認定調査と同時に実施                                  |
| 5 調査期間 | 平成31年1月～令和2年12月                                |

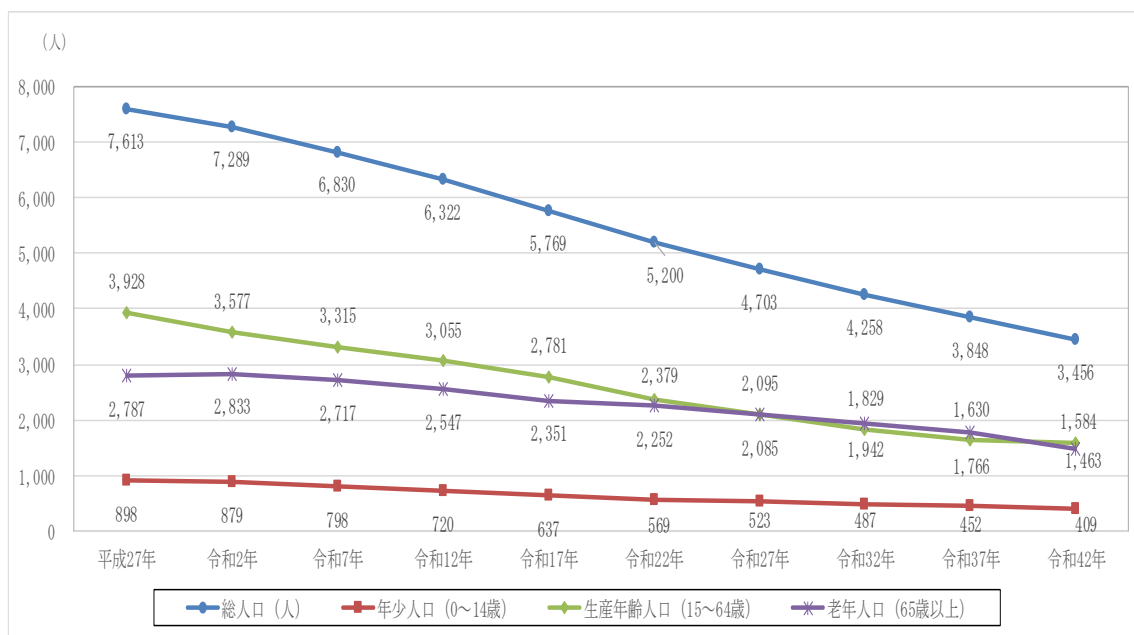
| 調査対象者 | 回答数 | 有効回収率 |
|-------|-----|-------|
| 325人  | 98人 | 30.2% |

## 第2章 高齢者の状況

### 1. 高齢者の状況

#### (1) 総人口の推移

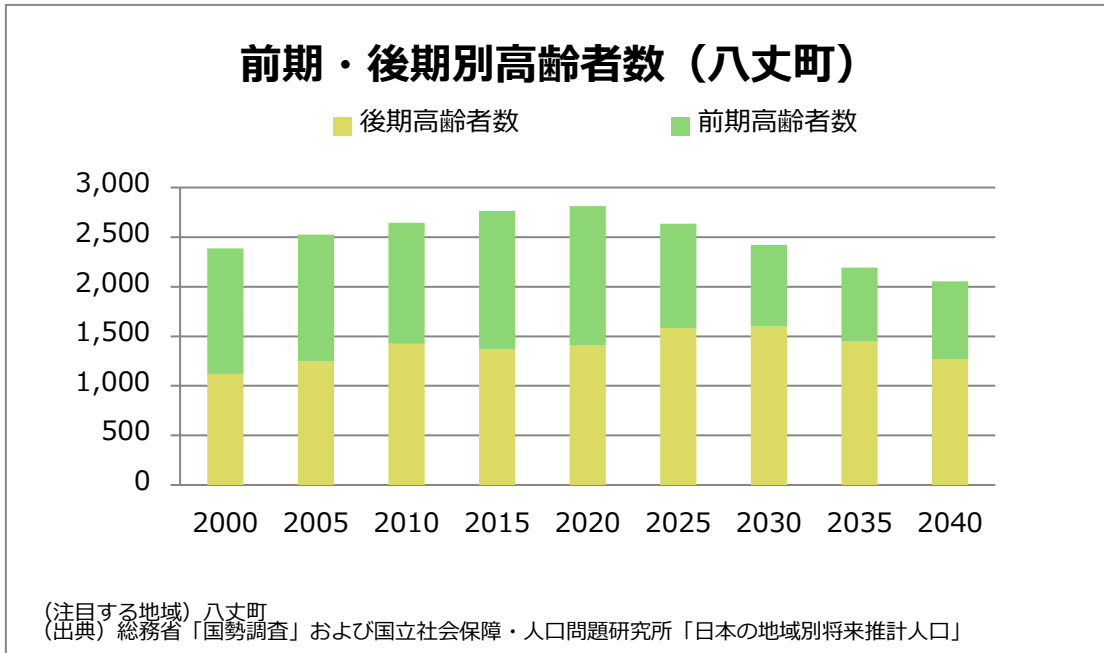
総人口は、減少し続け令和42年には人口3,500人を下回る見込みです。年齢3区分別人口の推移では、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少率が一番高く、総人口の減少率とほぼ同率となっております。年少人口（0歳～14歳）、老年人口（65歳以上）についての減少率は生産年齢人口よりも穏やかであるものの、減少していく見込みです。



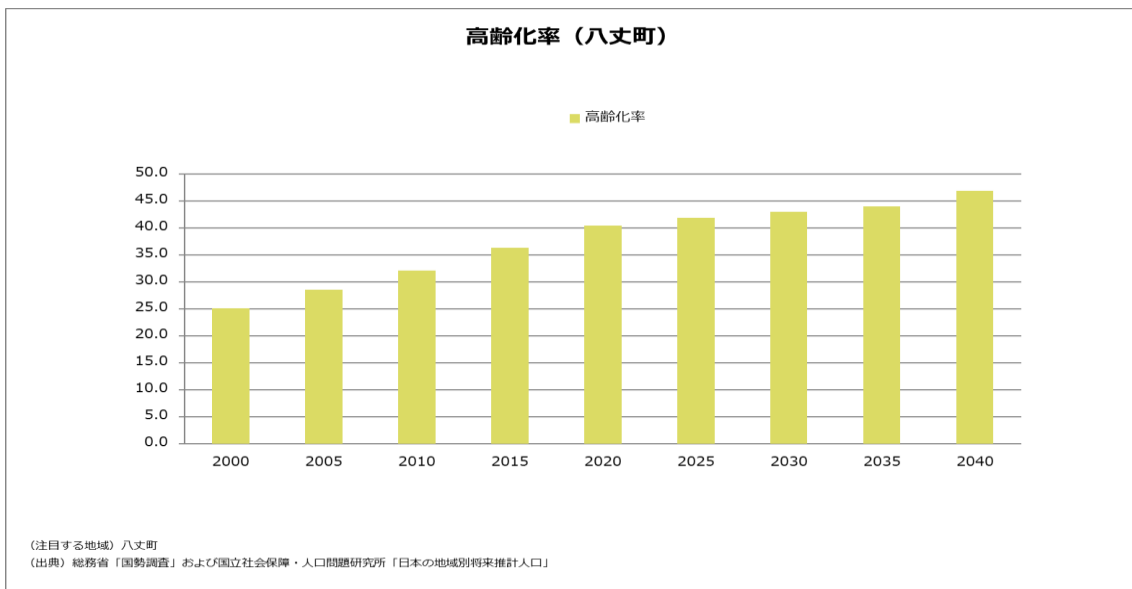
総人口及び年齢3区分別人口の推移（出典：八丈町 人口ビジョン）

## (2) 高齢者人口の推移

介護保険の第1号被保険者数は、令和3年1月1日現在で2,914人、高齢化率は約40%となっています。高齢者人口は令和2年をピークに今後は減少していく見込みです。前期高齢者の割合のほうが高い状況が続いていましたが、今後は後期高齢者の割合のほうが高くなる見込みです。



介護保険開始当初の平成12年（2000年）から令和22年度（2040年）までの高齢化率をみると、増加率は穏やかになることが分かります。



(3) 認知症高齢者

八丈町における認知症高齢者数は年々増加傾向にあり、令和3年1月末日現在、認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上）の数は382人となっており、認定者数の約7割近くとなっています。

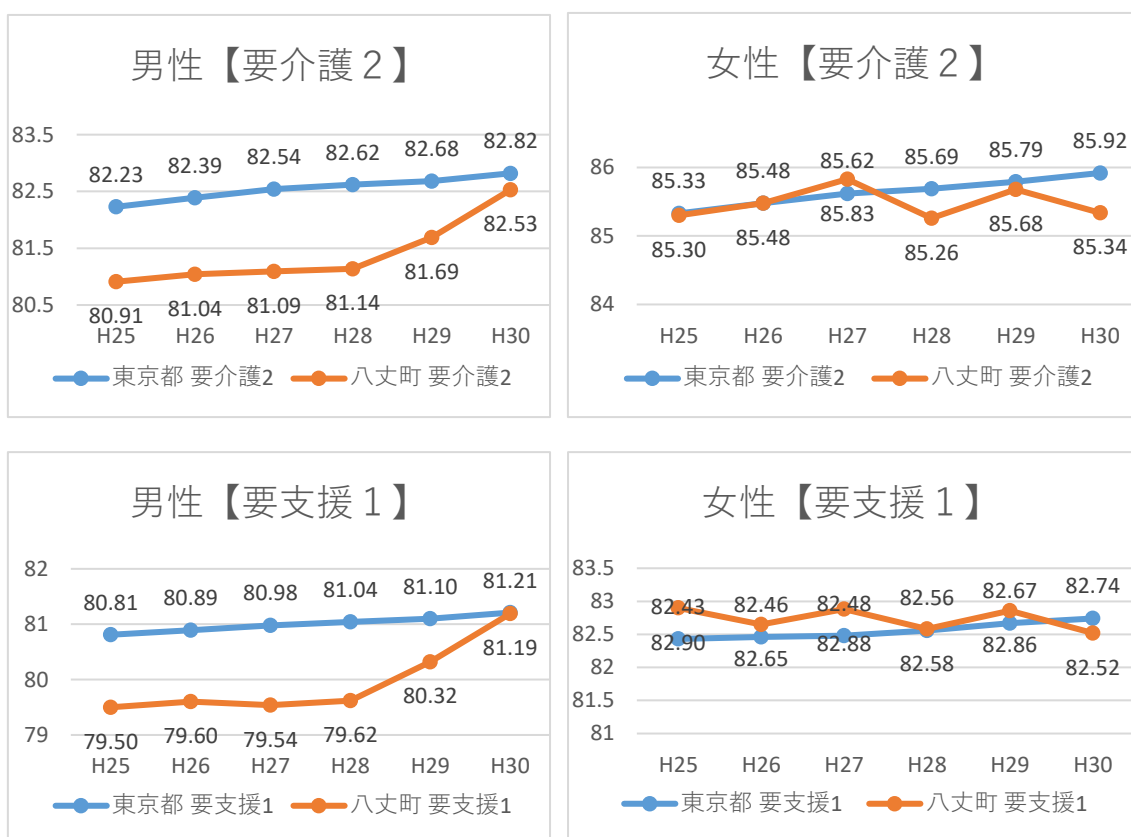
令和3年1月現在

| 区分             | 要介護・要支援認定区分 |      |      |      |      |      |      | 総計  |     |
|----------------|-------------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|
|                | 要支援1        | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |     |     |
| 認知症高齢者の日常生活自立度 | 自立          | 28   | 29   | 7    | 9    | 6    | 3    | 3   | 85  |
|                | I           | 36   | 24   | 23   | 15   | 7    | 7    | 3   | 115 |
|                | Ⅱa          | 12   | 17   | 25   | 7    | 6    | 8    | 3   | 78  |
|                | Ⅱb          | 9    | 3    | 25   | 13   | 20   | 18   | 3   | 91  |
|                | Ⅲa          | 4    | 0    | 13   | 10   | 26   | 39   | 16  | 108 |
|                | Ⅲb          | 2    | 0    | 1    | 5    | 3    | 11   | 11  | 33  |
|                | Ⅳ           | 0    | 0    | 1    | 7    | 4    | 10   | 36  | 58  |
| M              | 1           | 0    | 0    | 0    | 1    | 7    | 5    | 14  |     |
| 総計             | 92          | 73   | 95   | 66   | 73   | 103  | 80   | 582 |     |

| 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準 |   |
|--------------------|---|
| I                  | 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している                       |
| Ⅱa                 | 家庭外でも日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる |
| Ⅱb                 | 家庭内でも日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる |
| Ⅲa                 | 日中を中心として日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする     |
| Ⅲb                 | 夜間を中心として日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする     |
| Ⅳ                  | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする            |
| M                  | 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする                    |

#### (4) 65歳健康寿命

八丈町の65歳健康寿命は要支援1以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合、平成30年時点で男性は81.19歳、女性は82.52歳です。また、要介護2以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合、男性は82.53歳、女性は85.34歳です。経年で比較すると、男性は平成28年から大きく健康寿命が伸びていますが、東京都と比較すると男女とも、平成30年時点（令和2年度公表値）では都平均を下回っていることが分かります。



65歳健康寿命（東京保健所長会方式）とは

65歳の人が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すものを言います。

65歳健康寿命（歳）＝65歳＋65歳平均自立期間（年）

65歳平均余命（年）＝65歳平均自立期間（年）＋65歳平均障害期間（年）

\*平均自立期間：要介護認定を受けるまでの期間の平均、健康と考える期間

\*平均障害期間：要介護認定を受けてから死亡までの期間の平均

※ 「人口1万人以下の市区町村においては参考値」とされています。

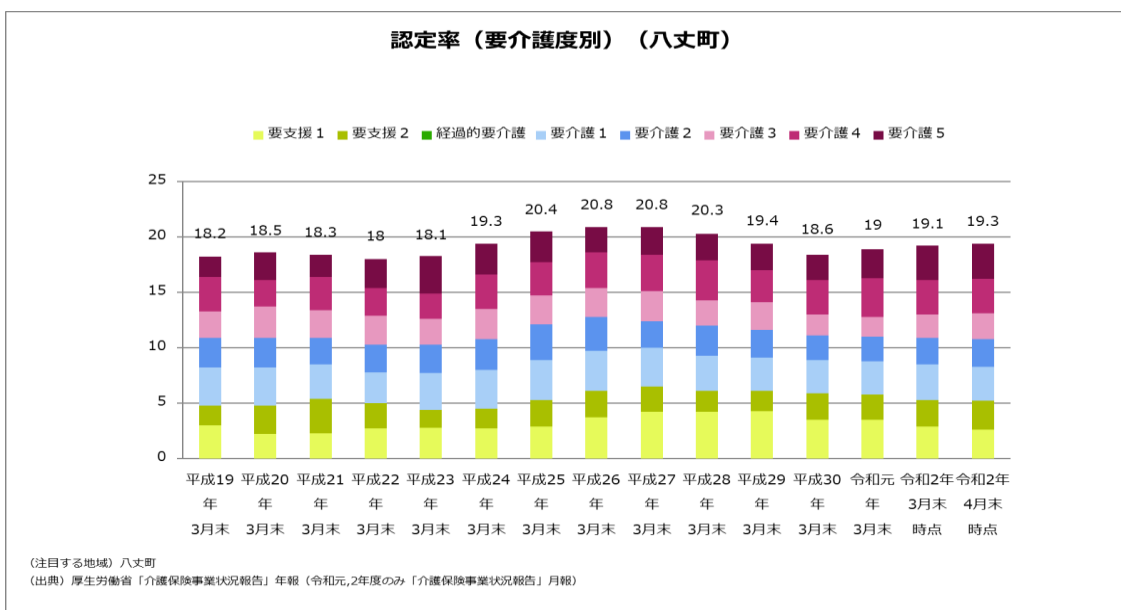
(5) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、平成30年度の568人から令和2年度は576人と微増しているものの、概ね横ばいです。平成19年度からの認定率を確認すると、第5期計画期間から第6期計画期間において認定率が上がっており、特に軽度者の認定が高くなっていることが分かります。これは介護保険制度が地域の中でしっかりと周知され、地域の中で心配な高齢者がいたら介護認定を勧めてくれる地域の力があるということでもありました。

第7期計画期間においては、実績値が計画値よりも下回っており、特に要支援1の認定者数が大きく下回っています。第7期計画期間において相談体制を整備したことにより、困ったらまずは介護申請ではなく、困ったらまずは相談ということが定着してきていることがこの実績値からも分かります。

(単位：人)

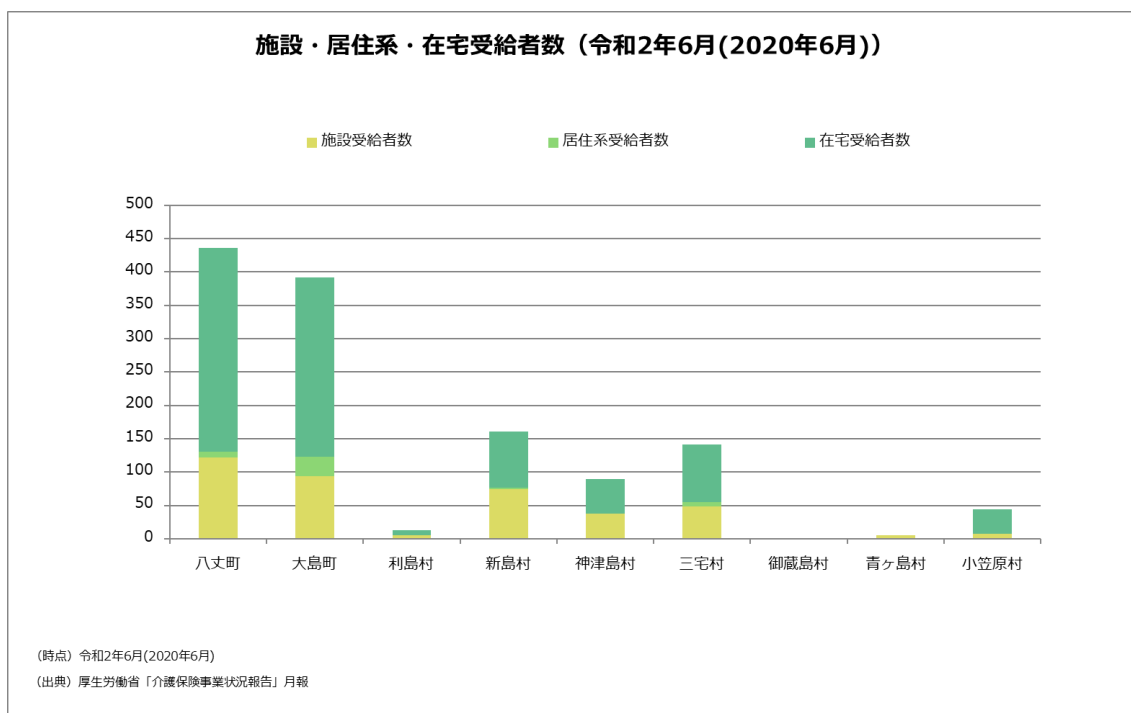
| 要介護度 | 平成30年 |       |         | 平成31年 |       |         | 令和2年  |       |         |
|------|-------|-------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|---------|
|      | 計画(a) | 実績(b) | b/a     | 計画(a) | 実績(b) | b/a     | 計画(a) | 実績(b) | b/a     |
| 要支援1 | 118   | 101   | 85.59%  | 118   | 76    | 64.41%  | 124   | 85    | 68.55%  |
| 要支援2 | 62    | 70    | 112.90% | 72    | 77    | 106.94% | 87    | 73    | 83.91%  |
| 要介護1 | 83    | 87    | 104.82% | 87    | 92    | 105.75% | 94    | 90    | 95.74%  |
| 要介護2 | 74    | 68    | 91.89%  | 78    | 74    | 94.87%  | 83    | 68    | 81.93%  |
| 要介護3 | 73    | 53    | 72.60%  | 76    | 69    | 90.79%  | 78    | 72    | 92.31%  |
| 要介護4 | 76    | 105   | 138.16% | 67    | 91    | 135.82% | 65    | 104   | 160.00% |
| 要介護5 | 83    | 84    | 101.20% | 93    | 92    | 98.92%  | 102   | 84    | 82.35%  |
| 計    | 569   | 568   | 99.82%  | 591   | 571   | 96.62%  | 633   | 576   | 91.00%  |



## (6) 施設・居住系・在宅受給者の推移

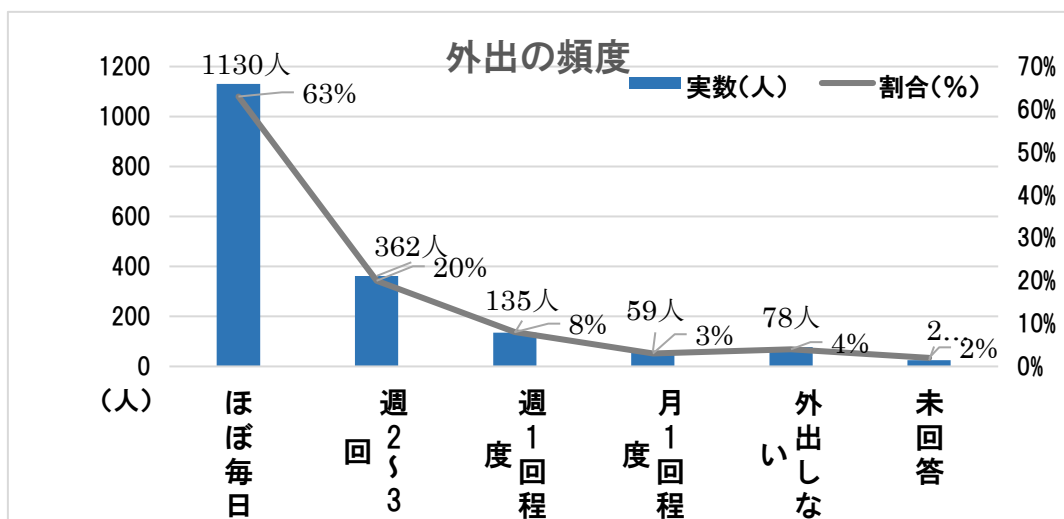
介護サービスを利用している方が、施設系、居住系、在宅のどこでサービスを受給しているかを確認すると、八丈町の利用者は在宅サービスを多く利用していることが分かります。八丈町管内にもサービス付き高齢者住宅ができましたが、特定施設の指定を受けている施設ではないため、この居住系サービスの中には含まれていません。八丈町は他の島しょ部の中でも一番サービスを受給している人が多いことが分かります。

在宅サービス、または施設サービスを利用しながら、できる限り住み慣れた島の中で最期まで過ごせるよう、切れ目のない在宅サービスまたは施設サービスの維持が必要です。



(7) アンケート調査結果からみる外出頻度

高齢者実態調査(平成 31 年度)によると、およそ 63%の方がほぼ毎日外出をしていたことが分かります。



対象者等が異なるため単純な比較はできないものの、感染症拡大の影響等により令和2年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、週5回以上外出する方の割合は40%となり、平成29年度と比較しても8ポイント減少しています。また、昨年と比べて外出の回数がとても減っている、減っていると回答している方は39%となっていることが分かります。

・週に1回以上は外出していますか

| 項目          | 平成29年 | 令和2年 |
|-------------|-------|------|
| 1 ほとんど外出しない | 13%   | 10%  |
| 2 週1回       | 5%    | 14%  |
| 3 週2~4回     | 31%   | 34%  |
| 4 週5回以上     | 48%   | 40%  |
| 5 無回答       | 3%    | 2%   |

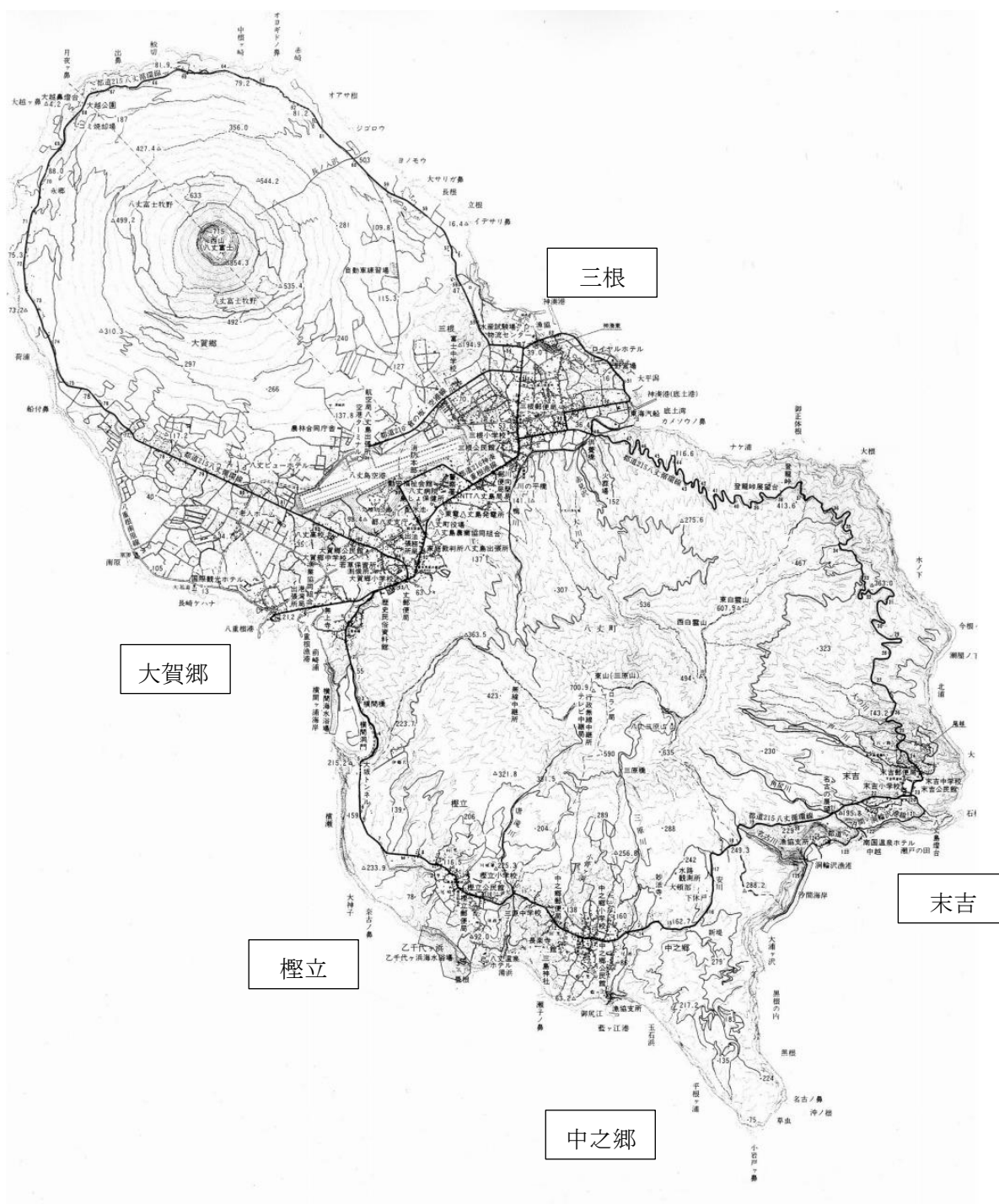
・昨年と比べて外出の回数が減っていますか

| 項目          | 平成29年 | 令和2年 |
|-------------|-------|------|
| 1 とても減っている  | 4%    | 8%   |
| 2 減っている     | 21%   | 31%  |
| 3 あまり減っていない | 23%   | 22%  |
| 4 減っていない    | 49%   | 36%  |
| 5 無回答       | 3%    | 3%   |



## 2. 日常生活圏域

日常生活圏域とは、支援が必要な人に必要なサービスが届くよう、相談体制の整備や介護サービス基盤の整備計画を立てる上で、区市町村における地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件を総合的に勘案して設定するものです。八丈町では島全域を1つの日常生活圏域として設定します。

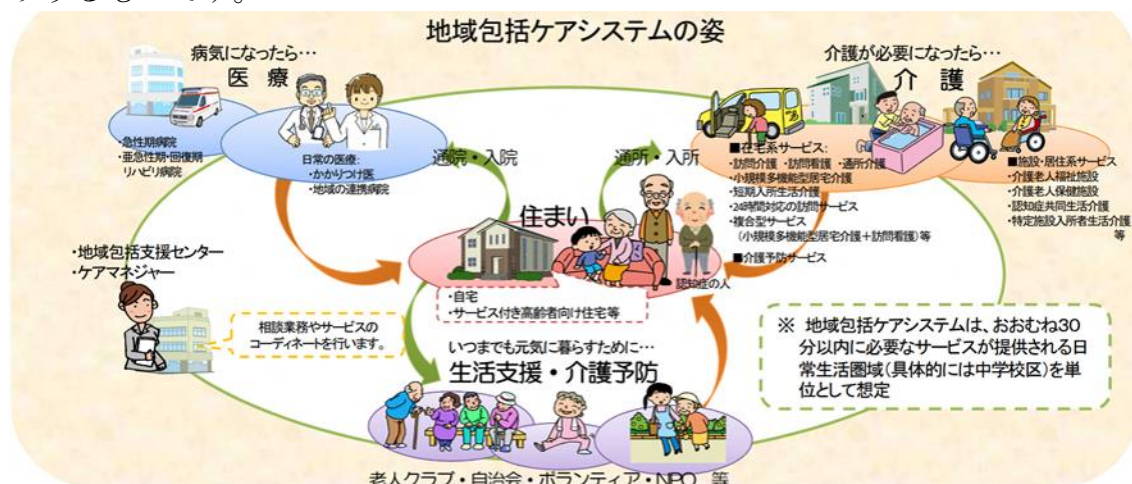


## 第3章 地域包括ケアシステムの実現に向けた施策の展開

### 1. 施策の推進にあたって

#### (1) 地域包括ケアシステムの深化

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者一人ひとりの状況に応じて、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する体制のことです。高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となりうるものです。



八丈町では、地域包括ケアシステムの構築・確立のために次の7本の柱を中心に取り組んできました。

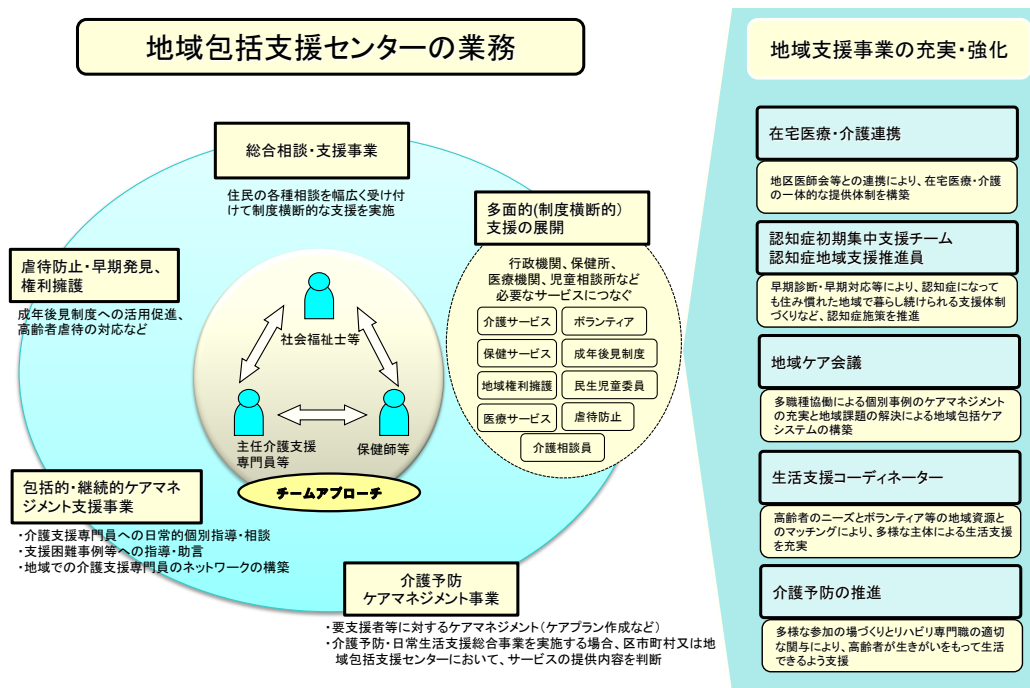
- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 地域ケア会議の充実
- 3 医療・介護の連携の推進
- 4 認知症施策の推進
- 5 権利擁護の推進
- 6 ケアマネジメントの質の向上
- 7 介護者に対する支援の充実

第8期計画では、地域包括ケアシステムをさらに強化していくために、上記7つの柱の以外に地域住民やボランティアなどのインフォーマルな社会資源の発掘や介護予防事業・重度化防止の推進にも引き続き取り組み、また、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化にも取り組みます。

## (2) 地域包括支援センターの機能強化

これまで八丈町では、地域包括支援センターを、「社会福祉法人 養和会」へ委託して運営するとともに、町役場内にも相談体制を整えるなど、高齢者の様々な相談に対応してまいりました。

地域包括支援センターは、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント、地域のケアマネジャーの支援等の業務を通じて地域包括ケアシステムの実現に向けた中核機関となることが期待されています。



資料：厚生労働省公表資料に基づき東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

しかしながら、高齢化に伴い地域包括支援センターの業務は窓口や電話による相談、個別訪問及び指定介護予防支援業務がその大半を占めるようになり、その内容は複雑化しています。

そこで八丈町では、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの体制整備、介護予防の推進など、地域支援事業の充実・強化を図るための仕組み作りを行い、引き続き委託先の養和会とも協働して一体的に地域包括支援センターの機能強化を図ってまいります。

## 2. 自立支援・介護予防・重度化防止の取り組み

介護保険法第117条に基づき、第7期介護保険事業計画より被保険者の地域における日常生活の支援、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取り組み及び目標を記載し、区市町村は都道府県へと報告することとされました。自立支援、介護予防または重度化防止に向けた取り組みと目標については、下記のように設定します。

### (1) ケアマネジメントの質の向上

高齢者の在宅生活を支えるためには、多様なサービス主体が連携して高齢者を支援できるよう、介護支援専門員が中核的な役割を担い、利用者の自立支援に資するケアマネジメントを適切に行うことが重要です。

八丈町では、東京都の「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」に基づき、自立支援・重度化防止の考え方を踏まえながら介護支援専門員を支援することで、高齢者等が要介護状態になっても尊厳を保持し、その人が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員への支援を行っていきます。

| 重要業績評価指標 (KPI)      | 令和2年度状況                       | 令和5年度達成目標                 | 参照ページ            |
|---------------------|-------------------------------|---------------------------|------------------|
| ケアプラン点検数            | 書類審査：45件<br>面談：感染症予防の観点から実施せず | 令和5年度までに全介護支援専門員に対し1回以上実施 | p. 29<br>ケアプラン点検 |
| 都のガイドラインに基づいた研修会の実施 | 感染症予防の観点から実施せず                | 各年1回以上実施                  | p. 29<br>ケアプラン点検 |

## (2) 高齢者がいきいきと暮らす地域づくり

高齢者が目標と自主性をもって日常生活を楽しくいきいきと暮らすため、地域の中で自主活動グループの支援等を行います。高齢者の雇用機会創出や就労支援等、生涯現役促進の観点から関係機関との連携を図ります。

| 重要業績評価指標 (KPI)                       | 令和2年度状況                            | 令和5年度達成目標 | 参照ページ  |
|--------------------------------------|------------------------------------|-----------|--|
| 高齢者実態調査におけるほぼ毎日外出する高齢者の割合            | 34.5% <sup>※1</sup>                | 50%       | p. 20～<br>・老人クラブへの活動支援<br>・シルバー人材センターの運営支援<br>・グラウンドゴルフ大会実施<br>・高齢者演芸大会実施支援<br>・敬老会<br>・ゲートボール場の整備<br>・東京都シルバーバス<br>・高齢者優待乗車券<br>・第1号訪問・通所型事業<br>・地域介護予防活動支援事業 |
| 65歳健康寿命（要介護2）の東京都平均との差 <sup>※2</sup> | 男性：-0.29 <sup>※3</sup><br>女性：-0.58 | 男女共に±0    | p. 10<br>65歳健康寿命   |
| シルバー人材センター会員数                        | 274人                               | 274人      | p. 20<br>シルバー人材センターの運営支援   |

※1 令和2年度は調査を実施できなかったため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査週5回以上外出すると回答した方の割合を記載しています。

※2 八丈町平均値－東京都平均値で算出しています。

※3 令和2年に公表された平成30年の数値を記載しています。



### 高齢期の **きょういく** と **きょうよう** をご存知ですか？

「生きがい」という言葉は耳慣れていても、「あなたの生きがいは？」と聞かれてすぐに答えられる人は多くはないかもしれません。特に退職後の高齢期においては、「朝起きてもすることがない、行く所もない」という、シンプルではありますが切実な悩みを良く耳にします。そこで大切になるのが「きょういく」と「きょうよう」だと言われています。それはいわゆる「教育」と「教養」ではなく、「“今日行く”ところがある」こと、そして「“今日用”事がある」ことです。これが「生きがい」だとはっきり答えることは難しくても、今日行くところがあり今日用事があれば、日々の暮らしに張り合いが出て、心身も健康に保てると思いませんか。  
「今日行く」と「今日用」は生きがいを生む源泉とも言えそうですね。

### (3) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

認知症サポーター講座等を開催し認知症の人や高齢者の理解推進のための取組みを継続します。徘徊高齢者ネットワーク事業や地域支援事業に基づく認知症総合支援等を実施し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めます。

| 重要業績評価指標(KPI) | 令和2年度状況 | 令和5年度達成目標 | 関連施策(ページ) |
|---------------|---------|-----------|-----------|
| 認知症サポーター養成数   | 52名     | 各年50名     | p. 28     |

### (4) 介護保険を担う人材の確保・定着・育成に向けた取り組み

超高齢社会を迎えた八丈町において、住み慣れた地域で生活を送ることを望む高齢者を支えるために、介護保険を担う人材の確保は重要な課題です。高齢化が進むとともに、サービスを提供する側の高齢化も進み、ベテラン職員の退職時期を迎える中、介護サービスを支える担い手の維持・確保は急務であります。

これまでも八丈町では2年に1度、介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級研修)を実施しており、今後も継続して実施します。研修の実施の際には島での将来的な就労も見据えて八丈高校へも積極的な声掛けをしていきます。

また、ケアマネジメント質の向上を含め、介護の質の向上を支援するため必要な取り組みとして対象となる研修を増やすことや、地域外からの人材確保の支援も検討しながら、人材の確保、養成、質の向上を図り、介護が必要になっても住み慣れた地域の中で暮らし続けることができるよう介護基盤の維持を図ります。

| 重要業績評価指標(KPI) | 令和2年度状況 | 令和5年度達成目標 |
|---------------|---------|-----------|
| 研修受講者数        | 6名 ※1   | 10名       |
| 介護従事者就業者数     | 171名    | 171名      |

※1 研修は隔年で実施しているため、平成31年度の状況を記載しています。

### (5) 介護給付適正化事業(介護給付適正化計画)

保険者として介護サービス等を必要とする方に対し認定を適切に行い、適切なケアマネジメントに基づくサービスを、サービス事業者がルールに従って提供していく取り組みを推進します。具体的な取り組みについては、第5章 地域支援事業 4 任意事業で後述します。

## 第4章 高齢者福祉事業

---

### 1. 高齢者がいきいきと暮らす地域づくり

高齢者が目標と自主性をもって日常生活を楽しくいきいきと暮らすため、地域の中で自主グループを支援するなど、生きがいつくりの支援を展開します。また、高齢者の雇用機会創出や就労支援など、生涯現役促進の観点から関係機関との連携を図ります。

#### (1) 老人クラブへの活動支援

八丈町で活動されている19クラブに対し、クラブ活動の活性化のための支援を継続します。クラブ活動を通じて、健康で明るく、人とのつながりのある生活を送っていただきたいと考えています。

各クラブに対しては、現在老人クラブに加入していない高齢者に対して積極的に参加を呼びかけ、孤立することがないように、声掛け運動を継続するとともに、新たな会員の加入を目指すよう促します。

#### (2) シルバー人材センターの運営支援

シルバー人材センターは、会員による自主的・主体的な運営と共働共助の下で働くことを理念としています。

八丈町シルバー人材センターには、令和3年1月現在、274名の高齢者が登録をしています。シルバー人材センターの登録者数は、第8期計画期間において高齢者人口は今後人口減少とともにやや減少していくことが見込まれますが、現在の会員数を維持することが目標であり、そのための周知活動等についても支援を行います。高齢になっても一人ひとりのやる気や条件にあった就労をすることで、いきいきとした生活を送り、また安全に働いて収入が得られるようシルバー人材センターの公益的事業に対して支援を継続します。

また、介護予防事業の実施の推進に向けた支援を行います。

### (3) グラウンドゴルフ大会実施

平成29年度より毎年10月最終金曜日に実施することとし、高齢者の方の恒例の行事になるよう推進します。

グラウンドゴルフは、平坦な芝や土の上で行い、高齢者でも楽しくできるスポーツです。島内各地で練習や大会が行われ、屋外で楽しく体を動かすとても良い機会となっており、毎年110名以上の方が参加されている本大会を継続し、健康増進とコミュニケーションの場となるよう実施していきます。

### (4) 高齢者演芸大会実施支援

毎年12月の第一日曜日に開催している高齢者演芸大会は、平成31年度で23回を数えました。本大会に向けて、出演者は踊りや歌などを練習し、出演しない方も大会当日は地域で誘い合って外出する良い機会となっています。本大会に対する支援を継続し、高齢者の方の生きがい活動を推進します。

### (5) 敬老会

多年にわたり地域社会の発展に寄与した高齢者に対し、敬意と感謝の意を表すとともにその長寿を祝福するとともに、会食をとおして健康増進につなげるため、70歳以上の高齢者を対象に敬老会を開催します。

### (6) 祝い金支給事業

90歳に達した方、100歳に達した方に敬老の意を表すため、お祝い金を支給します。

### (7) ゲートボール場の整備

高齢者が地域でいきいきと暮らすことができるよう、ゲートボール場を整備し、生きがいづくりの支援をします。



## 2. 高齢者の住まいや生活に関する支援

八丈町では一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。

一人暮らし高齢者は、何か問題が生じた際、すぐに家族や親族の支援を得ることが難しい場合があり、地域における支援やサービスの整備が必要です。一人暮らしでも住みなれた地域で生活を継続できるようにするためには、一人暮らしの高齢者の安心感を高める必要があります。そのため、既存取り組みの周知を行う一方で、多様な主体が連携、協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりが求められます。

### (1) 緊急通報システム設置事業

在宅で生活する高齢者単身世帯及び高齢者のみの世帯の方に、民間企業を利用した高齢者緊急通報システム設置事業を実施しています。緊急事態になった場合の不安を解消し、安全を確保することを目的とし、本システムの費用を負担しています。令和3年1月現在、64世帯に設置されています。

### (2) 救急医療情報キット設置事業

在宅で生活する高齢者単身世帯及び高齢者のみの世帯でご希望される方に、万一の急病に備えて保険証や既往歴などの情報を一つにまとめておくキットの配布をしています。

### (3) 感染症や災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合であっても、高齢者が安心して生活できるよう、関係部署と密接に連携し、地域防災計画に基づき、避難行動支援体制等の拡充を進めていきます。

#### (4) 介護人材確保事業

2年に1度、介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級研修）を社会福祉法人養和会に委託をし、八丈町内で実施しています。本研修は通信教育等でも受講することができる研修ではありますが、町内で実施することで受講者の負担を減らすことができます。

本研修を受講された方が、町内事業所で勤務することを支援するために今後も実施する予定（次回、令和3年度実施）です。研修の実施の際には島での将来的な就労も見据えて八丈高校へも積極的な声掛けをしていきます。

また、初任者研修以外の研修の実施も検討し、介護従事者の資質の向上を支援します。

### 3. 自立支援を支えるサービス

高齢者が在宅で安心して自立した生活が続けられるよう、介護保険サービスを補完するサービスの実施や移動手段としてバス利用の助成を行います。

#### (1) 東京都シルバーパス

東京都の高齢者の社会参加を助長し、高齢者の福祉の向上を図るため、70歳以上の東京都内にお住まいの方に「東京都シルバーパス」を発行します。

区市町村民税の課税状況と合計所得金額により、申請者の負担金が異なります。

#### (2) 高齢者優待乗車券

八丈町内に住所を有する65歳以上70歳未満の方に「高齢者優待乗車券」を発行します。コミュニティ区間を除く八丈町路線バスでのみ利用できます。

区市町村民税の課税状況と合計所得金額により、申請者の負担金が異なります。

## 4. 権利擁護の推進

### (1) 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待では、特に日常生活に支障をきたす認知症の症状がみられる方が虐待を受けるケースが増加しています。虐待を未然に防ぐための対応や早期発見、早期対応につなげられるよう啓発活動に取り組みます。

### (2) 権利擁護の推進

地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携して、成年後見制度などの高齢者の権利を守るための制度の普及啓発や制度活用の支援を行います。

成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難な方には、審判の請求に要する費用及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成し、権利擁護や法的地位の安定化を図ります。

また、生活に必要な福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの日常生活自立支援事業についても関係機関に対して推進していきます。

## 5. 老人福祉法の措置

介護保険制度の創設により、従来措置制度による高齢者の福祉サービスは基本的に契約による利用形態となりましたが、家族の虐待等により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対しては、必要なサービスを提供するための措置制度が存続しています。

契約者不在や虐待等のやむを得ないと認められる場合は、居宅サービスや介護老人福祉施設入所の措置の実施について慎重に検討します。成年後見制度等の利用や施設入所などにより、やむを得ない事由が消滅した場合は措置を廃止し、契約に移行する必要があります。

なお、養護老人ホームへの入所措置については、入所判定委員会で公平かつ適正に入所判定を行います。



## 第5章 地域支援事業

---

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメントを強化する観点から、八丈町が主体となって地域支援事業を実施します。八丈町では、介護保険制度の改正により平成29年4月より総合事業を開始しました。

### 1. 介護予防・日常生活支援総合事業

#### (1) 第1号訪問・通所型事業

要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、訪問型サービス、通所型サービスを実施します。通所型サービスについては、現行相当サービスを実施し、訪問型サービスについては、現行相当サービスのほか、シルバー人材センター会員による生活支援サービス(掃除、ゴミ出し等)を実施しています。また、住民主体の互助のサービス提供体制組織の育成・支援を行いながら、サービスの整備を図ることで、サービス提供体制の充実に努めます。

#### (2) 一般介護予防事業

##### ①介護予防把握事業

高齢者等に対する調査等を実施・分析し、効果的な介護予防に努めます。高齢者の保健分野と介護予防の一体的な実施についても検討を重ねてまいります。

##### ②介護予防普及啓発事業

パンフレットや広報はちじょう、八丈町ホームページ等により、介護保険制度を広く住民に周知することで、高齢者本人が介護予防に努めること、困りごとの相談先が分かるなど、町全体に対しての普及啓発を推進します。

##### ③地域介護予防活動支援事業

八丈町がもつ地域性を最大限に活用し、介護予防にかかる取り組みを推進します。高齢者の就業率の高い農業など産業分野との連携も図りつつ、就労的支援も検討してまいります。

## 2. 包括的支援事業

### (1) 包括支援センターの運営

#### ①介護予防ケアマネジメント業務

要支援1・2と認定された方、総合事業の事業対象者や支援や介護が必要になるおそれが高いと判断された方などに対して、現在の状態に合わせた介護予防を支援します。

#### ②総合相談支援業務

高齢者に関する総合的な相談窓口となり、生活の様々な相談を受け、問題に応じて適切なサービスや機関、制度につながります。また、様々な関係者とのネットワーク構築を図ります。

#### ③権利擁護業務

虐待を防止し、虐待の早期発見に努めます。また、消費者被害の防止や権利を守ることを目的とした情報を提供します。さらに認知症高齢者などが権利侵害にあわないため、関係機関と連携を図り、成年後見制度の利用につなげます。

#### ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネジャー等との多職種協働と、地域の関係機関との連携や、地域におけるさまざまな資源を活用し、包括的、継続的に施設や在宅を通じた地域における生活を支援します。また、地域のケアマネジャーの個別相談への対応や、支援困難事例についての助言・指導などを行うことで、高齢者一人ひとりの長期的ケアマネジメントを支援します。

### 3. 包括的支援事業（社会保障充実分）

地域包括支援ケアシステムの深化に向け、行政の取り組みだけではなく、介護、医療の関係機関による専門サービス、地域の多様な主体による活動など、ひとつひとつの要素が有機的に連携を図ることで、老後の「不安」を「安心」に変える仕組みづくりを進めます。また、住民一人ひとりが、自らの意思で自身の生き方を選択し、地域で生きがいを持ちながら、人生の最後まで自分らしく生きることができる社会を築いてまいります。

#### （1）生活支援サービスの体制整備

生活支援コーディネーターを置き、その地域に必要なサービスを把握し、それに対応する地域の社会資源を活用した取り組みの創出に努めます。また、自助・互助の意識の浸透と支え合い活動を推進していくことで、地域高齢者が活躍しながら地域で暮らしを支え合う体制の構築を目指します。

#### （2）医療・介護の連携の推進

医療と介護の両方が必要な高齢者が安心して在宅療養生活を送ることができるよう、入退院時の病院とケアマネジャーの連携やかかりつけ医と介護サービス事業者との連携など、医療・介護関係者の他職種連携を強化する必要があります。また、在宅療養生活を送る高齢者の病状急変時や、入院治療が必要となった場合など、連携の仕組みを構築していく必要があります。さらに、要介護者本人、家族に理解が得られるよう、日頃からの啓発も重要になってきます。

様々な視点から課題を共有、検討を行うことで、高齢者の在宅生活を安心して継続させることができるよう目指します。

### (3) 認知症施策の推進

八丈町においても認知症高齢者への対応は大きな課題となっています。認知症の周辺症状が出ている場合などには、高齢者の在宅生活継続のカギを握る家族への負担が大きく、地域における支援によって負担軽減を図ることが必要です。認知症高齢者を地域で支えることは、限られた人数の専門職だけでは難しく、近隣の住民の協力とネットワークの構築が不可欠となります。

八丈町では、認知症に関する正しい知識を普及し、住民理解を深めるとともに、本人や介護者の多様なニーズに応じた支援の充実など、認知症の人を含む高齢者が自分らしく暮らし続けられる地域づくりを強化していきます。

これにより、高齢者本人が暮らしやすく、家族が介護により仕事を辞めることなく（介護離職ゼロ）、介護と仕事、そして自分らしい生活との両立となるまちづくりを推進していきます。

また、認知症の予防や、認知症の方や認知症が気になる方、その家族が身近で気軽に相談できる場を増やしていくことを目指します。

### (4) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議とは、地域包括支援センター等が主催し、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法（会議）です。

多職種の協働のもと、高齢者の自立を支援するケアマネジメントを支援し、地域で高齢者を支えるネットワークを構築します。また、具体的な地域課題やニーズを吸い上げ、必要な社会基盤整備につなげます。

地域の課題を抽出に重点を置き、解決するために必要な資源開発や地域づくりを検討し、実現に努めます。

## 4. 任意事業

### (1) 介護給付等適正化事業

#### ① 要介護認定の適正化

要介護認定は、認定調査員が高齢者宅等を訪問して心身の状況を聞き取る『介護認定調査』を行います。介護認定調査の質の向上のため、年に1～2回程度調査員研修を実施しています。

介護認定審査会は、対象者がサービスの給付を受けることが適切かどうか、またその介護に必要な度合いを審査・判定する機関です。介護認定調査により作成される一次判定結果や主治医意見書の内容を基に総合的に審査を行います。介護認定審査会委員の研修やeラーニングの活用を行い、多様な事例にも的確に審査・判定が行えるよう要介護認定の適正化を図ります。

#### 【取組目標】

全国一律の基準に基づいた、適切かつ公平で遅滞のない要介護認定の確保を図る。

#### ② ケアプラン点検

東京都のガイドラインを活用し、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえて『自立支援・重度化予防』に資する適切なケアプランとなっているかを保険者（八丈町）と介護支援専門員が共に考えるケアプラン点検を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

#### 【取組目標】

東京都のガイドラインを活用したケアプランを実施し、『自立支援・重度化予防』に資する適切なケアプランとなっているかを管内の全介護支援専門員に対して確認するとともに、ケアマネジメントの質の向上を図る。



### ③住宅改修・福祉用具点検

受給者の実態に即した適切かつ必要な住宅改修・福祉用具の給付が行われるよう事業者向け説明会を行います。

また、効果的に住環境の整備ができるよう、リハビリ専門職と連携し相談や点検を実施します。

#### 【取組目標】

地域の伝統的な高床の家屋の特徴から、住環境にかかるニーズが高い。ケアプラン点検とともに取り組み、リハビリ職等と連携して実施する。

### ④縦覧点検・医療情報との突合

東京都国民健康保険団体連合会から提供されるデータ等を活用し、その他の情報と突合することで給付の適正化に係る点検を実施します。

#### 【取組目標】

報酬請求が誤っている可能性の高い事業所に対して確認等適切な処置を行い、適正な報酬請求を促す。

### ⑤介護給付費通知

介護給付費の内訳等を介護サービス利用者や家族に通知することにより、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況について、介護保険のサービスの利用について考える機会を創出し、利用者自身の自己点検に役立てます。

#### 【取組目標】

受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発する。

### ⑥給付実績の活用

東京都国民健康保険団体連合会から提供される給付実績を用いて、サービスの利用回数・種類に偏りが見られるケース等を抽出し、ケアプランの内容等を調査します。調査の結果、不適切な給付が判明した場合には、介護サービス事業所への指導を行い、給付の適正化を図ります。

#### 【取組目標】

国保連における審査支払の結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化を図る。

## (2) 介護者に対する支援の充実

### ①介護用品支給事業

高齢者を介護している家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的に、下記の5つの条件に該当した方を対象に月額6,250円を上限に介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤（身体用）、ドライシャンプー）を支給します。

国の動向としては、地域支援事業としての本事業は、平成27年度改正により、平成26年以前に実施している場合に限り当分の間実施して差し支えないという取扱いになっておりました。しかしながら平成30年度改正においては事業の廃止、縮小に向けた具体的な方策を検討していることが要件に追加され、令和2年11月には、第8期計画期間を例外的な激変緩和措置として位置づけ、地域支援事業からの移行や事業の廃止・縮小が求められています。

八丈町においては、八丈町介護保険運営協議会での議論も踏まえ、令和3年度より要介護3の利用者については、高齢者の個別の状態を踏まえて必要な者に支給することし、第8期計画期間中に地域支援事業から本事業を移行して継続して事業を実施してまいります。

- (i) 要介護者が介護保険要介護認定において要介護3、要介護4又は5の認定を受けており、かつ町内に住所を有している在宅者であること。  
※要介護3の者については、必要性を個別判断する。
- (ii) 要介護者が非課税世帯であること。
- (iii) 要介護者と申請者（介護者）の双方が、介護保険料を滞納していないこと。（滞納している場合であっても、分納誓約をし、誓約に基づいて確実に履行している場合を含む）
- (iv) 申請者（介護者）が町内で過ごしていること。申請者（介護者）の住所が町外にある場合、介護が必要であるために八丈町へ行き来しており、かつ住所地で同等の支給を受給していないこと。
- (v) 申請者（介護者）が非課税世帯であること。



## ②家族介護を支援するための家族介護者教室の開催

高齢者を在宅で介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための家族介護者教室を社会福祉法人等に委託することにより実施します。

内容は、医学・介護知識や基礎実技、高齢者の心理的特性及び基本的接遇に関する知識、栄養・食品衛生知識・基礎調理実技、生活用具の利用方法についてなど多岐に渡り、介護している家族等のニーズに合わせて実施します。

## (3) 介護自立支援事業（介護慰労金支給事業）

要介護4、5と認定された非課税世帯に属する方を、過去1年間介護サービスを利用せずご自宅で介護されているご家族に対し、10万円の介護慰労金を支給します。

## 第6章 介護保険事業

### 1. サービス基盤の現状

令和3年1月1日時点

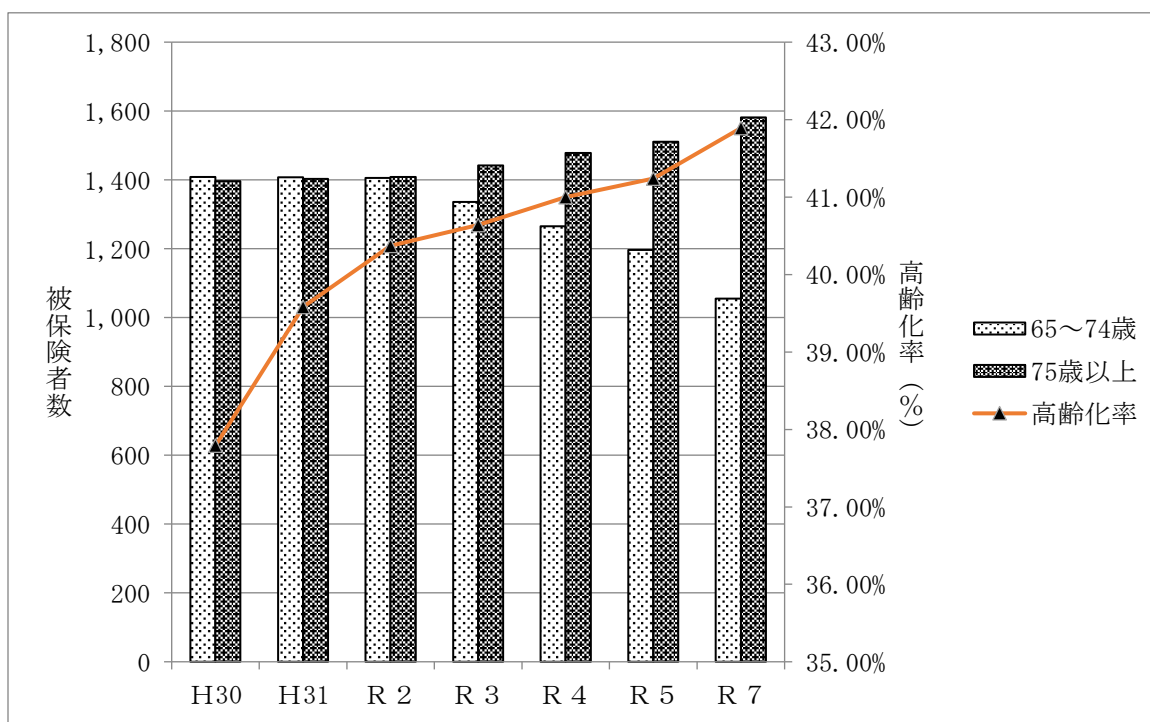
| サービスの種類                     |             | 坂下地域 | 坂上地域 | 合計  |     |
|-----------------------------|-------------|------|------|-----|-----|
| 居宅サービス                      | 施設数         | 9    | 2    | 11  |     |
|                             | 定員数         | 53   | 0    | 53  |     |
|                             | 訪問介護        | 施設数  | 3    | 1   | 4   |
|                             |             | 定員数  | -    | -   | -   |
|                             | 通所介護        | 施設数  | 1    | 0   | 1   |
|                             |             | 定員数  | 33   | 0   | 33  |
|                             | 訪問入浴        | 施設数  | 1    | 0   | 1   |
|                             |             | 定員数  | -    | -   | -   |
|                             | 訪問リハビリテーション | 施設数  | 1    | 0   | 1   |
|                             |             | 定員数  | -    | -   | -   |
|                             | 訪問看護        | 施設数  | 1    | 0   | 1   |
|                             |             | 定員数  | -    | -   | -   |
|                             | 短期入所生活介護    | 施設数  | 1    | 0   | 1   |
|                             |             | 定員数  | 20   | 0   | 20  |
| 福祉用具貸与                      | 施設数         | 1    | 0    | 1   |     |
|                             | 定員数         | -    | -    | -   |     |
| 地域密着型サービス                   | 施設数         | 1    | 1    | 2   |     |
|                             | 定員数         | 15   | 22   | 37  |     |
|                             | 地域密着型通所介護   | 施設数  | 1    | 1   | 2   |
|                             |             | 定員数  | 15   | 10  | 25  |
|                             | 認知症対応型通所介護  | 施設数  | 0    | 1   | 1   |
|                             |             | 定員数  | 0    | 12  | 12  |
| 施設サービス                      | 施設数         | 1    | 0    | 1   |     |
|                             | 定員数         | 100  | 0    | 100 |     |
|                             | 介護老人福祉施設    | 施設数  | 1    | 0   | 1   |
|                             |             | 定員数  | 100  | 0   | 100 |
| 居宅介護支援・介護予防支援               | 施設数         | 3    | 0    | 3   |     |
|                             | 定員数         | -    | -    | -   |     |
|                             | 居宅介護支援      | 施設数  | 2    | 0   | 2   |
|                             |             | 定員数  | -    | -   | -   |
|                             | 介護予防支援      | 施設数  | 1    | 0   | 1   |
|                             |             | 定員数  | -    | -   | -   |
| 特定施設の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅 | 施設数         | 1    | 0    | 1   |     |
|                             | 定員数         | 34   | 0    | 34  |     |
| 地域密着型介護老人福祉施設               | 施設数         | 0    | 0    | 0   |     |
|                             | 定員数         | 0    | 0    | 0   |     |
| 地域密着型特定施設                   | 施設数         | 0    | 0    | 0   |     |
|                             | 定員数         | 0    | 0    | 0   |     |
| 認知症対応型共同生活介護                | 施設数         | 0    | 0    | 0   |     |
|                             | 定員数         | 0    | 0    | 0   |     |
| 特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム       | 施設数         | 0    | 0    | 0   |     |
|                             | 定員数         | 0    | 0    | 0   |     |

## 2. 推計値

見える化システムを用いて推計した認定者数をもとに、将来の介護サービス別の利用件数を推計しています。

### (1) 被保険者の推計値

|       | 被保険者（人） |       | 高齢化率   |
|-------|---------|-------|--------|
|       | 65～74歳  | 75歳以上 |        |
| 平成30年 | 1,408   | 1,396 | 37.79% |
| 平成31年 | 1,407   | 1,403 | 39.58% |
| 令和2年  | 1,406   | 1,408 | 40.37% |
| 令和3年  | 1,336   | 1,442 | 40.64% |
| 令和4年  | 1,265   | 1,478 | 41.00% |
| 令和5年  | 1,196   | 1,511 | 41.24% |
| 令和7年  | 1,055   | 1,581 | 41.89% |
| 令和22年 | 788     | 1,267 | 46.94% |



(2) 要支援・要介護認定者数の推計値

今後の認定者数の推移としては、人口減少とともに高齢化率は上昇するものの、実人数としては第8期計画期間、令和7年、令和22年と中長期的にも概ね600名弱と、概ね横ばいで推移すると見込んでいます。

単位：要支援・要介護者：人／認定率：%

| 区分    |         | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 合計  | 認定率    |
|-------|---------|------|------|------|------|------|------|------|-----|--------|
| 令和3年  | 第1号被保険者 | 76   | 73   | 92   | 74   | 70   | 87   | 92   | 564 | 19.22% |
|       | 第2号被保険者 | 1    | 2    | 1    | 0    | 1    | 1    | 0    | 6   | 0.25%  |
|       | 合計      | 77   | 75   | 93   | 74   | 71   | 88   | 92   | 570 | 10.61% |
| 令和4年  | 第1号被保険者 | 78   | 73   | 95   | 77   | 70   | 90   | 92   | 575 | 19.53% |
|       | 第2号被保険者 | 1    | 2    | 1    | 0    | 1    | 1    | 0    | 6   | 0.25%  |
|       | 合計      | 79   | 75   | 96   | 77   | 71   | 91   | 92   | 581 | 10.94% |
| 令和5年  | 第1号被保険者 | 77   | 74   | 94   | 75   | 71   | 91   | 91   | 573 | 19.42% |
|       | 第2号被保険者 | 1    | 2    | 1    | 0    | 1    | 1    | 0    | 6   | 0.26%  |
|       | 合計      | 78   | 76   | 95   | 75   | 72   | 92   | 91   | 579 | 11.03% |
| 令和7年  | 第1号被保険者 | 78   | 74   | 95   | 76   | 71   | 91   | 91   | 576 | 20.76% |
|       | 第2号被保険者 | 1    | 2    | 1    | 0    | 1    | 1    | 0    | 6   | 0.29%  |
|       | 合計      | 79   | 76   | 96   | 76   | 72   | 92   | 91   | 582 | 12.05% |
| 令和22年 | 第1号被保険者 | 70   | 69   | 92   | 68   | 73   | 90   | 93   | 555 | 20.00% |
|       | 第2号被保険者 | 1    | 1    | 1    | 0    | 1    | 1    | 0    | 5   | 0.24%  |
|       | 合計      | 71   | 70   | 93   | 68   | 74   | 91   | 93   | 560 | 11.59% |

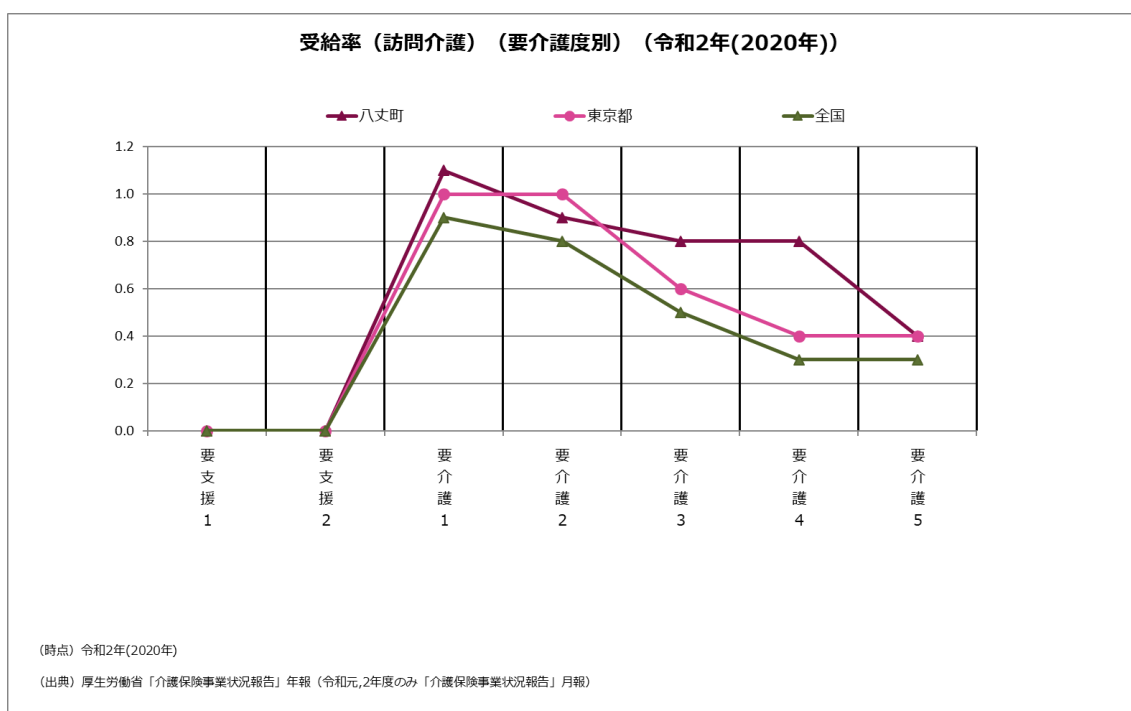
### 3. サービス別給付

#### (1) 居宅サービス

##### ①訪問介護

訪問介護員等が自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事介助などの身体介護や、調理、掃除などの生活援助を行い、日常生活に必要な支援を行うサービスです。

島内には令和2年度に1事業所増え、4事業所となり、増加傾向と見込んでいます。なお、要支援者へのサービス（介護予防訪問介護）は平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行されました。

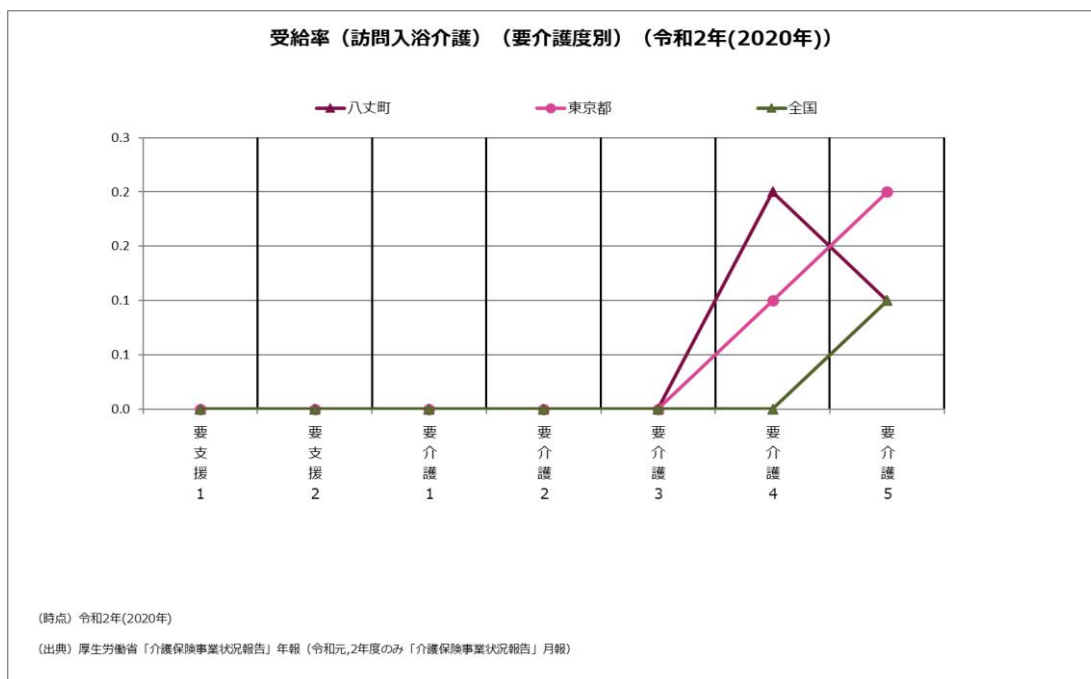


(単位: 千円、回、人)

| 区分   | 実績    |         |         | 第8期事業計画値 |         |         |         |
|------|-------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|
|      | 平成30年 | 令和元年    | 令和2年    | 令和3年     | 令和4年    | 令和5年    |         |
| 介護給付 | 給付費   | 85,086  | 91,683  | 102,040  | 111,471 | 114,346 | 114,624 |
|      | 回数    | 2,342.9 | 2,462.4 | 2,701.2  | 2,911.8 | 2,987.5 | 2,994.8 |
|      | 人数    | 99      | 103     | 124      | 118     | 122     | 122     |

## ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

寝たきりなどにより、自宅の浴槽では入浴が困難な場合に、利用者の身体の清潔を保つため、看護師、介護員等が自宅を訪問し、移動入浴車で入浴の介護が受けられるサービスです。島内では1事業者のみでのサービス提供が行われており、要介護度4・5の重度者の利用が中心となっています。今後については、多少増傾向と見込んでいます。



| 区分       |     | 実績    |       |       | 第8期事業計画値 |       |       |
|----------|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|          |     | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年     | 令和4年  | 令和5年  |
| 介護<br>給付 | 給付費 | 4,344 | 4,939 | 4,724 | 5,042    | 5,045 | 4,370 |
|          | 回数  | 28    | 31    | 30    | 31.4     | 31.4  | 27.2  |
|          | 人数  | 8     | 10    | 8     | 8        | 8     | 7     |
| 予防<br>給付 | 給付費 | 196   | 0     | 0     | 0        | 0     | 0     |
|          | 回数  | 1.8   | 0.0   | 0.0   | 0.0      | 0.0   | 0.0   |
|          | 人数  | 0     | 0     | 0     | 0        | 0     | 0     |
| 合計       | 給付費 | 4,540 | 4,939 | 4,724 | 5,042    | 5,045 | 4,370 |
|          | 回数  | 29    | 31    | 30    | 31       | 31    | 27    |
|          | 人数  | 8     | 10    | 8     | 8        | 8     | 7     |

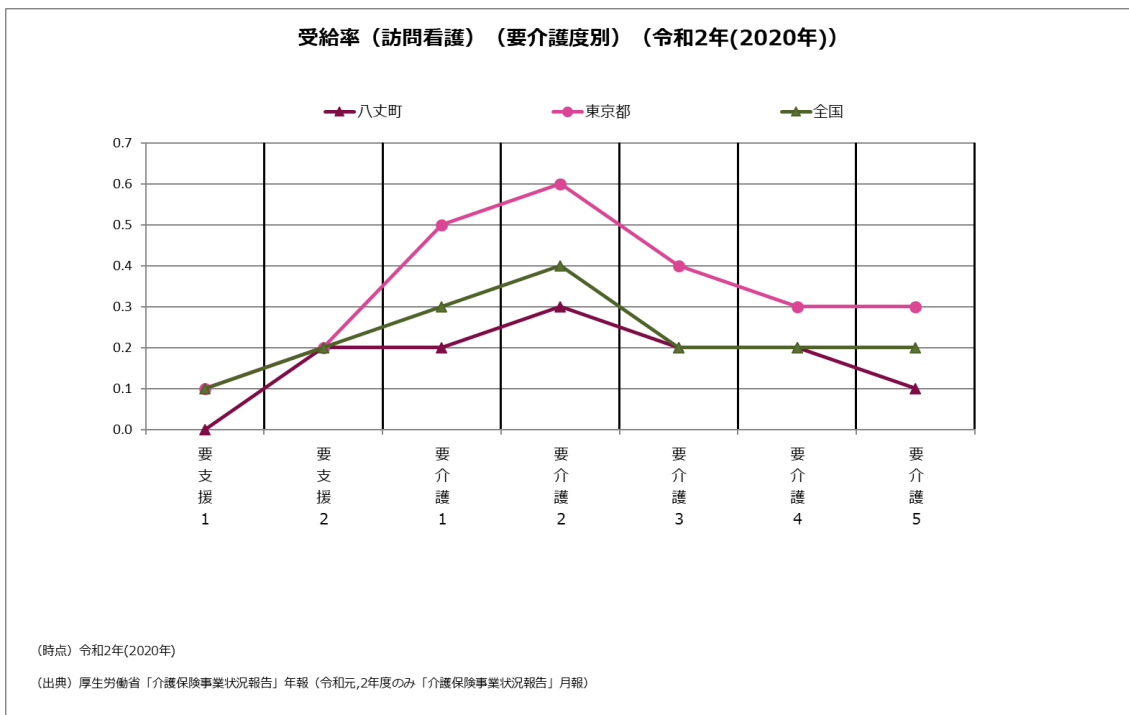
(単位: 千円、回、人)



### ③訪問看護・介護予防訪問看護

医学的な管理が必要な在宅療養者等が、安定した療養生活を送ることができるように、主治医の指示のもと、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話などが受けられるサービスです。

島内では1事業所が提供しており、今後も増加傾向と見込んでいます。



| 区分       |     | 実績    |        |        | 第8期事業計画値 |        |        |
|----------|-----|-------|--------|--------|----------|--------|--------|
|          |     | 平成30年 | 令和元年   | 令和2年   | 令和3年     | 令和4年   | 令和5年   |
| 介護<br>給付 | 給付費 | 7,597 | 10,987 | 11,450 | 13,153   | 13,161 | 13,161 |
|          | 回数  | 133.2 | 176.4  | 173.1  | 205.7    | 205.7  | 205.7  |
|          | 人数  | 18    | 22     | 30     | 25       | 25     | 25     |
| 予防<br>給付 | 給付費 | 1,518 | 1,834  | 1,255  | 1,955    | 1,956  | 1,956  |
|          | 回数  | 23.8  | 33.9   | 21.2   | 33.2     | 33.2   | 33.2   |
|          | 人数  | 5     | 7      | 4      | 6        | 6      | 6      |
| 合計       | 給付費 | 9,116 | 12,821 | 12,705 | 15,108   | 15,117 | 15,117 |
|          | 回数  | 157   | 210    | 194    | 239      | 239    | 239    |
|          | 人数  | 23    | 29     | 34     | 31       | 31     | 31     |

（単位：千円、回、人）

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

通院が困難な利用者に対して、主治医の指示に基づき、医療機関の理学療法士等が自宅を訪問し、必要なリハビリテーションが受けられるサービスです。現在、島内では1事業者のみでサービス提供されています。過去の実績と比較すると島外利用の実績が減っているため、減少傾向と見込んでいます。



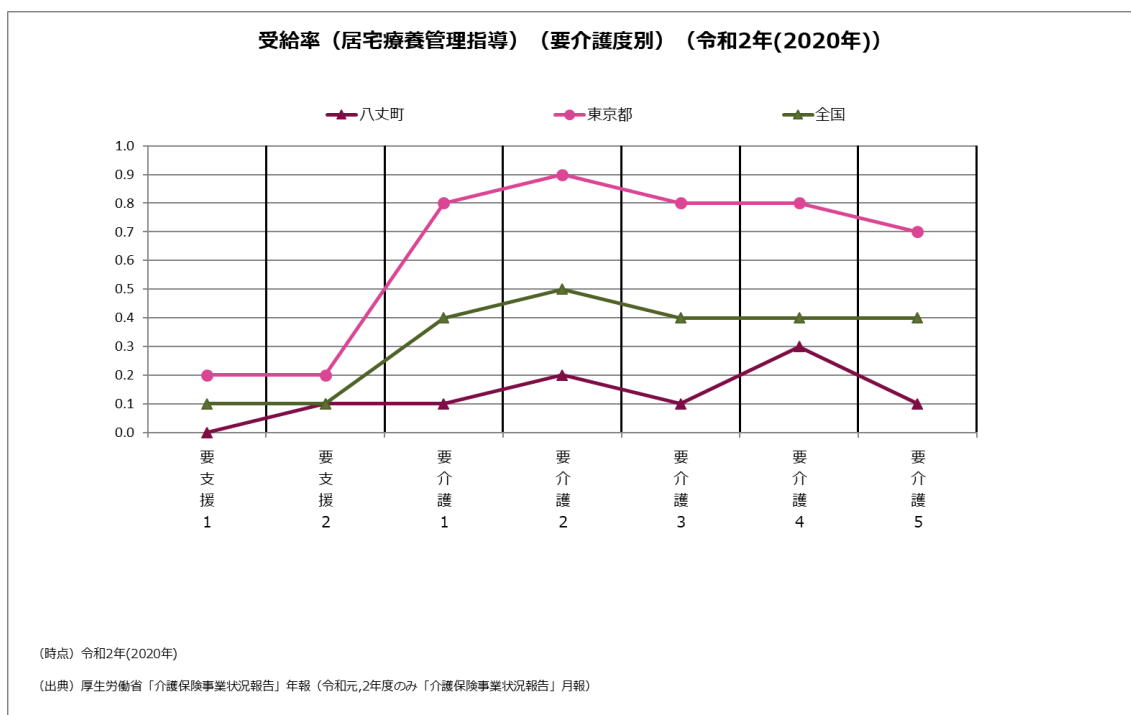
（単位：千円、回、人）

| 区分       |     | 実績    |       |       | 第8期事業計画値 |      |      |
|----------|-----|-------|-------|-------|----------|------|------|
|          |     | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年     | 令和4年 | 令和5年 |
| 介護<br>給付 | 給付費 | 807   | 781   | 776   | 459      | 459  | 459  |
|          | 回数  | 26.3  | 24.8  | 24.6  | 13.9     | 13.9 | 13.9 |
|          | 人数  | 4     | 4     | 3     | 5        | 5    | 5    |
| 予防<br>給付 | 給付費 | 843   | 633   | 233   | 263      | 264  | 264  |
|          | 回数  | 26.1  | 21.0  | 7.4   | 8.3      | 8.3  | 8.3  |
|          | 人数  | 4     | 3     | 1     | 1        | 1    | 1    |
| 合計       | 給付費 | 1,650 | 1,414 | 1,009 | 722      | 723  | 723  |
|          | 回数  | 52    | 46    | 32    | 22       | 22   | 22   |
|          | 人数  | 7     | 7     | 4     | 6        | 6    | 6    |

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な方に対し、医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、療養上の管理や介護方法、また栄養改善・口腔機能向上等のための相談指導が受けられるサービスです。

現在、島内では1事業所のみですが、過去の実績では島外での利用が多くあり、減少傾向と見込みました。



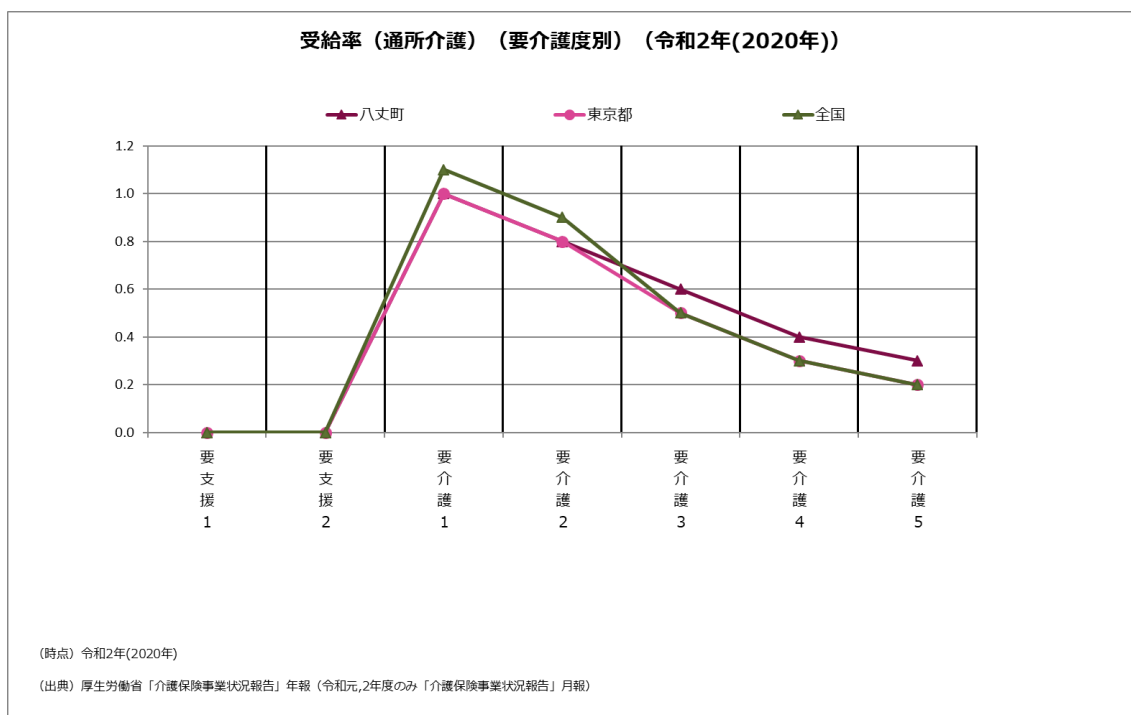
（単位：千円、人）

| 区分       |     | 実績    |       |       | 第8期事業計画値 |       |       |
|----------|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|          |     | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年     | 令和4年  | 令和5年  |
| 介護<br>給付 | 給付費 | 5,333 | 4,940 | 4,395 | 3,908    | 3,910 | 4,165 |
|          | 人数  | 27    | 26    | 22    | 20       | 20    | 21    |
| 予防<br>給付 | 給付費 | 780   | 477   | 574   | 578      | 578   | 578   |
|          | 人数  | 6     | 4     | 3     | 3        | 3     | 3     |
| 合計       | 給付費 | 6,113 | 5,417 | 4,969 | 4,486    | 4,488 | 4,743 |
|          | 人数  | 33    | 30    | 25    | 23       | 23    | 24    |

## ⑥通所介護

定員が19名以上の通所介護施設において、入浴、食事の提供などの日常生活の世話や、機能訓練が日帰りで受けられるサービスです。

現在島内では1事業者によりサービス提供されております。今後については、増加傾向を見込んでいます。なお、介護予防については、平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行となりました。



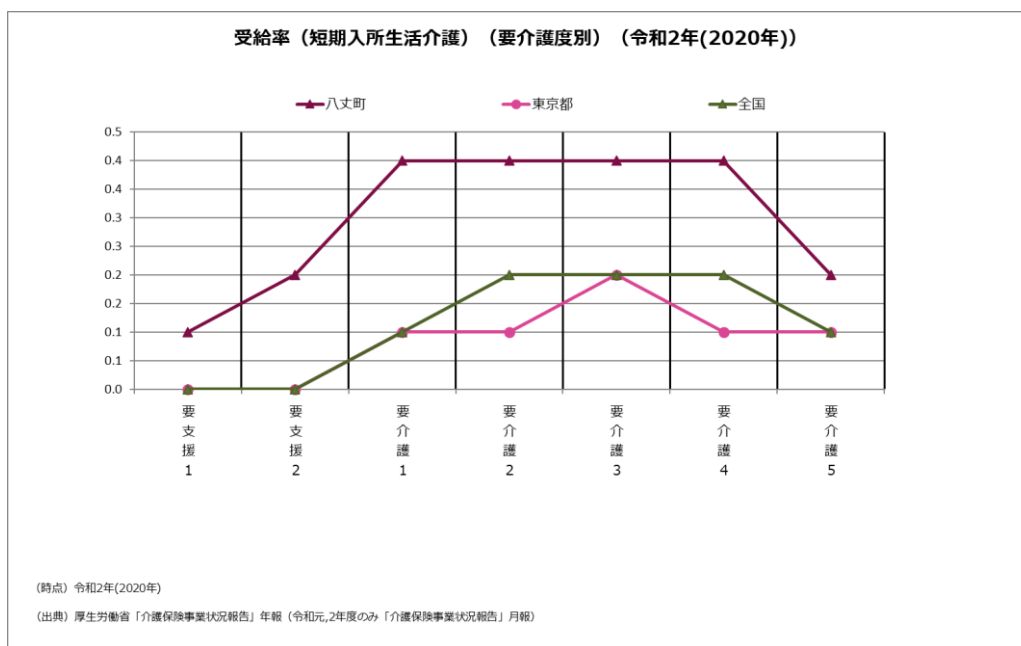
（単位：千円、回、人）

| 区分       | 実績    |        |        | 第8期事業計画値 |        |        |        |
|----------|-------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|
|          | 平成30年 | 令和元年   | 令和2年   | 令和3年     | 令和4年   | 令和5年   |        |
| 介護<br>給付 | 給付費   | 54,551 | 55,416 | 64,705   | 83,860 | 85,798 | 86,708 |
|          | 回数    | 557    | 569    | 669      | 858.6  | 878.0  | 886.2  |
|          | 人数    | 66     | 68     | 96       | 96     | 99     | 99     |

⑦短期入所・介護予防短期入所生活介護

利用者の心身機能の維持及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的として、介護老人福祉施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活の支援または世話が受けられるサービスです。

島内では、1事業者によりサービスの提供が行われております。全国や都と比較し、著しく受給率が高くなっていることが分かります。

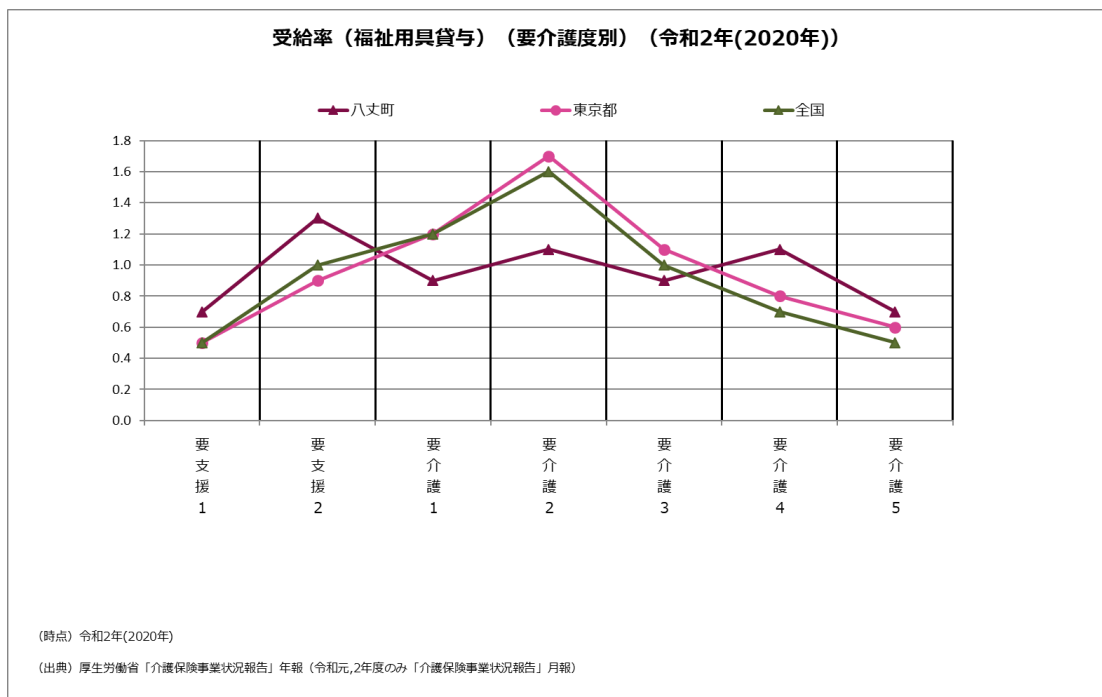


（単位：千円、回、人）

| 区分       |     | 実績     |        |        | 第8期事業計画値 |        |        |
|----------|-----|--------|--------|--------|----------|--------|--------|
|          |     | 平成30年  | 令和元年   | 令和2年   | 令和3年     | 令和4年   | 令和5年   |
| 介護<br>給付 | 給付費 | 42,668 | 42,203 | 42,214 | 39,602   | 40,185 | 39,932 |
|          | 回数  | 486.1  | 467.0  | 470.9  | 448.1    | 454.7  | 452.9  |
|          | 人数  | 68     | 61     | 49     | 51       | 52     | 52     |
| 予防<br>給付 | 給付費 | 3,753  | 3,809  | 2,263  | 3,301    | 3,303  | 3,303  |
|          | 回数  | 62.0   | 67.6   | 35.1   | 49.7     | 49.7   | 49.7   |
|          | 人数  | 11     | 12     | 7      | 7        | 7      | 7      |
| 合計       | 給付費 | 46,421 | 46,012 | 44,477 | 42,903   | 43,488 | 43,235 |
|          | 回数  | 548    | 535    | 506    | 498      | 504    | 503    |
|          | 人数  | 80     | 73     | 56     | 58       | 59     | 59     |

### ⑧福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

本人の生活機能の維持・向上の観点から、心身の機能が低下して日常生活に支障がある方の自立を支援するための、ベッド、車イス、歩行器、体位変換器、移動用リフトなどの福祉用具を借りることができるサービスです。要支援者及び軽度要介護者の方については、貸与できる用具が限定されています。現在、島内では1事業所のみとなっています。今後については横ばい傾向として見込んでいます。



（単位：千円、人）

| 区分       |     | 実績     |        |        | 第8期事業計画値 |        |        |
|----------|-----|--------|--------|--------|----------|--------|--------|
|          |     | 平成30年  | 令和元年   | 令和2年   | 令和3年     | 令和4年   | 令和5年   |
| 介護<br>給付 | 給付費 | 24,655 | 24,769 | 26,027 | 25,185   | 26,071 | 25,848 |
|          | 人数  | 113    | 126    | 143    | 141      | 146    | 145    |
| 予防<br>給付 | 給付費 | 6,556  | 5,233  | 4,748  | 4,809    | 4,809  | 4,809  |
|          | 人数  | 66     | 60     | 58     | 59       | 59     | 59     |
| 合計       | 給付費 | 31,211 | 30,002 | 30,775 | 29,994   | 30,880 | 30,657 |
|          | 人数  | 179    | 186    | 201    | 200      | 205    | 204    |

⑨特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した際、年度あたり10万円を上限にその購入費を支給します。当町では平成30年より登録事業所に限り受領委任払を導入しています。島内では1事業所で提供が行われており、今後も横ばい傾向として見込んでいます。

| (単位:千円、人) |     |        |        |        |          |        |        |
|-----------|-----|--------|--------|--------|----------|--------|--------|
| 区分        |     | 実績     |        |        | 第8期事業計画値 |        |        |
|           |     | 平成30年  | 令和元年   | 令和2年   | 令和3年     | 令和4年   | 令和5年   |
| 介護<br>給付  | 給付費 | 830    | 895    | 600    | 295      | 295    | 295    |
|           | 人数  | 2      | 2      | 2      | 1        | 1      | 1      |
| 予防<br>給付  | 給付費 | 484    | 310    | 0      | 656      | 656    | 656    |
|           | 人数  | 1      | 1      | 0      | 1        | 1      | 1      |
| 合計        | 給付費 | 31,211 | 30,002 | 30,775 | 29,994   | 30,880 | 30,657 |
|           | 人数  | 179    | 186    | 201    | 200      | 205    | 204    |

⑩住宅改修・介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。平成30年より登録事業所に限り受領委任払を導入し一時的な経済的負担を軽減するとともに登録事業所向けには説明会の開催し適正化を進めています。今後は横ばい傾向として見込んでいます。

| (単位:千円、人) |     |       |       |      |          |       |       |
|-----------|-----|-------|-------|------|----------|-------|-------|
| 区分        |     | 実績    |       |      | 第8期事業計画値 |       |       |
|           |     | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年 | 令和3年     | 令和4年  | 令和5年  |
| 介護<br>給付  | 給付費 | 1,322 | 911   | 0    | 2,144    | 2,144 | 2,144 |
|           | 人数  | 1     | 1     | 0    | 1        | 1     | 1     |
| 予防<br>給付  | 給付費 | 1,540 | 1,086 | 0    | 1,236    | 1,236 | 1,236 |
|           | 人数  | 1     | 1     | 0    | 1        | 1     | 1     |
| 合計        | 給付費 | 2,862 | 1,996 | 0    | 3,380    | 3,380 | 3,380 |
|           | 人数  | 2     | 2     | 0    | 2        | 2     | 2     |

### ⑪居宅介護支援・介護予防支援

要介護認定を受けた方の依頼を受けたケアマネジャー等が、心身の状況や環境等を本人や家族と相談しながらケアプランを作成し、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うサービスです。

島内には居宅介護支援事業所が2ヶ所、介護予防支援事業所が1ヶ所で提供しています。今後は微増傾向として見込んでいます。

|          |     | (単位:千円、人) |        |        |          |        |        |
|----------|-----|-----------|--------|--------|----------|--------|--------|
| 区分       |     | 実績        |        |        | 第8期事業計画値 |        |        |
|          |     | 平成30年     | 令和元年   | 令和2年   | 令和3年     | 令和4年   | 令和5年   |
| 介護<br>給付 | 給付費 | 40,774    | 42,650 | 48,193 | 48,707   | 50,265 | 49,948 |
|          | 人数  | 205       | 215    | 243    | 245      | 253    | 251    |
| 予防<br>給付 | 給付費 | 4,293     | 3,967  | 3,405  | 3,531    | 3,586  | 3,533  |
|          | 人数  | 80        | 75     | 65     | 67       | 68     | 67     |
| 合計       | 給付費 | 45,067    | 46,617 | 51,599 | 52,238   | 53,851 | 53,481 |
|          | 人数  | 286       | 290    | 308    | 312      | 321    | 318    |

#### 【ケアマネジメント基本方針】

八丈町では下記のとおりケアマネジメントに関する保険者としての基本方針を条例の中に定めています。

第3条 指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、必要な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第1123条）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。



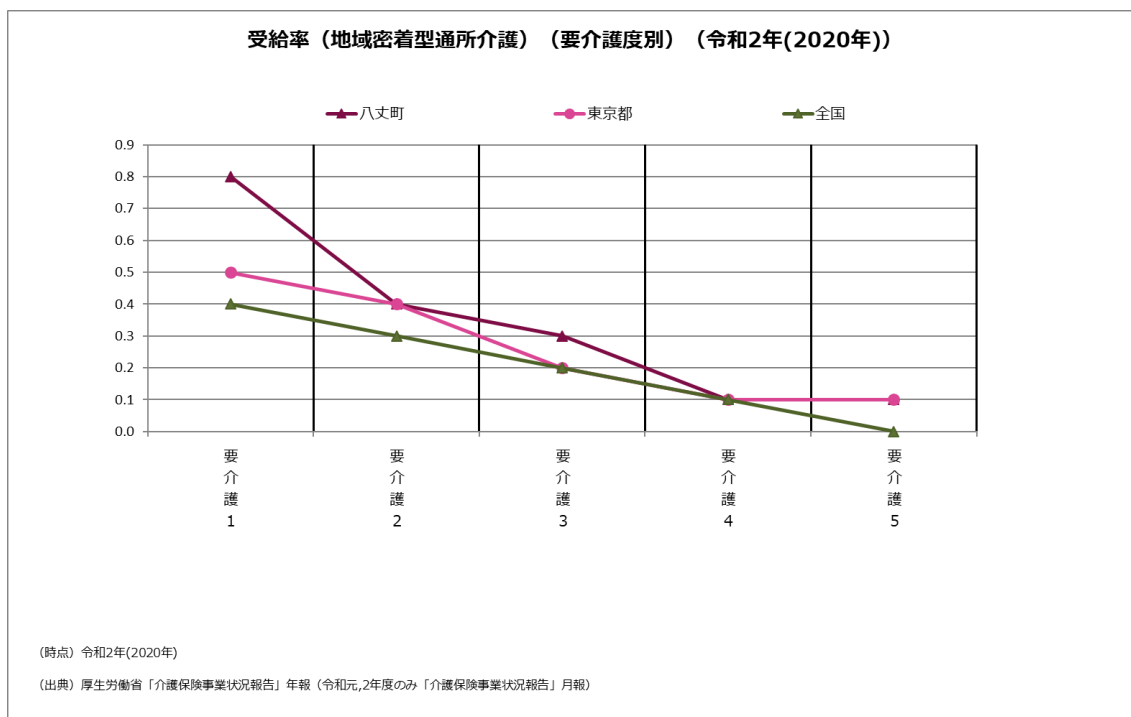
## (2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、基本的に八丈町の被保険者がサービスの利用ができるもので、高齢者をはじめ、要介護者等の地域での生活を支援するサービスです。また、当町による事業所の指定及び指導、監督を行うことができ、より地域に根差したサービスを受けることができます。

### ①地域密着型通所介護

定員が19名以下の小規模な通所介護施設において、入浴、食事の提供などの日常生活の世話や、機能訓練が日帰りで受けられるサービスです。

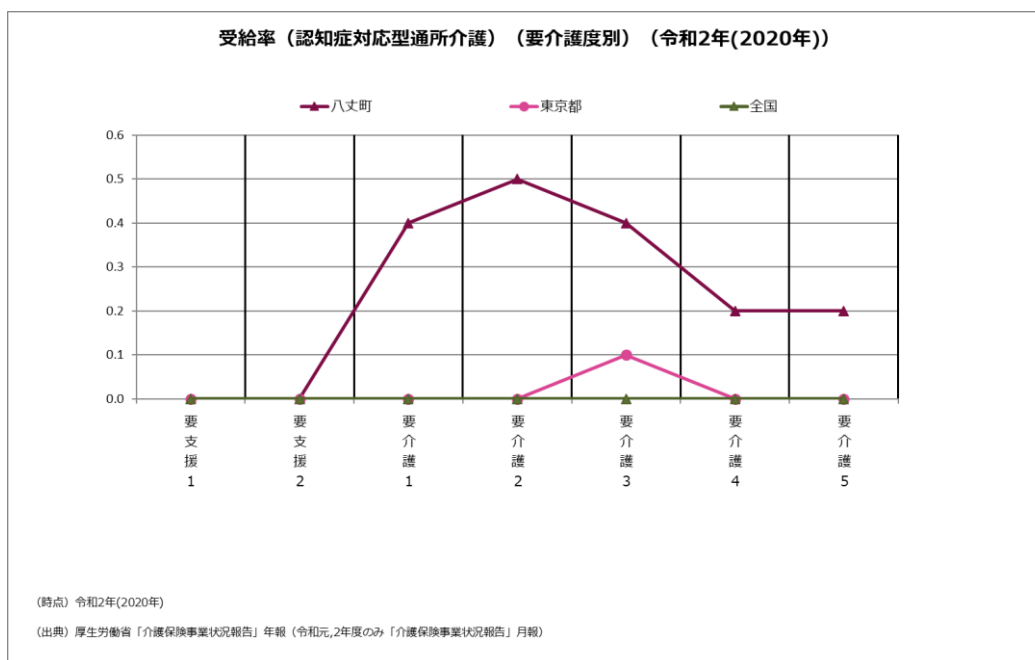
現在島内では1事業者によりサービス提供されております。今後については、増加傾向を見込んでいます。なお、介護予防については、平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行となりました。



| 区分       |     | （単位：千円、回、人） |        |        |          |        |        |
|----------|-----|-------------|--------|--------|----------|--------|--------|
|          |     | 実績          |        |        | 第8期事業計画値 |        |        |
|          |     | 平成30年       | 令和元年   | 令和2年   | 令和3年     | 令和4年   | 令和5年   |
| 介護<br>給付 | 給付費 | 33,716      | 27,350 | 21,997 | 21,920   | 22,346 | 22,346 |
|          | 回数  | 387.3       | 359.6  | 320.1  | 326.4    | 333.4  | 333.4  |
|          | 人数  | 49          | 50     | 50     | 49       | 50     | 50     |

## ②認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方が、通所介護施設において、入浴、食事の提供などの日常生活の世話や、機能訓練を受けられるサービスです。全国や都の平均と比較して著しく受給率が高くなっていることが分かります。島内では3事業所ありましたが、第7期計画期間中1事業所が廃止、1事業所が休止しています。今後は令和2年度と同等程度で推移していく見込みです。

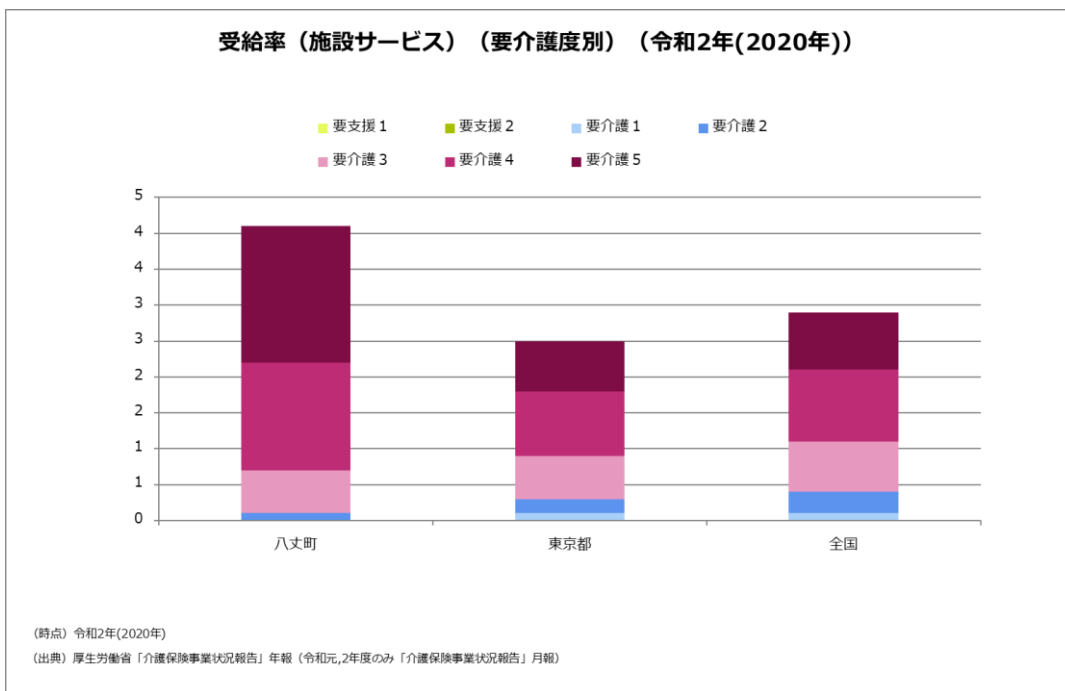


| 区分       |     | 実績     |        |        | 第8期事業計画値 |        |        |
|----------|-----|--------|--------|--------|----------|--------|--------|
|          |     | 平成30年  | 令和元年   | 令和2年   | 令和3年     | 令和4年   | 令和5年   |
| 介護<br>給付 | 給付費 | 85,776 | 78,910 | 60,428 | 64,624   | 65,736 | 64,043 |
|          | 回数  | 659.0  | 602.1  | 441.7  | 474.9    | 483.2  | 473.4  |
|          | 人数  | 64     | 62     | 47     | 51       | 52     | 51     |
| 予防<br>給付 | 給付費 | 686    | 852    | 425    | 427      | 427    | 427    |
|          | 回数  | 6.2    | 7.6    | 3.9    | 3.9      | 3.9    | 3.9    |
|          | 人数  | 2      | 2      | 1      | 1        | 1      | 1      |
| 合計       | 給付費 | 86,463 | 79,762 | 60,853 | 65,051   | 66,163 | 64,470 |
|          | 回数  | 665    | 610    | 446    | 479      | 487    | 477    |
|          | 人数  | 66     | 64     | 48     | 52       | 53     | 52     |

（単位：千円、回、人）

### (3) 施設サービス

介護保険施設は、高齢者の身体状況により長期的に施設内で介護、看護、リハビリテーション等が受けられるサービスです。受給率は全国や都の平均を大きく上回っていることが分かります。



#### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で自宅での介護が困難な方が入所し、介護などの日常生活の世話、機能訓練、健康管理などが受けられるサービスです。

島内には1施設（100床）によりサービス提供が行われています。島外で利用されている方もおり、定員より多い見込みとなっています。

|      |     | （単位：千円、人） |         |         |          |         |         |
|------|-----|-----------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 区分   |     | 実績        |         |         | 第8期事業計画値 |         |         |
|      |     | 平成30年     | 令和元年    | 令和2年    | 令和3年     | 令和4年    | 令和5年    |
| 介護給付 | 給付費 | 323,695   | 332,920 | 335,872 | 343,789  | 343,980 | 343,980 |
|      | 人数  | 108       | 111     | 108     | 110      | 110     | 110     |

## ②介護老人保健施設

病気やけがなどの治療後、リハビリテーションなどを必要とする方が入所し、医学的管理下における介護、看護、リハビリテーションなどを受けることができるサービスで、在宅生活への復帰を目指す施設です。現在島内には当該施設はなく、島外でのサービス提供となっています。今後の傾向は横ばいであると見込んでいます。

| (単位:千円、人) |     |        |        |        |          |        |        |
|-----------|-----|--------|--------|--------|----------|--------|--------|
| 区分        |     | 実績     |        |        | 第8期事業計画値 |        |        |
|           |     | 平成30年  | 令和元年   | 令和2年   | 令和3年     | 令和4年   | 令和5年   |
| 介護<br>給付  | 給付費 | 35,554 | 43,614 | 58,797 | 51,558   | 66,799 | 51,587 |
|           | 人数  | 11     | 12     | 15     | 13       | 17     | 13     |

## ③介護医療院

「介護療養型医療施設」に代わり、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とした施設です。島内に施設はなく、島外でのサービス提供が行われています。今後についても利用実績は横ばいで推移しています。

| (単位:千円、人) |     |       |       |       |          |       |       |
|-----------|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| 区分        |     | 実績    |       |       | 第8期事業計画値 |       |       |
|           |     | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年     | 令和4年  | 令和5年  |
| 介護<br>給付  | 給付費 | 341   | 4,607 | 9,150 | 9,206    | 9,211 | 9,211 |
|           | 人数  | 0     | 1     | 2     | 2        | 2     | 2     |

## ④介護療養型医療施設

長期にわたって療養が必要である方が入所し、医学的管理下における介護、リハビリテーションなどを受けることができるサービスです。島内に施設はなく、島外でサービス提供のみです。今後の利用は横ばいと見込んでいます。

| (単位:千円、人) |     |        |       |       |          |       |       |
|-----------|-----|--------|-------|-------|----------|-------|-------|
| 区分        |     | 実績     |       |       | 第8期事業計画値 |       |       |
|           |     | 平成30年  | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年     | 令和4年  | 令和5年  |
| 介護<br>給付  | 給付費 | 18,796 | 9,573 | 4,130 | 4,156    | 4,158 | 4,158 |
|           | 人数  | 4      | 2     | 1     | 1        | 1     | 1     |

#### (4) 未実施のサービス

次に掲げる事業は、島内においてサービス提供する事業所がないため、未実施のサービスです。医療系のサービスが多いことなど、対象者が限られるサービスが多く、現状での実施はとても厳しい環境となっております。

島内に事業所がなくても、例えば専門的なりハビリは島外で一時的に利用し、在宅復帰のために島に帰ってくるという方法もあります。

今後の認定数は、今後の数年間で大きな変動がないことが見込まれています。訪問系、通所系サービス、サービス付高齢者住宅など、島内での介護基盤を全体として見ると、今後も介護サービス事業所を増やし続けなければならないほど不足はしておらず、介護事業所を積極的に増やしていくことが結果的にそれぞれの事業所での介護人材の不足を招くことにもなりかねません。

今後、新規事業所開設の相談があれば既存事業所からの転換を促すなどの検討が必要であると考えています。

- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護（老健）
- ・短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
- ・短期入所療養介護(介護医療院)
- ・特定施設入居者生活介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

## 第7章 介護保険事業費の見込み

### 1. 介護サービス事業（介護給付）費の見込み

介護サービス事業費は、要介護1～5の認定者に対して提供されるサービスです。第8期計画期間における各サービスの介護給付費見込額は微増傾向にあり、3年間の総額は約26億円と見込んでいます。

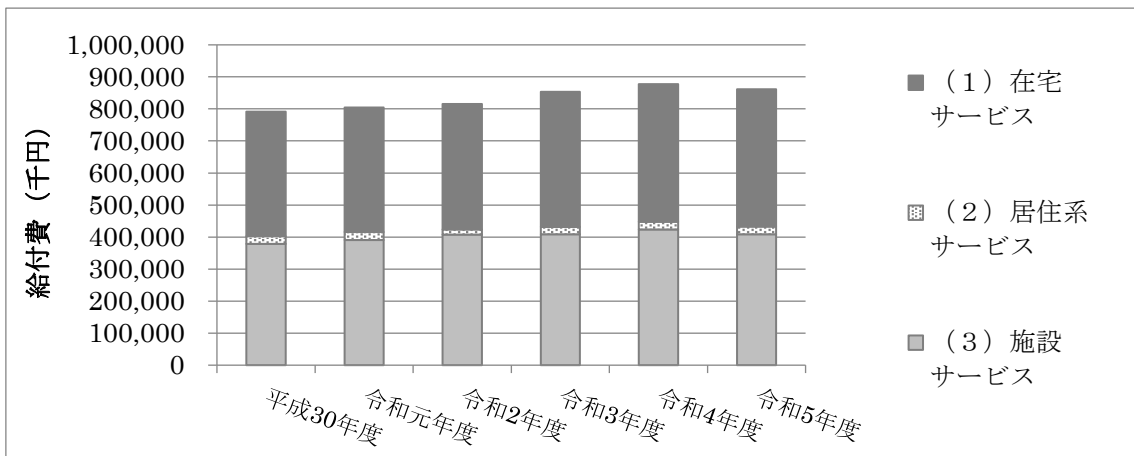
単位：千円／年間

| 項目                   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|----------------------|---------|---------|---------|
| (1) 居宅サービス           | 309,069 | 315,377 | 315,669 |
| 訪問介護                 | 111,471 | 114,346 | 114,624 |
| 訪問入浴介護               | 5,042   | 5,045   | 4,370   |
| 訪問看護                 | 13,153  | 13,161  | 13,161  |
| 訪問リハビリテーション          | 459     | 459     | 459     |
| 居宅療養管理指導             | 3,908   | 3,910   | 4,165   |
| 通所介護                 | 83,860  | 85,798  | 86,708  |
| 通所リハビリテーション          | 665     | 665     | 665     |
| 短期入所生活介護             | 39,602  | 40,185  | 39,932  |
| 短期入所療養介護(老健)         | 0       | 0       | 0       |
| 短期入所療養介護(病院等)        | 0       | 0       | 0       |
| 短期入所療養介護(介護医療院)      | 0       | 0       | 0       |
| 福祉用具貸与               | 25,185  | 26,071  | 25,848  |
| 特定福祉用具購入費            | 295     | 295     | 295     |
| 住宅改修費                | 2,144   | 2,144   | 2,144   |
| 特定施設入居者生活介護          | 23,285  | 23,298  | 23,298  |
| (2) 地域密着型サービス        | 86,544  | 88,082  | 86,389  |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 0       | 0       | 0       |
| 夜間対応型訪問介護            | 0       | 0       | 0       |
| 地域密着型通所介護            | 21,920  | 22,346  | 22,346  |
| 認知症対応型通所介護           | 64,624  | 65,736  | 64,043  |
| 小規模多機能型居宅介護          | 0       | 0       | 0       |
| 認知症対応型共同生活介護         | 0       | 0       | 0       |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0       | 0       | 0       |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0       | 0       | 0       |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 0       | 0       | 0       |

|            |         |         |         |
|------------|---------|---------|---------|
| (3) 施設サービス | 408,709 | 424,148 | 408,936 |
| 介護老人福祉施設   | 343,789 | 343,980 | 343,980 |
| 介護老人保健施設   | 51,558  | 66,799  | 51,587  |
| 介護医療院      | 9,206   | 9,211   | 9,211   |
| 介護療養型医療施設  | 4,156   | 4,158   | 4,158   |
| (4) 居宅介護支援 | 48,707  | 50,265  | 49,948  |
| 合計         | 853,029 | 877,872 | 860,942 |

介護サービス事業費を、在宅サービス、居住系サービス、施設系サービスに分けると、島内に居住系サービスの事業所がないため、在宅サービスと施設サービスがそれぞれ約半数ずつとなっています。第7期計画期間の実績と第8期計画期間の見込みを比較すると、第8期計画期間においては在宅のほうがやや上回る見込みとなっています。

| 区分          | 平成30年度  | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| (1) 在宅サービス  | 388,931 | 389,315 | 391,635 | 421,035 | 430,426 | 428,708 |
| (2) 居住系サービス | 23,916  | 24,855  | 16,076  | 23,285  | 23,298  | 23,298  |
| (3) 施設サービス  | 378,386 | 390,714 | 407,949 | 408,709 | 424,148 | 408,936 |
| 合計          | 791,234 | 804,884 | 815,660 | 853,029 | 877,872 | 860,942 |



## 2. 介護予防サービス事業（介護予防給付）費の見込み

介護予防サービス事業費は、要支援1・2の認定者に対して提供されるサービスです。

第8期計画期間における各サービスの予防給付費見込額は横ばい傾向にあり、3年間の総額は約5千万円と見込んでいます。

単位：千円／年間

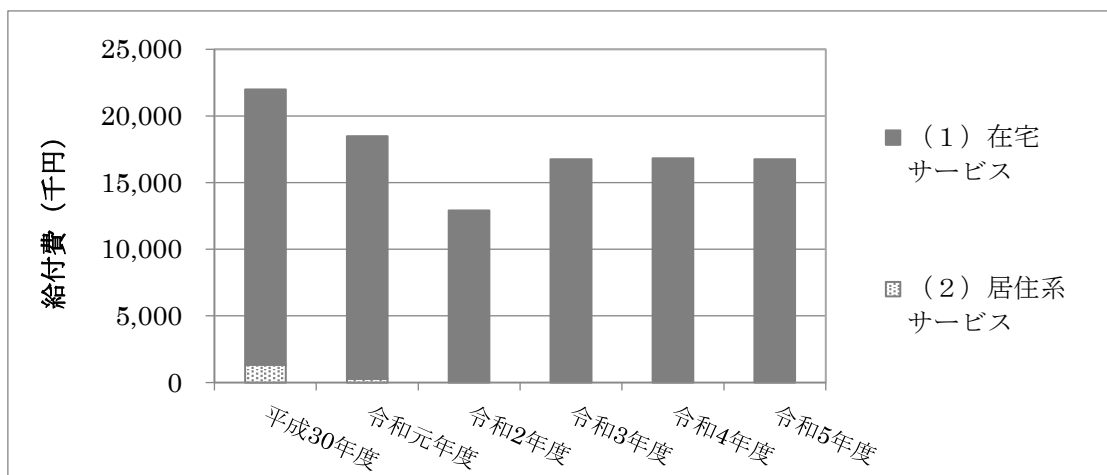
| 項目                  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|---------------------|--------|--------|--------|
| (1) 介護予防サービス        | 12,798 | 12,802 | 12,802 |
| 介護予防訪問入浴介護          | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防訪問看護            | 1,955  | 1,956  | 1,956  |
| 介護予防訪問リハビリテーション     | 263    | 264    | 264    |
| 介護予防居宅療養管理指導        | 578    | 578    | 578    |
| 介護予防通所リハビリテーション     | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防短期入所生活介護        | 3,301  | 3,303  | 3,303  |
| 介護予防短期入所療養介護(老健)    | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防短期入所療養介護(病院等)   | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防短期入所療養介護(介護医療院) | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防福祉用具貸与          | 4,809  | 4,809  | 4,809  |
| 特定介護予防福祉用具購入費       | 656    | 656    | 656    |
| 介護予防住宅改修            | 1,236  | 1,236  | 1,236  |
| 介護予防特定施設入居者生活介護     | 0      | 0      | 0      |
| (2) 地域密着型介護予防サービス   | 427    | 427    | 427    |
| 介護予防認知症対応型通所介護      | 427    | 427    | 427    |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護     | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護    | 0      | 0      | 0      |
| (3) 介護予防支援          | 3,531  | 3,586  | 3,533  |
| 合計                  | 16,756 | 16,815 | 16,762 |



介護予防サービス事業費については、居住系サービスを見込んでおらず、全て在宅サービスとなっています。

単位：千円／年間

| 区分         | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (1)在宅サービス  | 20,650 | 18,201 | 12,904 | 16,756 | 16,815 | 16,762 |
| (2)居住系サービス | 1,333  | 279    | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 合計         | 21,984 | 18,480 | 12,904 | 16,756 | 16,815 | 16,762 |



### 3. 総給付費の見込み

第8期計画期間における各サービスの総給付費見込額は微増傾向と見込んでおり、3年間で約26億8千万円と推計されます。

単位：千円

| 項目                | 令和3年度     | 令和4年度   | 令和5年度   |
|-------------------|-----------|---------|---------|
| 介護給付費             | 853,029   | 877,872 | 860,942 |
| 介護予防給付費           | 16,756    | 16,815  | 16,762  |
| 合計                | 869,785   | 894,687 | 877,704 |
| 総給付費<br>(第8期計画期間) | 2,642,176 |         |         |

#### 4. 地域支援事業費の見込み

第7期計画期間の実績を踏まえ、第8期計画期間の地域支援事業に要する費用を見込みました。

##### (1) 第7期計画期間実績

単位：円

| 区分                            | 平成30年      | 平成31年      | 令和2年       |
|-------------------------------|------------|------------|------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費              | 38,253,471 | 37,655,953 | 38,830,000 |
| 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費 | 19,949,828 | 19,973,197 | 20,000,000 |
| 包括的支援事業(社会保障充実分)              | 0          | 2,870,006  | 3,030,000  |
| 地域支援事業費                       | 58,203,299 | 60,499,156 | 61,860,000 |

##### (2) 第8期計画期間見込

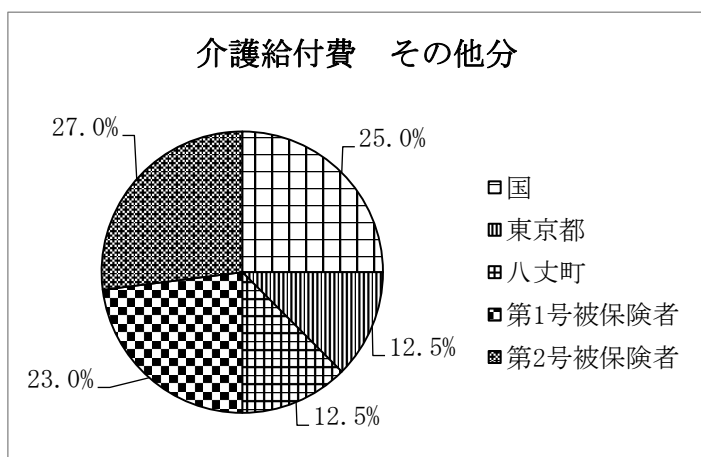
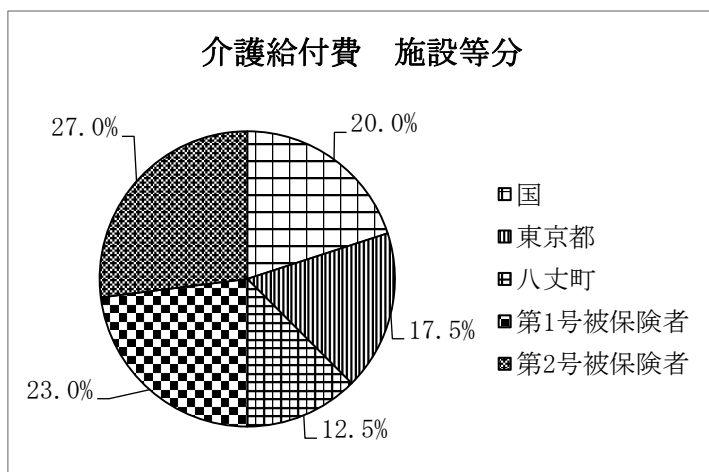
単位：円

| 区分                            | 令和3年       | 令和4年       | 令和5年       |
|-------------------------------|------------|------------|------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費              | 38,892,000 | 38,892,000 | 38,892,000 |
| 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費 | 20,000,000 | 20,000,000 | 20,000,000 |
| 包括的支援事業(社会保障充実分)              | 3,416,000  | 3,416,000  | 3,416,000  |
| 地域支援事業費                       | 62,308,000 | 62,308,000 | 62,308,000 |

## 5. 介護保険事業の財源構成

### (1) 介護給付費の負担割合について

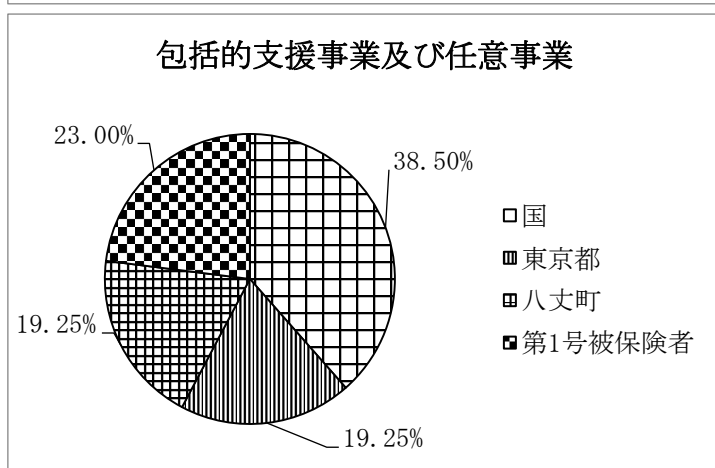
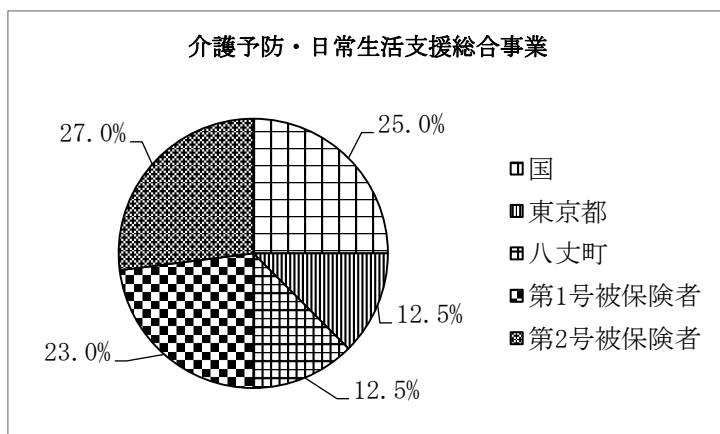
介護給付費は、国、東京都、八丈町の公費負担が50%、残りの50%は、65歳以上の第1号被保険者と40歳から65歳未満の第2号被保険者が負担する仕組みとなっています。第1号被保険者、第2号被保険者が負担する保険料の割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに設定され、この第8期介護保険事業計画では、第1号被保険者の保険料負担割合が23%、第2号被保険者の保険料負担割合が27%となる予定です。



※ 国庫負担分はいずれも調整交付金5%分を含む

## (2) 地域支援事業費の負担割合について

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業分の負担割合は、介護給付費のその他分と同じ財源構成となっています。包括的支援事業及び任意事業は、第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者と公費で構成されています。



## 第8章 第1号被保険者の保険料の見込み

### 1. 総給付費の見込みと保険料の算定

#### (1) 推計方法についての考え方

令和3年度から令和5年度までの3年間の介護給付費等については、国の見える化システムを活用し算定しました。第7期計画期間中の利用実績の推移を基に、各年度における利用者数や給付費を推計し、3年間の総給付費を算出しました。

#### (2) 標準給付費の見込み

総給付費の他に、特定入所者介護サービス等給付額、高額介護サービス等給付額、高額医療合算サービス等給付額、審査支払手数料の過去の実績を基に、下記のとおり第8期計画期間の標準給付費を見込みました。

単位：円

| 項目                      | 令和3年度       | 令和4年度       | 令和5年度       | 合計            |
|-------------------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 総給付費<br>(介護給付費+介護予防給付費) | 869,785,000 | 894,687,000 | 877,704,000 | 2,642,176,000 |
| 特定入所者介護<br>サービス費等給付額    | 50,376,394  | 48,390,330  | 48,220,892  | 146,987,616   |
| 高額介護サービス<br>費等給付額       | 25,134,923  | 25,564,521  | 25,476,519  | 76,175,963    |
| 高額医療合算介護<br>サービス費等給付額   | 2,636,196   | 2,687,070   | 2,677,820   | 8,001,086     |
| 算定対象審査支払手数料             | 785,820     | 801,000     | 798,240     | 2,385,060     |
| 標準給付費見込額                | 948,718,333 | 972,129,921 | 954,877,471 | 2,875,725,725 |

## 2. 第1号被保険者の保険料算定について

### (1) 保険料基準額の算定

65歳以上の介護保険料は、保険者(区市町村)ごとに決められ、保険料額は、被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。よって、八丈町の介護保険料は、介護保険事業計画期間中のサービス(給付費)の利用見込量に応じたものとなります。つまり、サービスの利用量が増加する見込みであれば保険料は上がり、利用量が減少すれば下がることとなります。

第8期保険料基準額は以下のように見込みました。第1号被保険者の月額保険料である保険料基準額は5,931円となり、第7期保険料基準額の5,885円と比較すると0.8%の増となります。

単位：円/M：人

| 項目                             | 合計            | 令和3年度       | 令和4年度       | 令和5年度       |
|--------------------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|
| A 標準給付費見込額                     | 2,875,725,725 | 948,718,333 | 972,129,921 | 954,877,471 |
| B 地域支援事業費                      | 186,924,000   | 62,308,000  | 62,308,000  | 62,308,000  |
| C 第1号被保険者負担分相当額                | 704,409,437   | 232,536,057 | 237,920,722 | 233,952,658 |
| D 調整交付金相当額                     | 149,620,086   | 49,380,517  | 50,551,096  | 49,688,474  |
| E 調整交付金見込額                     | 228,713,000   | 76,639,000  | 77,343,000  | 74,731,000  |
| F 調整交付金見込交付割合                  |               | 7.76%       | 7.65%       | 7.52%       |
| G 財政安定化基金搬出見込額                 | 0             | 0           | 0           | 0           |
| H 財政安定化基金償還金                   | 0             |             |             |             |
| I 介護給付費準備基金取崩額                 | 33,713,826    |             |             |             |
| J 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額          | 3,000,000     |             |             |             |
| K 保険料収納必要額                     | 588,602,697   |             |             |             |
| L 予定保険料収納率                     | 95.73%        |             |             |             |
| M 被保険者数(弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後) | 8,639         | 2,912       | 2,882       | 2,845       |
| N 保険料年額(K÷L÷M)                 | 71,169        |             |             |             |
| O 保険料基準額(月額)(N÷12)             | 5,931         |             |             |             |

## (2) 保険料の多段階設定

保険料の額は、所得に応じて下記の段階のいずれかに決まり、所得の低い方は軽減され、負担が重くならないように配慮した保険料額としています。

第8期計画期間の保険料段階は、国基準の9段階を15段階に細分化し、所得条件及び割合を設定しました。設定に当たっては、所得段階の設定及び保険料軽減強化策に基づく公費投入（国1/2、都1/4、町1/4）により、低所得者層に配慮した保険料額としています。

| 所得段階      |      | 対象となる方   | 保険料率  | 保険料（円） |         |
|-----------|------|--|-------|--------|---------|
|           |      |  |       | 月額     | 年額      |
| 第1段階      | 軽減強化 | ・生活保護被保護者<br>・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者<br>・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下 | 0.35  | 2,076  | 24,900  |
| 第2段階      |      | ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下                                    | 0.525 | 3,114  | 37,300  |
| 第3段階      |      | ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超  | 0.775 | 4,597  | 55,100  |
| 第4段階      | 軽減   | ・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下                                 | 0.925 | 5,487  | 65,800  |
| 第5段階（基準額） | 基準   | ・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超                                  | 1.0   | 5,931  | 71,100  |
| 第6段階      | 割増   | ・市町村民税課税かつ合計所得金額50万円未満   | 1.1   | 6,525  | 78,300  |
| 第7段階      |      | ・市町村民税課税かつ合計所得金額50万円以上80万円未満   | 1.2   | 7,118  | 85,400  |
| 第8段階      |      | ・市町村民税課税かつ合計所得金額80万円以上100万円未満  | 1.3   | 7,711  | 92,500  |
| 第9段階      |      | ・市町村民税課税かつ合計所得金額100万円以上125万円未満   | 1.4   | 8,304  | 99,600  |
| 第10段階     |      | ・市町村民税課税かつ合計所得金額125万円以上150万円未満   | 1.5   | 8,897  | 106,700 |
| 第11段階     |      | ・市町村民税課税かつ合計所得金額150万円以上190万円未満   | 1.6   | 9,490  | 113,800 |
| 第12段階     |      | ・市町村民税課税かつ合計所得金額190万円以上250万円未満   | 1.7   | 10,083 | 120,900 |
| 第13段階     |      | ・市町村民税課税かつ合計所得金額250万円以上400万円未満   | 1.8   | 10,676 | 128,100 |
| 第14段階     |      | ・市町村民税課税かつ合計所得金額400万円以上600万円未満   | 1.9   | 11,269 | 135,200 |
| 第15段階     |      | ・市町村民税課税かつ合計所得金額600万円以上  | 2.0   | 11,862 | 142,300 |

※月額保険料は、基準額に各段階の保険料率を掛けて算出しています。（小数点以下切上げ）

※年額の算定は、月額保険料を12倍して100円未満（切捨て）を端数処理しています。

## 第9章 介護保険事業における低所得者支援策

---

低所得の方がサービスを受けられないことのないよう、また、自己負担が高額にならないよう、さまざまな措置・支援を講じます。

### 1. 特定入所者介護（予防）サービス費

介護保険施設に入所または短期入所した場合、食費と居住費は原則、全額自己負担となります。ただし所得が一定基準以下の利用者には過重な負担とならないよう、所得の段階に応じた食事と居住費の自己負担限度額が設けられ、その限度額を超えた差額を保険給付します。

### 2. 高額介護（予防）サービス費

1カ月間に支払った介護保険サービスの利用者負担の合計額が、一定の上限（負担限度額）を超えた場合、その超えた費用を払い戻します。なお、他の利用者負担の軽減を受ける場合は、軽減後の負担額を対象とします。食事・居住費等は対象にはなりません。

### 3. 高額医療合算介護サービス費

医療保険上の世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担額合算額が各所得区分に設定された限度額を超えたとき、その超過分について払い戻しを受けられる制度です。ここでいう自己負担合算額とは、医療保険と介護保険それぞれの毎月の限度額を適用した後の合算額となります。



## 4. 特別対策事業

### (1) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスの利用者負担額減額制度

社会福祉法人等がその社会的役割に鑑み、介護保険サービスの利用者負担を軽減することにより生計困難者の利用促進を図るための制度ですが、現在実施しておりません。この制度は社会福祉法人等の負担もあるため、当町としては、今後、社会福祉法人等と検討を重ね、制度の実施について働きかけるよう努めます。

### (2) 介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度

介護保険サービスの利用者負担を軽減することにより生活困難者の利用促進を図るための制度ですが、現在実施しておりません。この制度は事業者の負担もあるため、当町としては、事業者と検討を重ね、制度の実施について働きかけるよう努めます。

## 第10章 介護保険事業の円滑な運営

---

### 1. 保険者機能の強化

法令等に基づく基本的なサービスを適切に提供するとともに、地域の実情に即し、高齢者の多様なニーズにきめ細かく対応する質の高いサービスを的確な判断及び健全な財政の下、迅速に提供します。

#### (1) 介護サービス事業者に対する法令・基準遵守の理解促進

介護サービス事業者に対しては、より良い介護サービス提供の実現に向けて事業者等の育成及び支援を行います。法令、条例、規則、報酬算定告示等について十分に理解し、サービス提供が行えるよう指導します。

#### (2) 主任介護支援専門員等を活用した介護支援専門員の質の向上等の促進

専任の介護支援専門員として5年以上の従事経験があり、区市町村の推薦により研修を受講した者を主任介護支援専門員といたします。

主任介護支援専門員がその役割である、他の介護支援専門員への助言や地域ネットワークづくりを推進し、リーダーシップを発揮するよう支援します。

#### (3) 介護事業者の組織づくりと医療と介護の連携づくり

介護サービス事業者が情報交換や連携を行うことで、より良いサービスが提供されるよう組織づくりを支援します。

また、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支え、医療、介護、生活支援等が一体的に提供されるよう連携づくりに努めます。

## 2. 介護保険財政の安定確保

### (1) 介護保険料の収納率の確保・向上

八丈町の第1号被保険者の介護保険料収納率は過去5年間で0.6%上昇し、普通徴収の収納率は約4%上昇しました。

介護保険は、高齢者及び現役世代による社会全体での連帯による支え合いで成り立っています。介護保険事業を安定して運営するとともに、被保険者相互の公平な負担を確保するため収納率の確保・向上に取り組みます。

### (2) 納付相談

現状で保険料の納付が困難な被保険者に対して納付の意思を確認し、納付相談を経て定期的な訪問徴収や分納などの対応を進めていきます。また、要介護（支援）認定者について、保険料の未納が続くことによって介護サービスの給付制限（償還払い化や支払方法の変更措置）とならないよう、納付相談や納付勧奨を行っていきます。

## 3. 計画の点検・評価

### (1) 計画の進捗管理

要介護・要支援認定者の状況やサービス利用状況等について、毎年度計画値と実績値の比較検討を行い、適正な進捗管理に努めます。また町民の意見を反映させるために、「八丈町介護保険運営協議会」において進捗管理を行います。

### (2) 関係部局との連携

高齢者施策は、福祉、保健、医療、産業、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。その理念を具体化し、施策を展開していくためには、行政全般にわたり取り組む体制を強化し、関連部署との連携強化に努めます。

### (3) 関連団体、事業者等との連携

社会福祉協議会や民生委員、自治会、シルバー人材センター、老人クラブ、婦人会など保健、福祉、介護等に関わる各種団体等との連携を一層強化するとともに、高齢者を支援する各種ボランティア団体等の発掘に努め、地域に密着した環境づくりに取り組みます。

サービスの質の向上や効率的なサービス提供、利用者のニーズ把握や苦情対応及び情報提供等について、適切な対応が図られるよう体制の整備に努めます。

### (4) 行政財政基盤

長期にわたる景気低迷により、自治体を取り巻く財政環境は極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中で、地方分権の進展や介護保険の推進など、新たな行政課題への対応をはじめ、在宅福祉サービスを中心とした福祉施策を推進するために、社会経済状況の変化に対応した諸施策への転換や効率的な財政運営を進め、財政基盤を確立することが重要となります。

今後は、より一層効率的な財政運営に努めるとともに、国や東京都の福祉施策の動向に注視しながら、施策の見直しを図ります。

八丈町高齢者保健福祉計画

・第8期介護保険事業計画

# 資 料 編

## 資料1 八丈町介護保険運営協議会

### (1) 委員名簿

| 区分             | 氏名     |
|----------------|--------|
| 介護保険被保険者を代表する者 | ◎笹本 長利 |
|                | 山下 和彦  |
|                | 林 文子   |
|                | 奥山 幸子  |
| 学識経験者          | ○佐藤 正子 |
|                | 菊池 清泰  |
| 介護サービス事業者      | 沖山 昇   |
|                | 西尾 千章  |
|                | 渡辺 彰敏  |
|                | 浅沼 剛成  |

◎会長      ○職務代理者

### (2) 関係機関との連携

本計画は、高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営主管である福祉健康課高齢福祉係のほか、関連する部門との密接な連携を図りながら策定しています。

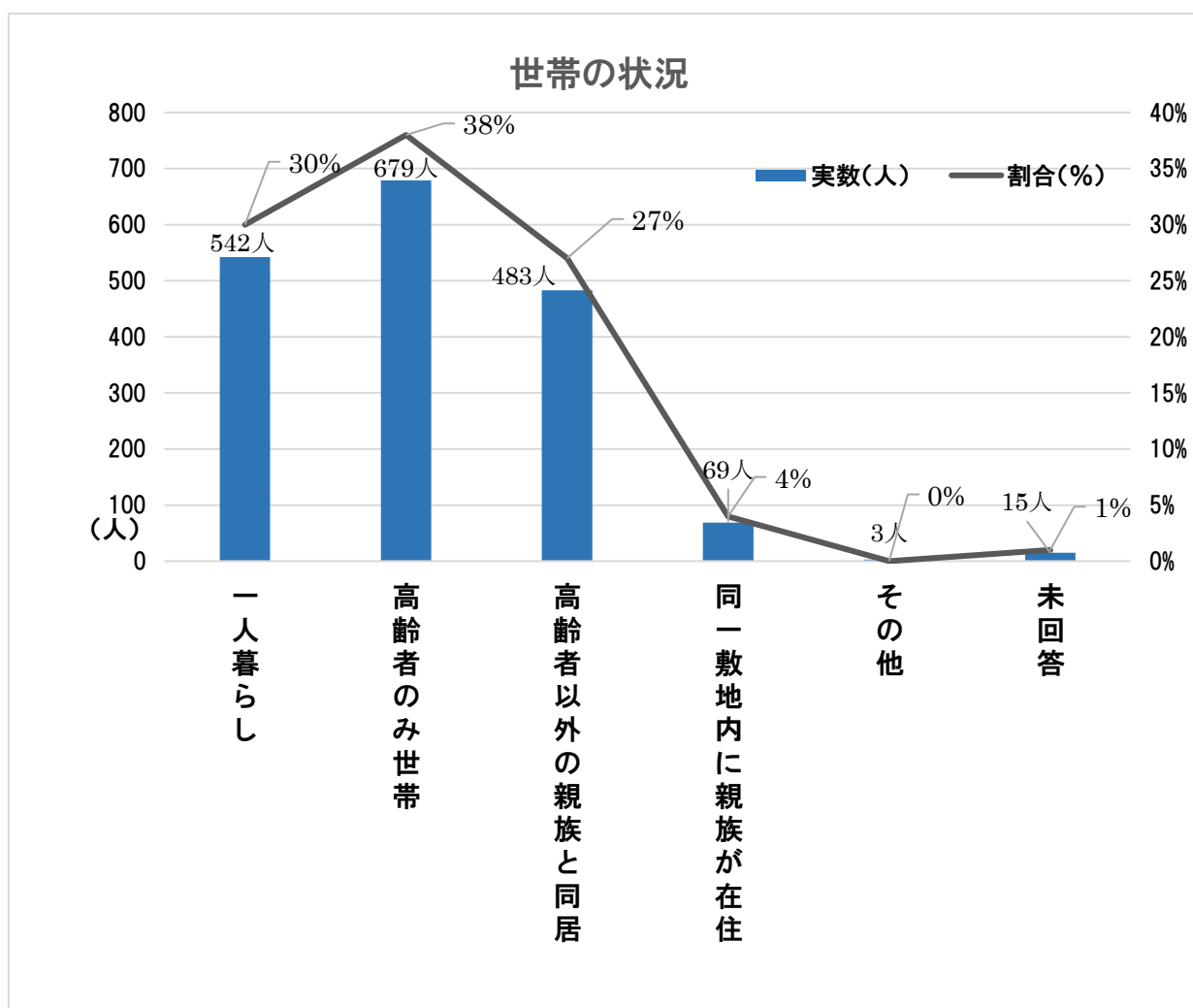
## 資料2 高齢者実態調査(平成31年度) 調査結果

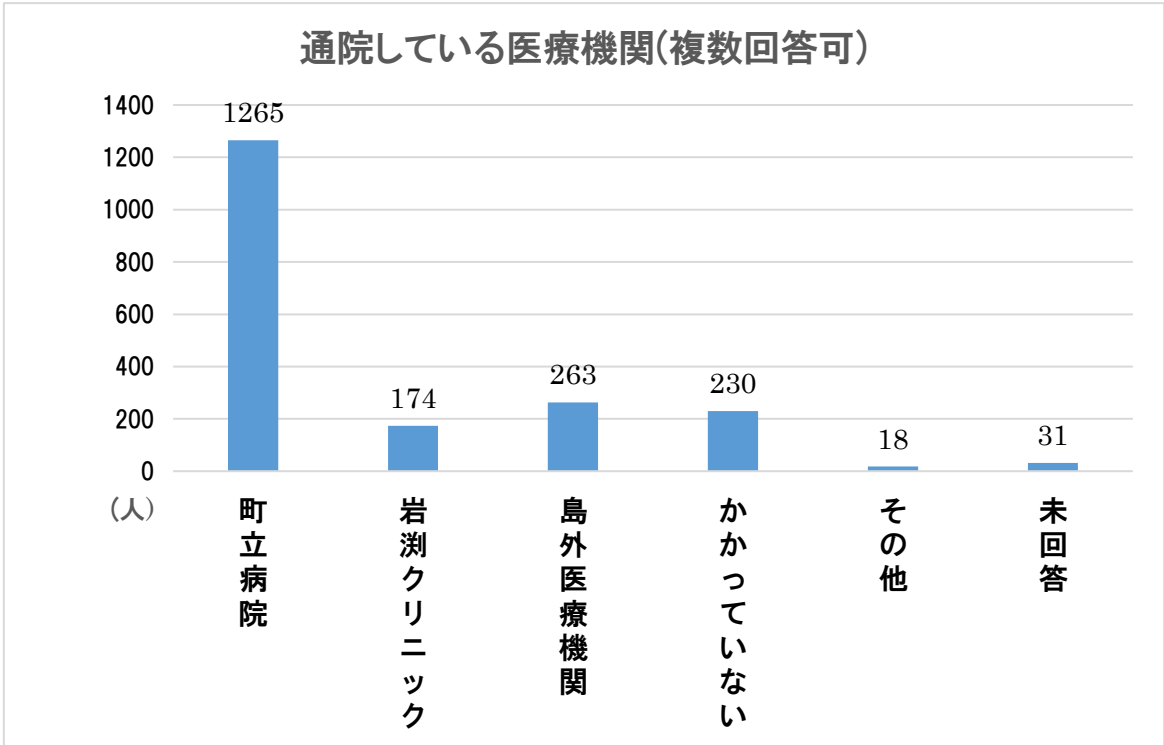
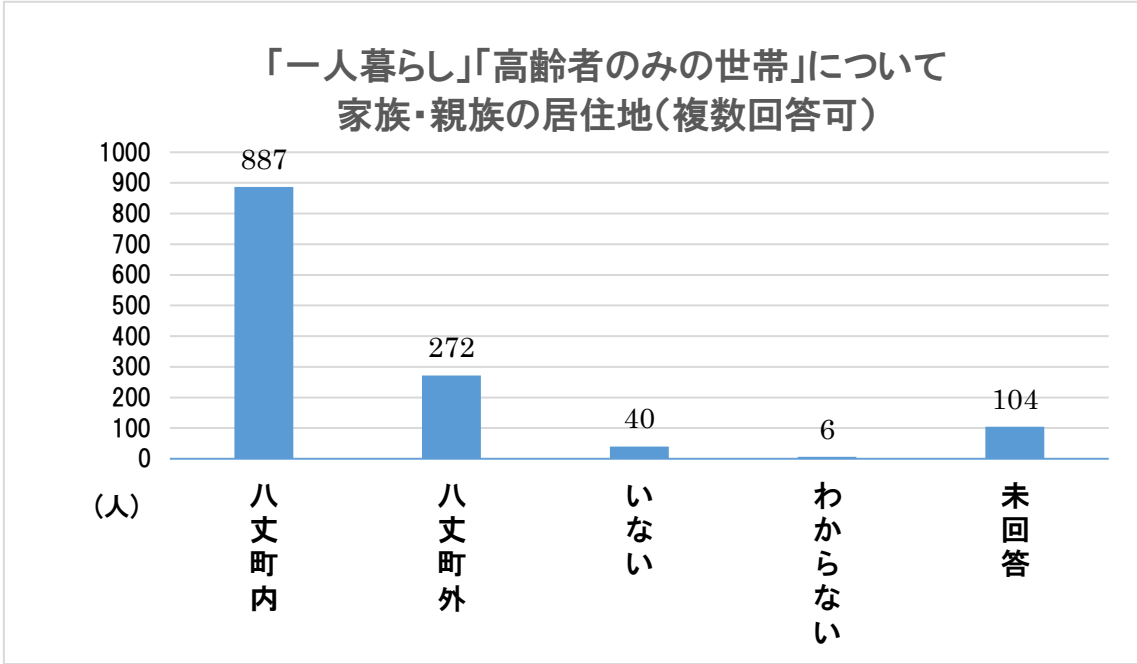
(再掲)

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 1 対象者  | 平成31年4月1日現在70歳以上の方 |
| 2 対象者数 | 2,048人             |
| 3 調査地域 | 町内全域               |
| 4 調査方法 | 民生委員による聴き取り(訪問)    |
| 5 調査期間 | 平成31年5月～8月         |

| 調査対象者  | 回答数    | 有効回収率 |
|--------|--------|-------|
| 2,048人 | 1,790人 | 87.4% |

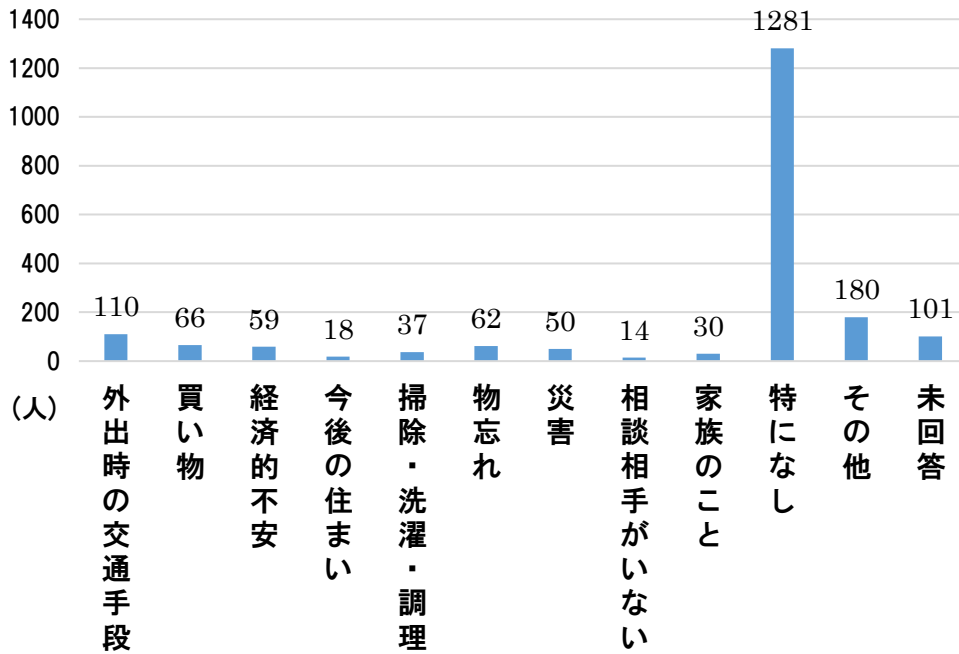
調査項目は町が独自に設定した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から調査を中止としたため、平成31年度の調査結果を掲載する。



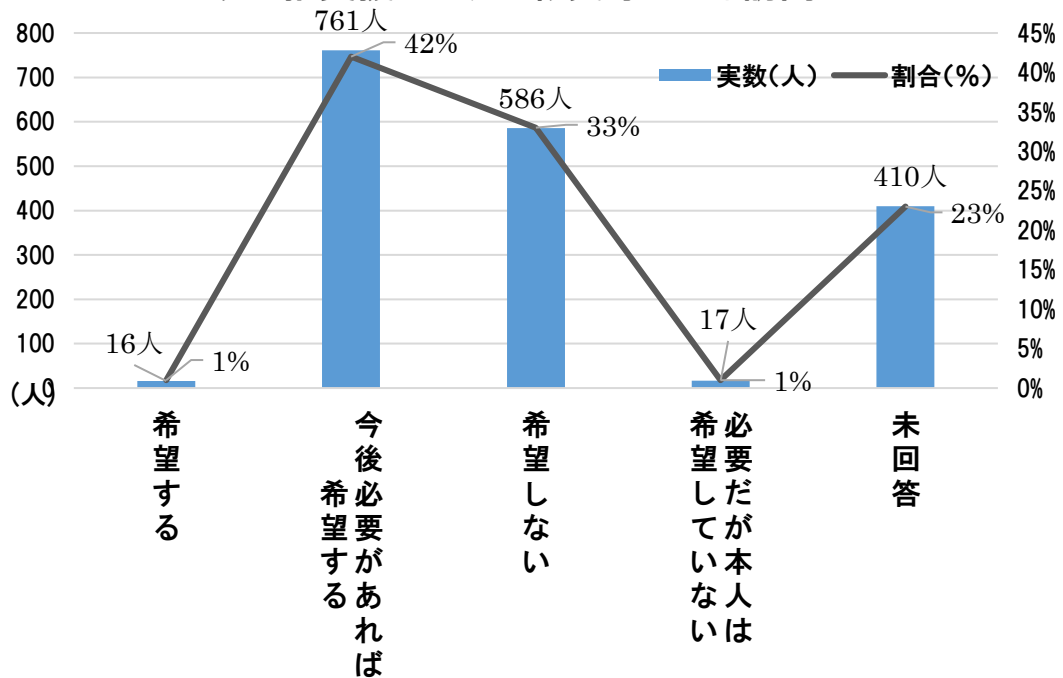


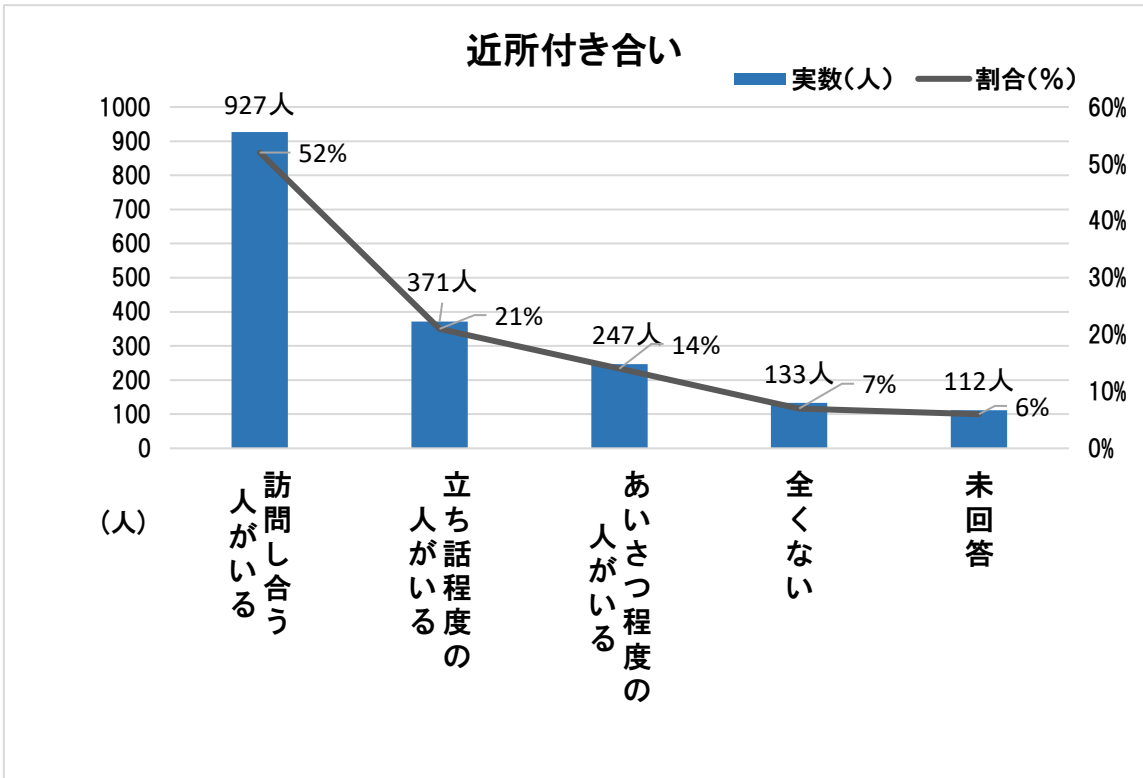
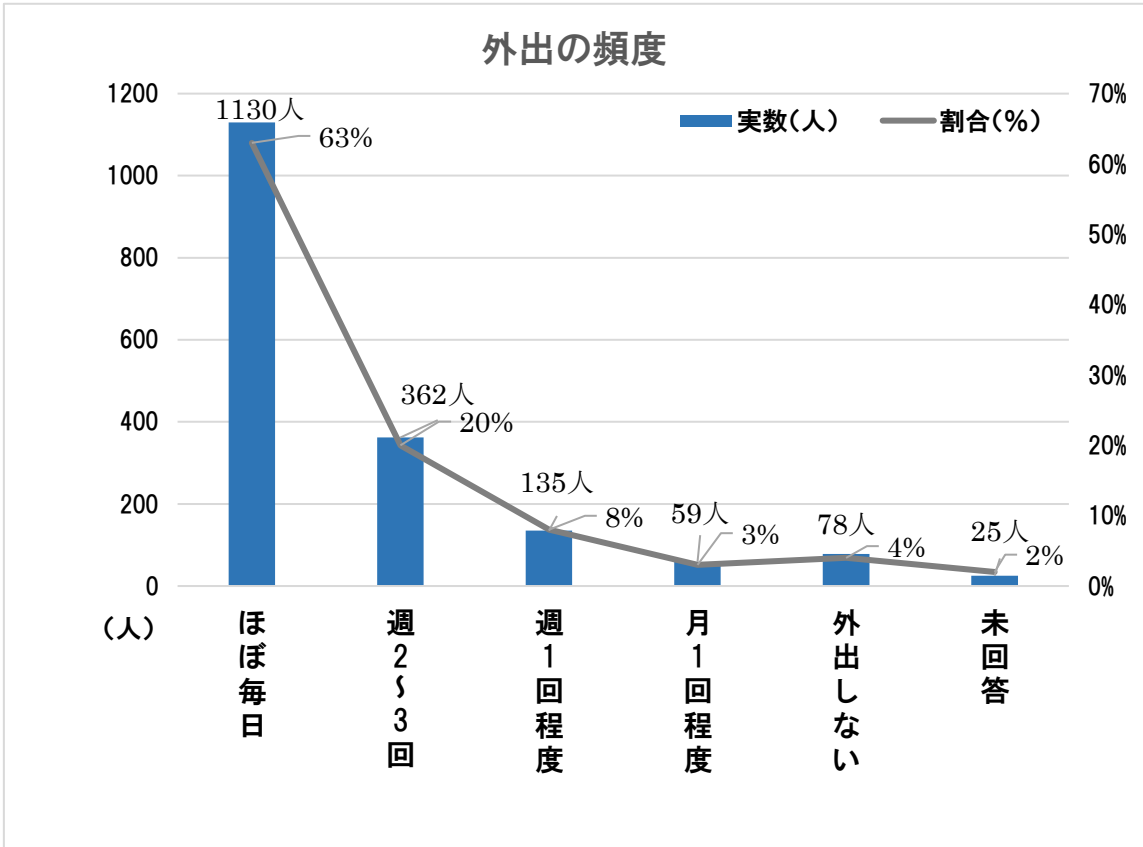


### 困っていること・心配なこと(複数回答可)



### 地域包括支援センター職員等による訪問





### 資料3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 調査結果

(再掲)

|        |   |
|--------|---|
| 1 対象者  | 令和2年6月15日時点の要介護1～5の認定者を除いた65歳以上から800人を無作為抽出<br>(単純無作為抽出法) |
| 2 対象者数 | 800人  |
| 3 対象地域 | 町内全域  |
| 4 調査方法 | 郵送  |
| 5 調査期間 | 令和2年7月～8月   |

| 調査対象者 | 回答数  | 回収率   |
|-------|------|-------|
| 800人  | 520人 | 65.0% |

平成29年度、令和2年度とも厚生労働省が例示した調査票を使用した。  
平成29年度は、対象者：300名 回答者：188名(回収率：62.7%)であった。  
集計結果は小数点以下を四捨五入して表示した。

#### <家族や生活状況について>

・あなたの世帯の状況は次のどれにあてはまりますか

| 項目                  | H29 | R2  |
|---------------------|-----|-----|
| 1 ひとり暮らし            | 26% | 29% |
| 2 夫婦二人暮らし(配偶者65歳以上) | 46% | 43% |
| 3 夫婦二人暮らし(配偶者64歳以下) | 7%  | 5%  |
| 4 息子・娘との2世帯         | 10% | 10% |
| 5 その他               | 7%  | 12% |
| 6 無回答               | 4%  | 4%  |

- ・あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

| 項目   | H29 | R2  |
|--|-----|-----|
| 1 介護・介助は必要ない   | 79% | 80% |
| 2 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない                           | 8%  | 10% |
| 3 現在、何らかの介護を受けている<br>(※介護認定を受けずにご家族などの介護を受けている場合も含む) | 9%  | 7%  |
| 4 無回答  | 4%  | 3%  |

- ・現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

| 項目         | H29 | R2  |
|------------|-----|-----|
| 1 大変苦しい    | 7%  | 6%  |
| 2 やや苦しい    | 19% | 17% |
| 3 ふつう      | 65% | 69% |
| 4 ややゆとりがある | 8%  | 3%  |
| 5 大変ゆとりがある | 0%  | 1%  |
| 6 無回答      | 1%  | 4%  |

### <からだを動かすことについて>

- ・階段を手すりや壁をつたわず昇っていますか

| 項目            | H29 | R2  |
|---------------|-----|-----|
| 1 できるし、している   | 68% | 64% |
| 2 できるけど、していない | 15% | 14% |
| 3 できない        | 14% | 18% |
| 4 無回答         | 3%  | 4%  |

- ・椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか

| 項目            | H29 | R 2 |
|---------------|-----|-----|
| 1 できるし、している   | 79% | 75% |
| 2 できるけど、していない | 9%  | 14% |
| 3 できない        | 11% | 18% |
| 4 無回答         | 1%  | 4%  |

- ・15分位続けて歩いていますか

| 項目            | H29 | R 2 |
|---------------|-----|-----|
| 1 できるし、している   | 65% | 64% |
| 2 できるけど、していない | 24% | 22% |
| 3 できない        | 10% | 12% |
| 4 無回答         | 1%  | 2%  |

- ・過去1年間に転んだ経験がありますか

| 項目      | H29 | R 2 |
|---------|-----|-----|
| 1 何度もある | 10% | 11% |
| 2 1度ある  | 16% | 17% |
| 3 ない    | 73% | 69% |
| 4 無回答   | 1%  | 3%  |

- ・転倒に対する不安は大きいですか

| 項目         | H29 | R 2 |
|------------|-----|-----|
| 1 とても不安である | 19% | 15% |
| 2 やや不安である  | 31% | 34% |
| 3 あまり不安でない | 24% | 27% |
| 4 不安でない    | 23% | 19% |
| 5 無回答      | 3%  | 5%  |

- ・週に1回以上は外出していますか

| 項目          | H29 | R 2 |
|-------------|-----|-----|
| 1 ほとんど外出しない | 13% | 10% |
| 2 週1回       | 5%  | 14% |
| 3 週2～4回     | 31% | 34% |
| 4 週5回以上     | 48% | 40% |
| 5 無回答       | 3%  | 2%  |

- ・昨年と比べて外出の回数が減っていますか

| 項目          | H29 | R 2 |
|-------------|-----|-----|
| 1 とても減っている  | 4%  | 8%  |
| 2 減っている     | 21% | 31% |
| 3 あまり減っていない | 23% | 22% |
| 4 減っていない    | 49% | 36% |
| 5 無回答       | 3%  | 3%  |

### <食べることについて>

- ・半年前に比べて硬い者が食べにくくなりましたか

| 項目    | H29 | R 2 |
|-------|-----|-----|
| 1 はい  | 35% | 32% |
| 2 いいえ | 64% | 64% |
| 3 無回答 | 1%  | 4%  |

- ・ 歯の数と入れ歯の利用状況を教えてください  
(成人の歯の総本数は、親知らずを含めて32本です)

| 項目                    | H29 | R2  |
|-----------------------|-----|-----|
| 1 自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用 | 14% | 15% |
| 2 自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし | 85% | 24% |
| 3 自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用 | 0%  | 40% |
| 4 自分の歯は19本以下、入れ歯の利用なし | 0%  | 11% |
| 5 無回答                 | 1%  | 10% |

- ・ どなたかと食事をともにする機会がありますか

| 項目        | H29 | R2  |
|-----------|-----|-----|
| 1 毎日ある    | 16% | 44% |
| 2 週に何度かある | 82% | 7%  |
| 3 月に何度かある | 0%  | 13% |
| 4 年に何度かある | 1%  | 15% |
| 5 ほとんどない  | 0%  | 18% |
| 6 無回答     | 1%  | 3%  |

### <毎日の生活について>

- ・ 物忘れが多いと感じますか

| 項目    | H29 | R2  |
|-------|-----|-----|
| 1 はい  | 26% | 39% |
| 2 いいえ | 68% | 57% |
| 3 無回答 | 6%  | 4%  |

- ・バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）

| 項目            | H29 | R 2 |
|---------------|-----|-----|
| 1 できるし、している   | 85% | 73% |
| 2 できるけど、していない | 10% | 12% |
| 3 できない        | 0%  | 9%  |
| 4 無回答         | 5%  | 6%  |

- ・自分で食品・日用品の買い物をしていますか

| 項目            | H29 | R 2 |
|---------------|-----|-----|
| 1 できるし、している   | 18% | 75% |
| 2 できるけど、していない | 78% | 14% |
| 3 できない        | 0%  | 6%  |
| 4 無回答         | 4%  | 5%  |

- ・自分で食事の用意をしていますか

| 項目            | H29 | R 2 |
|---------------|-----|-----|
| 1 できるし、している   | 81% | 71% |
| 2 できるけど、していない | 5%  | 17% |
| 3 できない        | 10% | 6%  |
| 4 無回答         | 4%  | 5%  |

- ・自分で請求書の支払をしていますか

| 項目            | H29 | R 2 |
|---------------|-----|-----|
| 1 できるし、している   | 76% | 76% |
| 2 できるけど、していない | 14% | 13% |
| 3 できない        | 7%  | 6%  |
| 4 無回答         | 4%  | 5%  |



- ・自分で預貯金の出し入れをしていますか

| 項目            | H29 | R 2 |
|---------------|-----|-----|
| 1 できるし、している   | 73% | 75% |
| 2 できるけど、していない | 15% | 14% |
| 3 できない        | 9%  | 6%  |
| 4 無回答         | 3%  | 5%  |

### <地域での活動について>

- ・以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

#### ① ボランティアのグループ

| 項目        | H29 | R 2 |
|-----------|-----|-----|
| 1 週4回以上   | 1%  | 0%  |
| 2 週2～3回   | 0%  | 0%  |
| 3 週1回     | 2%  | 1%  |
| 4 月1～3回   | 3%  | 2%  |
| 5 年に数回    | 5%  | 5%  |
| 6 参加していない | 58% | 58% |
| 7 無回答     | 31% | 34% |

#### ② スポーツ関係のグループやクラブ

| 項目        | H29 | R 2 |
|-----------|-----|-----|
| 1 週4回以上   | 1%  | 2%  |
| 2 週2～3回   | 6%  | 2%  |
| 3 週1回     | 1%  | 3%  |
| 4 月1～3回   | 3%  | 2%  |
| 5 年に数回    | 4%  | 4%  |
| 6 参加していない | 54% | 55% |
| 7 無回答     | 31% | 32% |

③趣味関係のグループ

| 項目        | H29 | R 2 |
|-----------|-----|-----|
| 1 週4回以上   | 1%  | 2%  |
| 2 週2～3回   | 3%  | 2%  |
| 3 週1回     | 3%  | 3%  |
| 4 月1～3回   | 9%  | 4%  |
| 5 年に数回    | 5%  | 3%  |
| 6 参加していない | 52% | 54% |
| 7 無回答     | 27% | 32% |

④学習・教養サークル

| 項目        | H29 | R 2 |
|-----------|-----|-----|
| 1 週4回以上   | 0%  | 0%  |
| 2 週2～3回   | 1%  | 0%  |
| 3 週1回     | 1%  | 2%  |
| 4 月1～3回   | 2%  | 1%  |
| 5 年に数回    | 2%  | 1%  |
| 6 参加していない | 62% | 60% |
| 7 無回答     | 32% | 36% |

- ・地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりをすすめるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

| 項目        | H29 | R 2 |
|-----------|-----|-----|
| 1 是非参加したい | 9%  | 8%  |
| 2 参加してもよい | 46% | 42% |
| 3 参加したくない | 37% | 40% |
| 4 無回答     | 8%  | 10% |

- ・地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりをすすめるとしたら、あなたはその活動の企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか

| 項目        | H29 | R 2 |
|-----------|-----|-----|
| 1 是非参加したい | 3%  | 2%  |
| 2 参加してもよい | 28% | 30% |
| 3 参加したくない | 59% | 56% |
| 4 無回答     | 11% | 12% |

<たすけあいについて>

- ・あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人（複数回答可）

| 項目            | H29 | R 2 |
|---------------|-----|-----|
| 1 配偶者         | 47% | 43% |
| 2 同居の子ども      | 10% | 12% |
| 3 別居の子ども      | 33% | 33% |
| 4 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 30% | 34% |
| 5 近隣          | 9%  | 10% |
| 6 友人          | 44% | 44% |
| 7 その他         | 4%  | 3%  |
| 8 そのような人はいない  | 6%  | 14% |
| 9 無回答         | 0%  | 0%  |

- ・反対に、あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人（複数回答可）

| 項目            | H29 | R 2 |
|---------------|-----|-----|
| 1 配偶者         | 43% | 38% |
| 2 同居の子ども      | 9%  | 10% |
| 3 別居の子ども      | 29% | 29% |
| 4 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 30% | 33% |
| 5 近隣          | 18% | 12% |
| 6 友人          | 47% | 46% |
| 7 その他         | 2%  | 4%  |
| 8 そのような人はいない  | 10% | 19% |
| 9 無回答         | 0%  | 0%  |

・あなたが病気で数日寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人（複数回答可）

| 項目            | H29 | R 2 |
|---------------|-----|-----|
| 1 配偶者         | 52% | 48% |
| 2 同居の子ども      | 12% | 16% |
| 3 別居の子ども      | 25% | 29% |
| 4 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 23% | 23% |
| 5 近隣          | 4%  | 4%  |
| 6 友人          | 11% | 11% |
| 7 その他         | 3%  | 2%  |
| 8 そのような人はいない  | 12% | 17% |
| 9 無回答         | 0%  | 0%  |

・反対に、看病や世話をしてあげる人（複数回答可）

| 項目            | H29 | R 2 |
|---------------|-----|-----|
| 1 配偶者         | 49% | 47% |
| 2 同居の子ども      | 11% | 13% |
| 3 別居の子ども      | 19% | 17% |
| 4 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 24% | 26% |
| 5 近隣          | 7%  | 5%  |
| 6 友人          | 15% | 12% |
| 7 その他         | 3%  | 3%  |
| 8 そのような人はいない  | 19% | 29% |
| 9 無回答         | 0%  | 0%  |

## <健康について>

・現在のあなたの健康状態はいかがですか

| 項目        | H29 | R 2 |
|-----------|-----|-----|
| 1 とてもよい   | 10% | 10% |
| 2 まあよい    | 61% | 60% |
| 3 あまりよくない | 17% | 20% |
| 4 よくない    | 4%  | 3%  |
| 5 無回答     | 8%  | 7%  |

- あなたは、現在どの程度幸せですか  
 (「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点としてご記入ください)

| 項目     | H29 | R 2 |
|--------|-----|-----|
| 1 0点   | 1%  | 1%  |
| 2 1点   | 0%  | 0%  |
| 3 2点   | 1%  | 1%  |
| 4 3点   | 2%  | 2%  |
| 5 4点   | 3%  | 3%  |
| 6 5点   | 18% | 22% |
| 7 6点   | 4%  | 8%  |
| 8 7点   | 13% | 10% |
| 9 8点   | 21% | 15% |
| 10 9点  | 11% | 8%  |
| 11 10点 | 17% | 20% |
| 12 無回答 | 9%  | 10% |

- この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがあります

| 項目    | H29 | R 2 |
|-------|-----|-----|
| 1 はい  | 26% | 39% |
| 2 いいえ | 66% | 54% |
| 3 無回答 | 8%  | 7%  |

- この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか

| 項目    | H29 | R 2 |
|-------|-----|-----|
| 1 はい  | 16% | 22% |
| 2 いいえ | 73% | 70% |
| 3 無回答 | 11% | 8%  |

・タバコは吸っていますか

| 項目           | H29 | R 2 |
|--------------|-----|-----|
| 1 ほぼ毎日吸っている  | 29% | 11% |
| 2 時々吸っている    | 16% | 2%  |
| 3 吸っていたがやめた  | 22% | 31% |
| 4 もともと吸っていない | 26% | 50% |
| 5 無回答        | 7%  | 6%  |

・現在治療中、または後遺症のある病気はありますか（複数回答可）

| 項目                     | H29 | R 2 |
|------------------------|-----|-----|
| 1 ない                   | 19% | 22% |
| 2 高血圧                  | 33% | 38% |
| 3 脳卒中（脳出血・脳梗塞等）        | 1%  | 3%  |
| 4 心臓病                  | 11% | 11% |
| 5 糖尿病                  | 7%  | 13% |
| 6 高脂血症（脂質異常）           | 6%  | 7%  |
| 7 呼吸器の病気（肺炎や気管支炎等）     | 5%  | 6%  |
| 8 胃腸・肝臓・胆のうの病気         | 5%  | 4%  |
| 9 腎臓・前立腺の病気            | 4%  | 6%  |
| 10 筋骨格の病気（骨粗しょう症・関節症等） | 13% | 10% |
| 11 外傷（転倒・骨折等）          | 5%  | 3%  |
| 12 がん（新生物）             | 4%  | 5%  |
| 13 血液・免疫の病気            | 1%  | 1%  |
| 14 うつ病                 | 0%  | 1%  |
| 15 認知症（アルツハイマー病等）      | 0%  | 1%  |
| 16 パーキンソン病             | 0%  | 0%  |
| 17 目の病気                | 18% | 18% |
| 18 耳の病気                | 5%  | 7%  |
| 19 その他                 | 6%  | 12% |
| 20 無回答                 | 0%  | 0%  |

## 資料4 在宅介護実態調査 調査結果

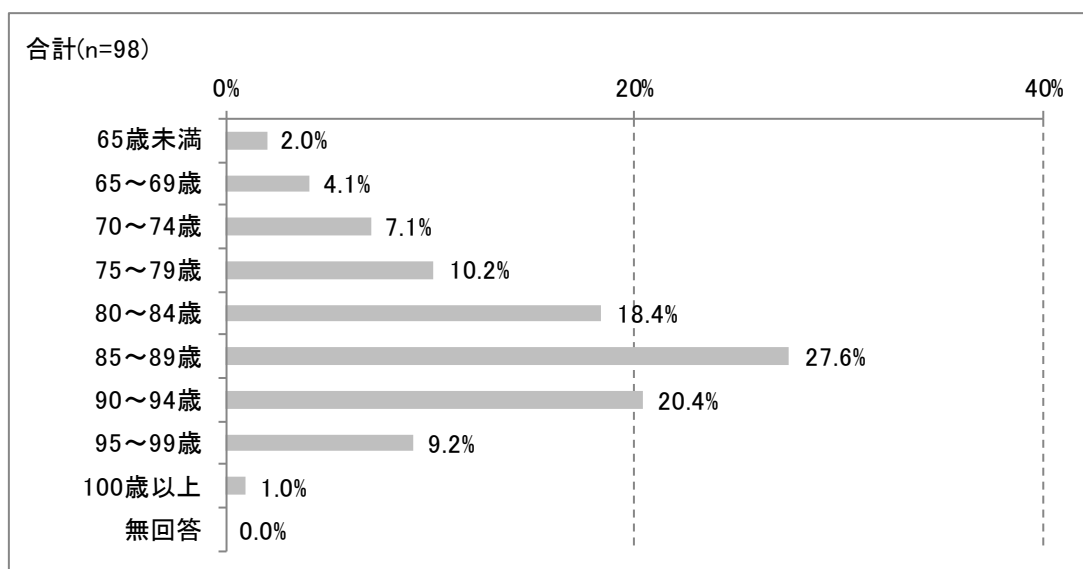
(再掲)

|        |  |
|--------|--|
| 1 対象者  | 在宅で介護を受けており、調査期間内に介護認定の更新または区分変更申請をして認定調査を受けた方 |
| 2 対象者数 | 325人   |
| 3 対象地域 | 町内全域   |
| 4 調査方法 | 要介護認定調査と同時に実施                                  |
| 5 調査期間 | 平成31年1月～R2年12月                                 |

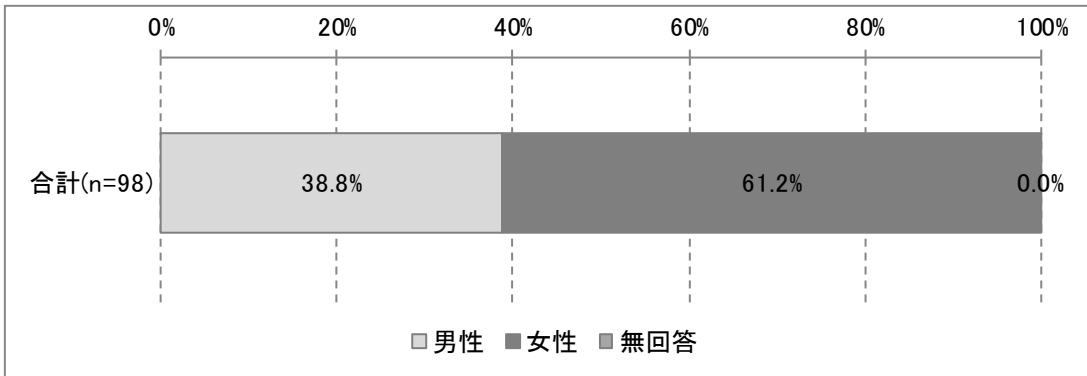
| 調査対象者 | 回答数 | 有効回収率 |
|-------|-----|-------|
| 325人  | 98人 | 30.2% |

調査票は厚生労働省が例示したものから抜粋して作成した。

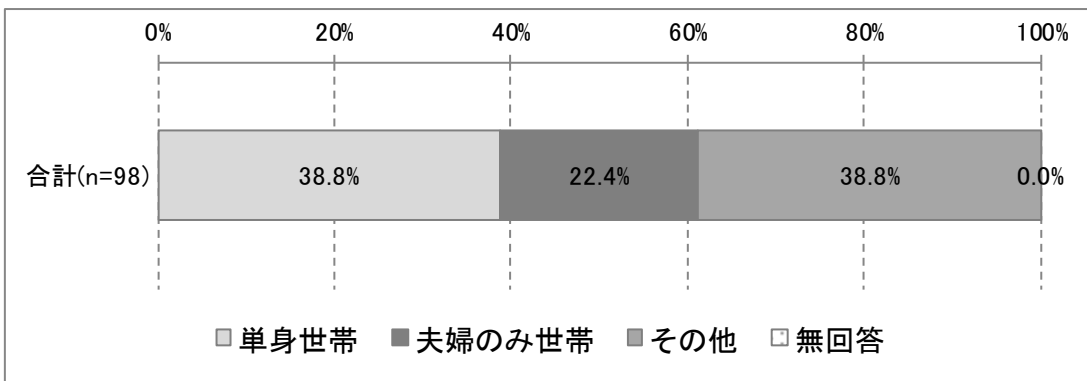
### 基本属性（年齢）



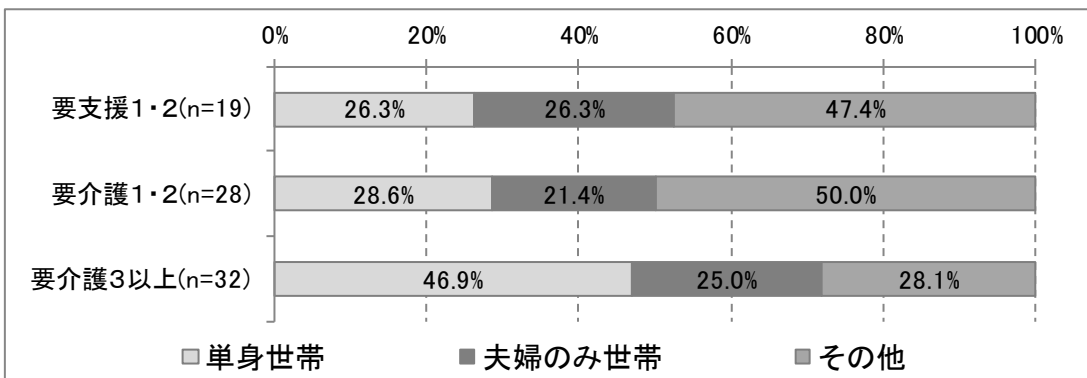
### 基本属性（性別）



### 世帯類型（単数回答）

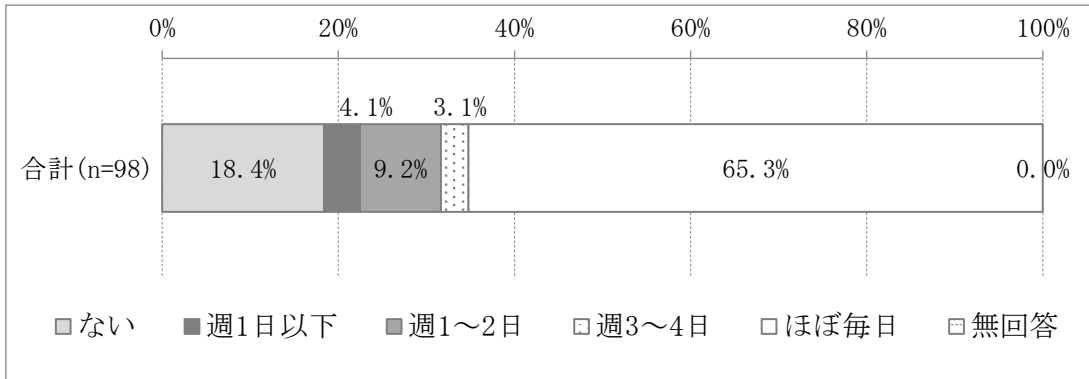


### 要介護度別・世帯類型

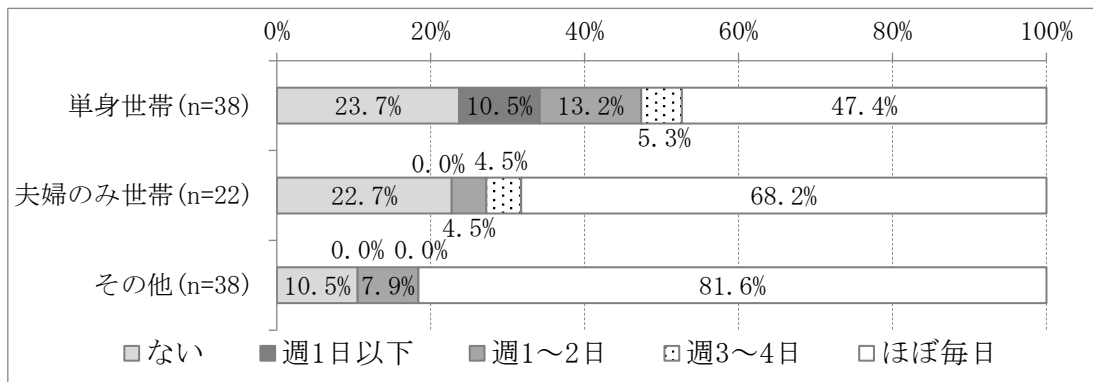




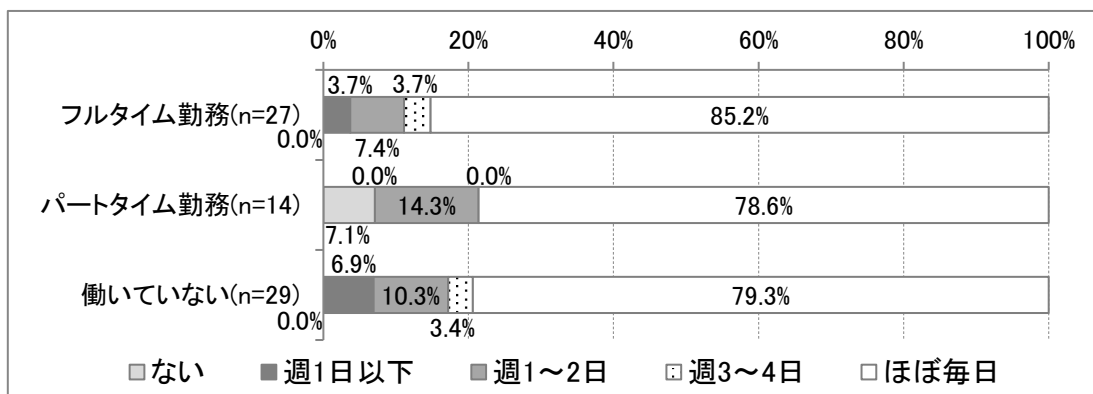
### 家族等による介護の頻度（単数回答）



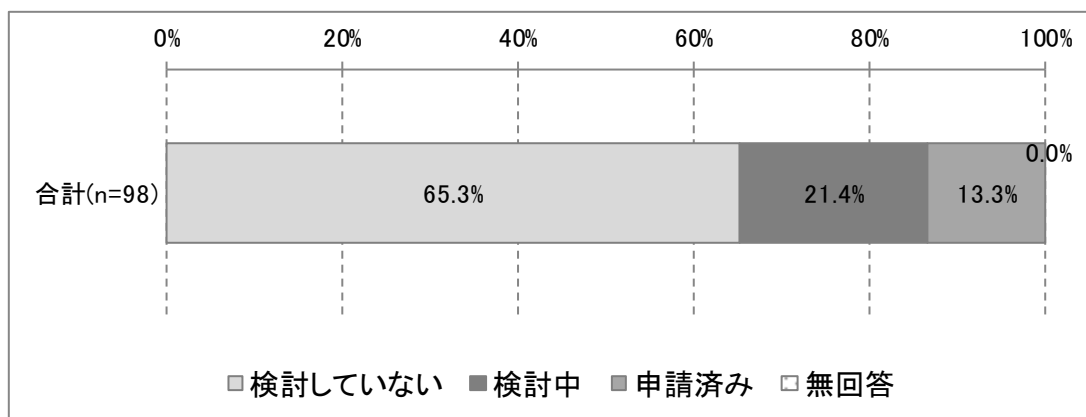
### 世帯類型別・家族等による介護の頻度



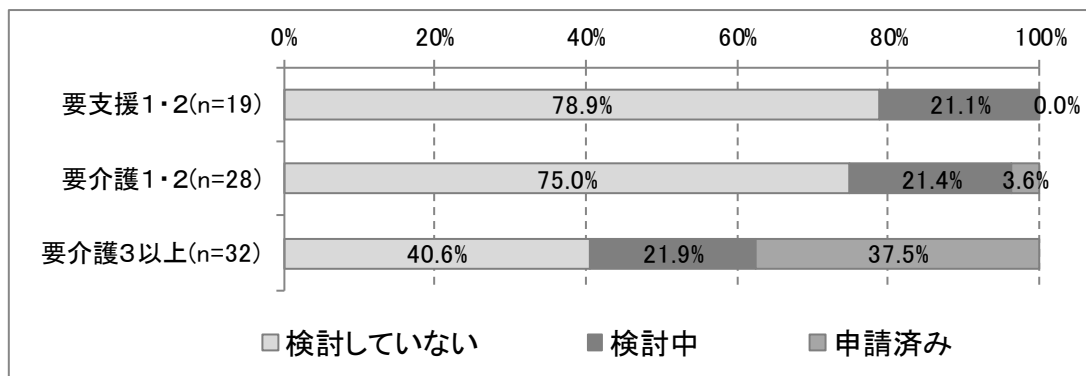
### 就労状況別・家族等による介護の頻度



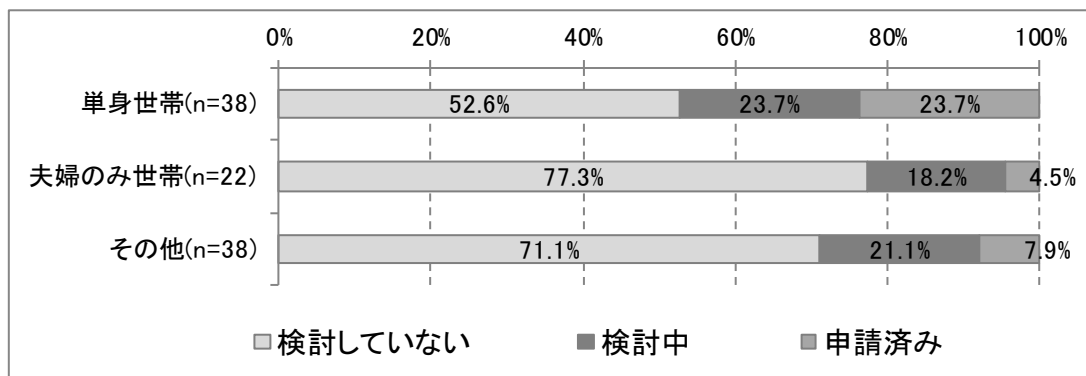
### 施設等検討の状況（単数回答）



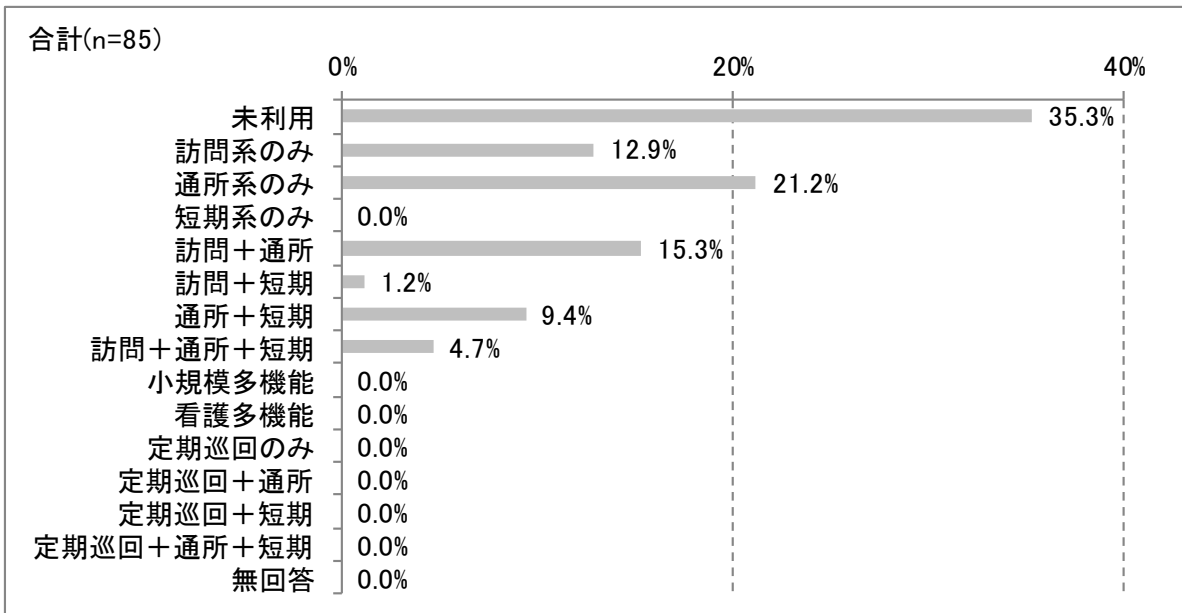
### 要介護度別・施設等検討の状況



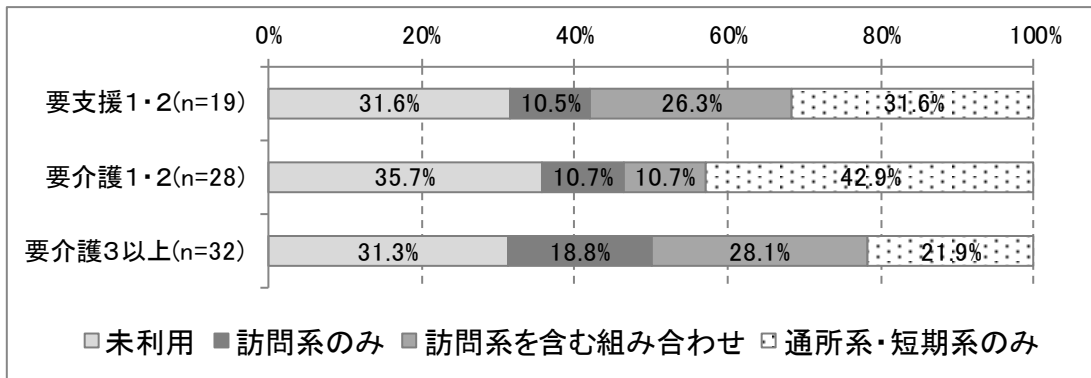
### 世帯類型別・施設等検討の状況



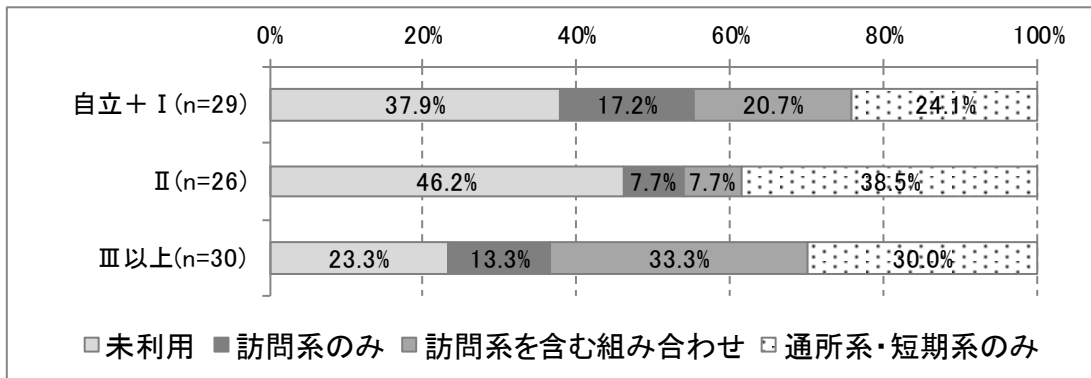
## サービス利用の組み合わせ



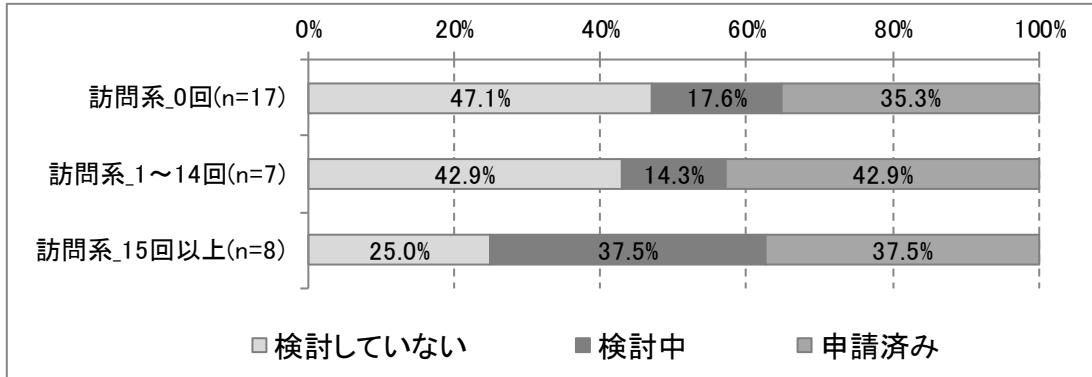
## 要介護度別・サービス利用の組み合わせ



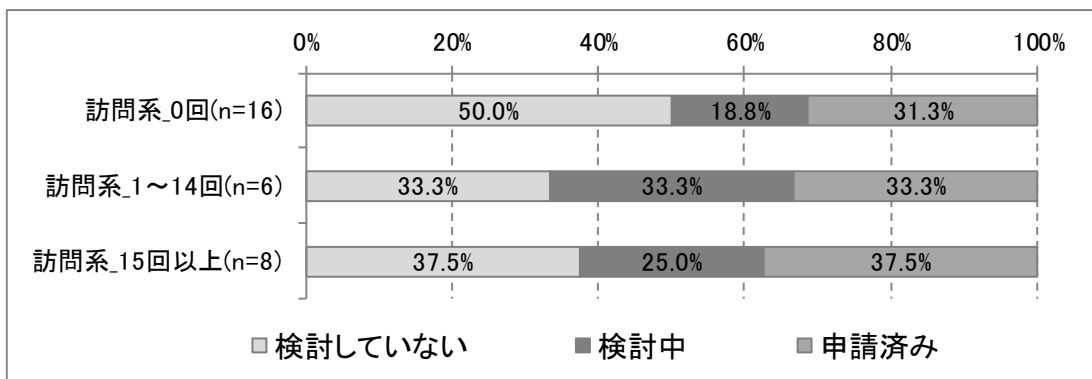
## 認知症自立度別・サービス利用の組み合わせ



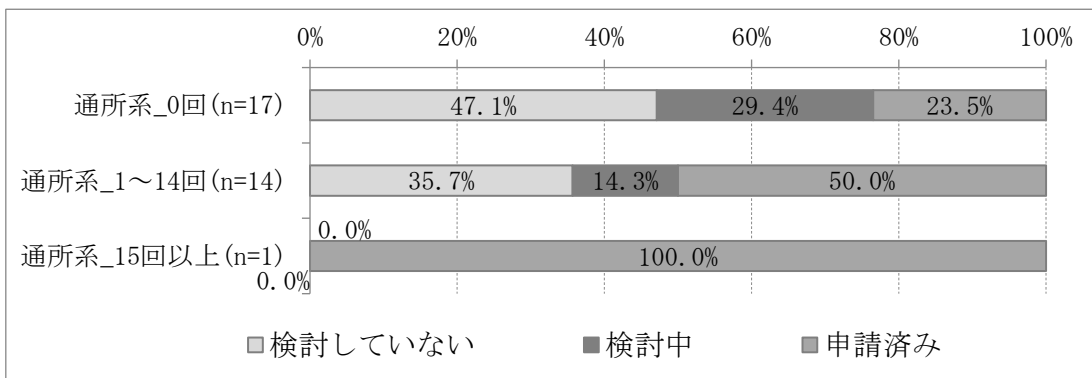
サービス利用回数と施設等検討の状況（訪問系、要介護3以上）



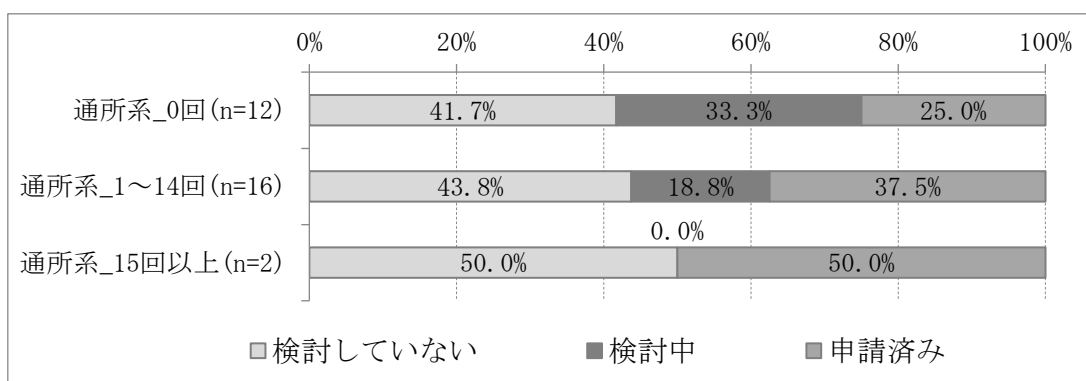
サービス利用回数と施設等検討の状況（訪問系、認知症Ⅲ以上）



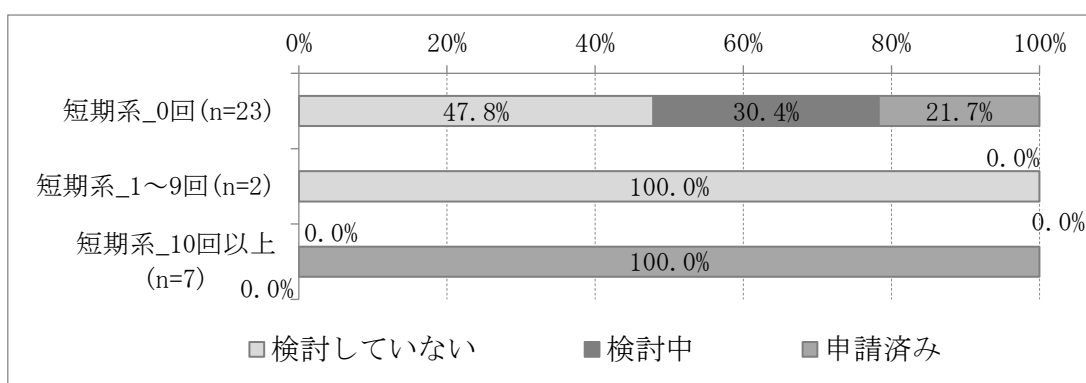
サービス利用回数と施設等検討の状況（通所系、要介護3以上）



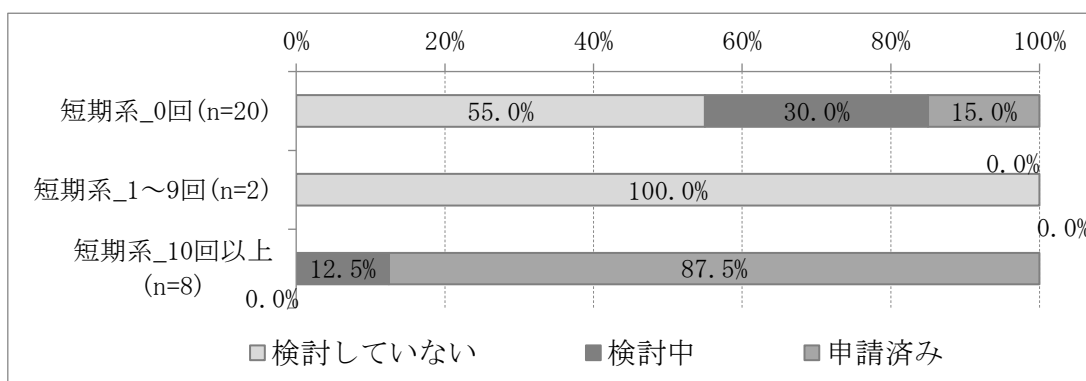
### サービス利用回数と施設等検討の状況（通所系、認知症Ⅲ以上）



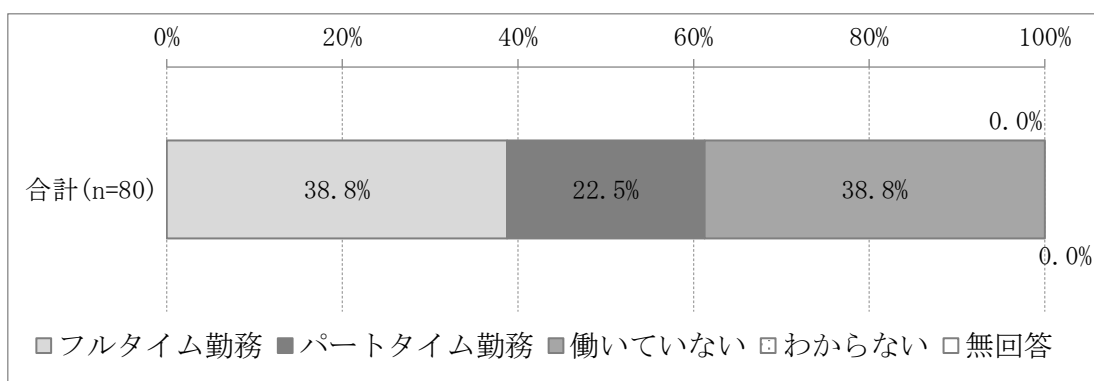
### サービス利用回数と施設等検討の状況（短期系、要介護3以上）



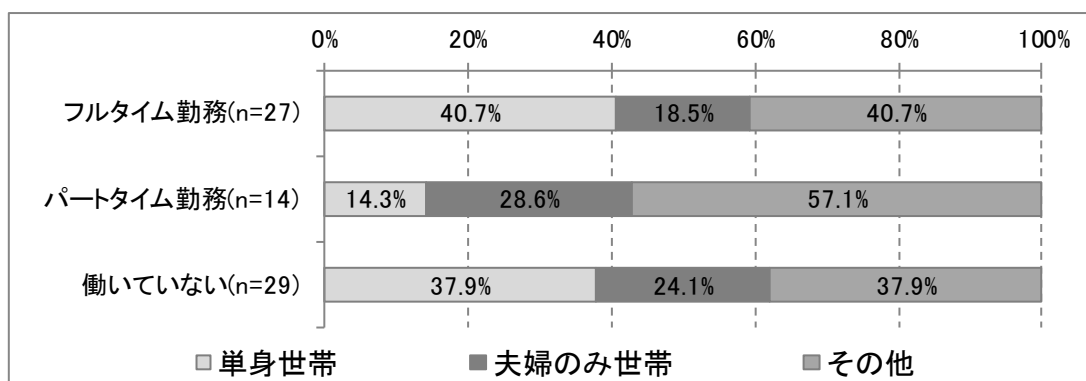
### サービス利用回数と施設等検討の状況（短期系、認知症Ⅲ以上）



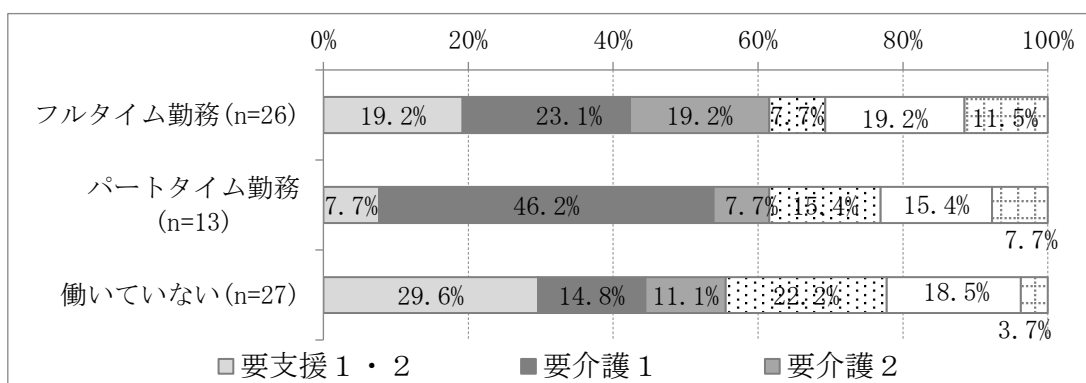
### 主な介護者の勤務形態（単数回答）



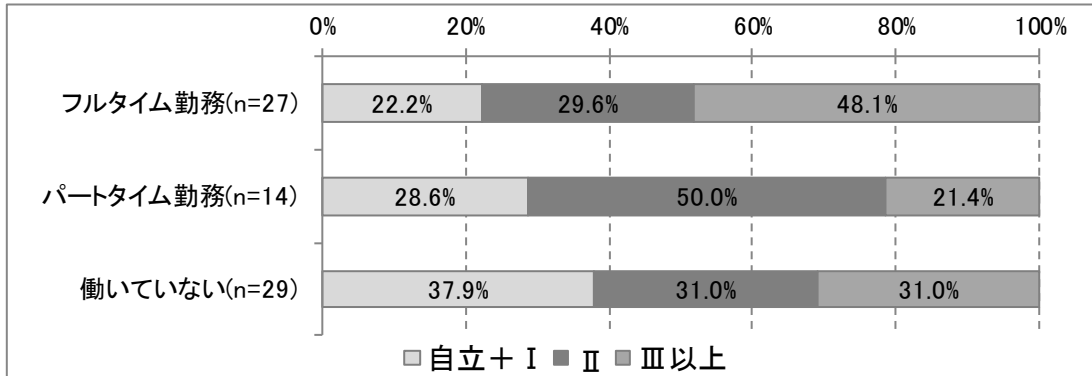
### 就労状況別・世帯類型



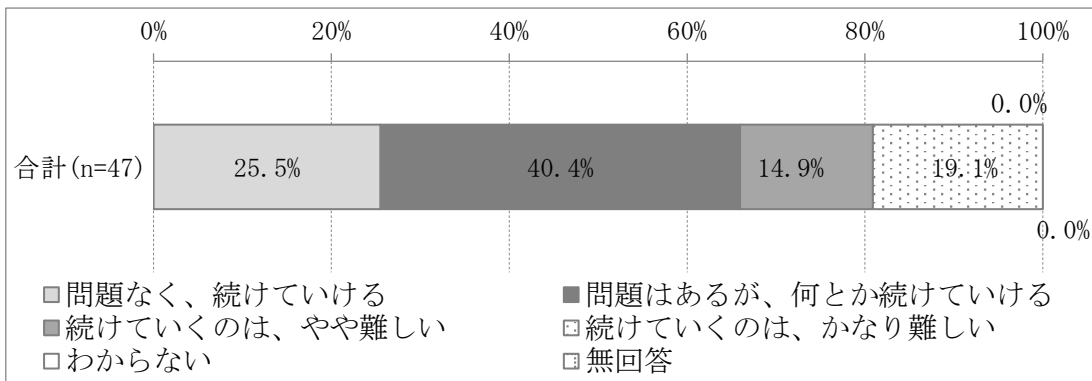
### 就労状況別・要介護度



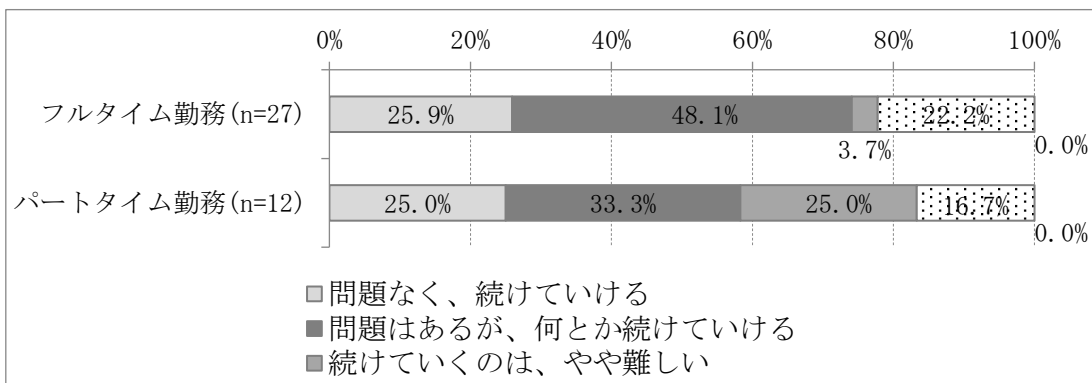
### 就労状況別・認知症自立度



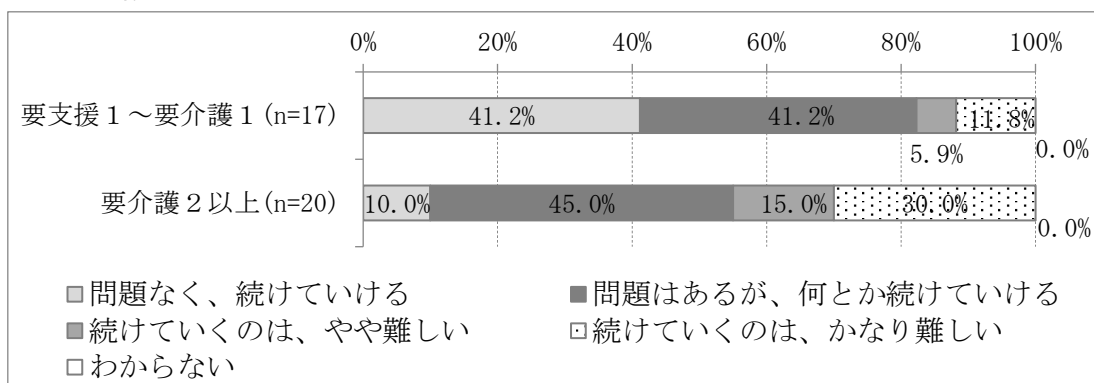
### 主な介護者の就労継続の可否に係る意識（単数回答）



### 就労状況別・就労継続見込み



### 要介護度別・就労継続見込み（フルタイム勤務+パートタイム勤務）



### 認知症自立度別・就労継続見込み（フルタイム勤務+パートタイム勤務）

